

栗東市地域防災計画

(素案)

令和6年12月

これまで、栗東市地域防災計画は、阪神・淡路大震災を契機に抜本的な改定を行って以来、上位機関との認識の整合を図りつつ、数年に一度のペースで時点修正を重ねてきた。

しかしながら、職員数・組織体制の変化による現実と計画の乖離、部署別の動きがわかりにくい構成、重複した内容の掲載による膨大なページ数などの課題を抱えた計画となっていることから、今回の改定は、よりわかりやすくコンパクトで実践的な計画をめざし、全面的に見直しを行い、次のような構成とした。

構成	対象	記載内容
【本編】 第1章 総則 第2章 災害予防計画 第3章 災害応急対策計画 第4章 災害復旧計画	市理事者 市職員 市民	災害対策基本法に基づき実施しなければならない、市の防災対策や災害応急対策について、基本的な事項を記載
【災害対応マニュアル編】	市職員 市民（自治会）	災害時の応急対策の手順等を具体的に記載
【資料編】 資料集 個別計画集	市職員	本編、災害対応マニュアル編に付随して必要となる資料、様式、用語等を記載

本編は、幅広い市民や市長・副市長等の災害対策の意思決定者等を対象に策定した。そのため、本編の掲載内容はできるだけ簡素化し、具体的な活動内容や基準等は、災害対応マニュアル編や資料編に委ねて編集している。

したがって、市職員は、事前に本編を通読し、本市の災害への備え、全庁及び自らの所属部における災害対応の全体の流れについて理解するとともに、災害時には、自らが所属する班が行うべき災害対応を確認し、別冊の「災害対応マニュアル編」及び「資料・様式編」に従って災害対応を取り行うものとする。

SDGs(SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS)

2015年9月に国連で合意された“全世界全ての人たち”が“持続的”に“人らしく生きる”ための世界共通の開発目標です。



本 編

栗東市地域防災計画

本 編

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の方針	3
第1 計画の目的	3
第2 計画の基本方針	3
第3 計画の構成	4
第4 計画の運用	5
第2節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	6
第1 市の実施責任	6
第2 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱	6
第3 住民・事業所等の役割	7
第3節 栗東市の概況と災害特性	8
第1 市の自然条件	8
第2 市の社会条件	8
第3 市の風水害特性	10
第4 市の地震災害特性	11
第5 市の原子力災害特性	15
第6 市のその他の災害特性	16
第4節 防災対策の推進方向	18
第1 防災に関する基本的な考え方	18
第2 防災計画の効果的推進	19
第3 防災計画において重点を置くべき事項	20
第2章 災害予防計画	21
第1節 地域の防災力を高めるための対策	23
第1 防災知識普及	23
第2 防災訓練	25
第3 自主防災組織の整備	26
第4 ボランティア活動支援環境の整備	27
第5 要配慮者の安全確保と支援体制の強化	28
第6 地区防災計画の作成	32
第2節 行政の災害対応能力を高めるための対策	33
第1 避難体制の整備	33
第2 防災施設等の整備	36
第3 情報通信体制の整備	40

第4 医療・救護体制の整備	42
第5 その他建築物の対策	44
第6 物資の確保と緊急輸送体制の整備	45
第3節 自然災害に対応するために必要な対策	48
第1 風水害予防対策	48
第2 土砂災害予防対策	49
第3 地震災害予防対策	50
第4 火災予防対策	51
第5 複合災害予防対策	52
第4節 事故災害に対応するために必要な対策	54
第1 ライフライン施設等の災害予防対策	54
第2 危険物施設等災害予防対策	56
第3 農林水産関係災害予防対策	58
第4 ため池等農業用施設の対策	58
第5 文化財災害予防対策	59
第6 原子力災害事前対策	59
第3章 災害応急対策計画	63
第1節 災害別の対応体制の確立	65
第1 風水害配備体制	65
第2 地震災害配備体制	71
第3 原子力災害配備体制	76
第4 その他の災害配備体制	80
第2節 災害対応のコーディネート	83
第1 情報収集・整理・伝達	83
第2 災害救助法の適用	87
第3 緊急輸送体制の整備	91
第4 応援の要請、受入れ	95
第3節 生命を守るための対策	100
第1 避難	100
第2 水防	106
第3 消防、救急・救助	107
第4 医療・救護活動	110
第5 危険物等の二次災害防止活動	114
第6 その他施設の二次災害防止活動	116
第7 原子力災害対応	122
第8 事故災害対応	127
第4節 生活を守るための対策	129

第1 避難生活支援	129
第2 飲料水・食料・生活必需品等の供給	132
第3 要配慮者対策	136
第4 行方不明者の捜索および遺体の火葬等	138
第5 防疫、保健衛生	139
第6 ライフラインの応急復旧	141
第5節 復旧への足がかり	144
第1 住宅対策	144
第2 災害廃棄物処理	146
第3 学校等における応急対策	149
第4 文化財の応急対策	151
第5 ボランティアの受入れ	151
第6 義援金品の配分	152
第4章 災害復旧計画	154
第1節 被災者の生活再建支援	156
第1 市民生活の支援	156
第2 住宅の復興	157
第3 雇用の安定と雇用機会の確保	158
第4 郵政事業の特例措置	159
第5 治安の確保および交通対策	159
第2節 企業等の再建支援	160
第1 商工業の再建支援	160
第2 農林業の再建支援	160
第3節 公共施設の災害復旧	162
第1 災害復旧事業に係る査定	162
第2 激甚災害の指定	162
第3 災害復旧資金計画	163
第4 災害復旧事業の実施	163
第4節 災害復興	164
第1 計画的な地域復興の推進	164
第2 原子力災害時の中長期対策	165

第1章 総則

第1節 計画の方針

第1 計画の目的

栗東市地域防災計画（以下「防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、栗東市防災会議が作成する計画であって、栗東市、滋賀県（以下、「県」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を発揮して、当市の地域における災害に係る災害予防、災害応急対策および災害復旧を実施することにより、市の地域ならびに住民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の基本方針

この防災計画は、災害の発生時に、被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視する。

また、近年の気象状況、社会情勢の変化等を踏まえ、以下の方針に基づき、「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興」の各段階において、国、地方行政機関、県、市、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとるために必要となる事項を定める。

1 災害に強い地域づくり

災害への対策として、従来からの治水治山を含む県土保全事業、主要交通・通信機能の強化、公共施設・ライフラインの安全性確保、土地情報のデータ化、その他まちづくりにおける防災関連事業の方策を定めて、その計画的な推進を図る。また、行政主導のハード対策のみでは、限界があることを前提に、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上、地域の災害リスクととるべき避難行動等を周知し「自らの命は自らが守る」を図る。

2 自主防災体制の確立

自助・共助の考え方に基づく防災思想、防災知識の普及、自主防災組織の育成、防災訓練の実施、災害ボランティア活動のための環境整備、企業防災の促進を図る。

また、5段階の警戒レベルにより提供する防災気象情報や避難に関する防災情報等を通じて、住民が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

3 避難行動要支援者への支援、多様な視点による対応

少子高齢化、人口の偏在、隣り近所での助け合いの精神の衰退、グローバル化等の社会情勢の変化を踏まえ、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の、年齢、性別、障がいの有無といった事情から生じる多様なニーズに対する支援の充実を図る。また、防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画の視点に配慮した体制の整備に努める。

4 防災関係機関相互の協力体制の推進

災害時の確実な情報収集・伝達・共有を可能とする防災関係機関の体制を整備し、大規

第1章 総則

第1節 計画の方針

模災害に際しての応急活動ならびに復旧・復興活動における広域応援協力体制の確立を図る。

5 警戒避難体制の整備

災害時に、住民等の迅速かつ円滑な避難が可能となるよう避難情報の伝達方法と避難体制の充実を図る。

6 防災拠点施設等の整備および物資の備蓄

災害時に、円滑な防災活動が遂行できるよう、防災拠点施設の機能を有する施設等の整備および物資の備蓄等を図る。

7 感染症を踏まえた防災対策

新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等のマスクの着用、定期的な手洗い及び消毒等の感染症対策の徹底や、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

8 SDGsの観点を踏まえた施策の推進

本計画に基づく施策推進にあたっては、2015年9月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら、取り組んでいく。

第3 計画の構成

この防災計画の構成は、次の通りとする。

1 総則

計画の目的、基本方針、内容、構成、運用、関係機関、その他計画の前提条件となる本市の現況と災害特性等を記述する。

2 災害予防計画

災害に備えて日頃より実施すべき予防対策について、「地域の防災力を高めるための対策」、「行政の災害対応能力を高めるための対策」、「自然災害に対応するために必要な対策」、「事故災害に対応するために必要な対策」の4つの節に分類して記述する。

3 災害応急対策計画

災害時の応急対策について、おおむねの時間経過に応じて、「災害別の対応体制の確立」、「災害対応のコーディネート」、「生命を守るための対策」、「生活を守るための対策」、「復旧への足がかり」の5つの節に分類して記述する。

なお、具体的な担当班、対応手順等は災害対応マニュアル編に記述する。

4 災害復旧計画

災害発生からある一定期間経過したあとの復旧・復興期の対策について、「被災者の生活再建支援」、「企業等の支援」、「公共施設の災害復旧」、「災害復興」の4つの節に分類して記述する。

第4 計画の運用

この防災計画は、次の通り運用する。

1 計画の修正

この防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。したがって各機関は、関係のある事項について、毎年栗東市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を栗東市防災会議に提出する。

また、修正したときは、同法第42条第5項の規定により、県知事に報告するとともに、住民等にその要旨を公表する。

2 他の法令に基づく計画との関係

この防災計画は、栗東市における災害対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、災害対策基本法第42条に掲げる市における防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画、防災業務計画、県地域防災計画はもとより、この計画と矛盾し、または抵触するものであってはならない。

3 計画の習熟および推進

この防災計画は、関係行政機関、関係公共機関、その他防災上重要な施設の管理者に周知徹底を図る。また、この計画のうち特に必要と思われる事項については、住民に周知徹底を図るとともに災害予防計画に基づく訓練を実施する。

なお、本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震に係る防災対策推進地域」に指定されているため、避難場所、避難経路、消防用施設等の地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項などを定めた「南海トラフ地震対策推進計画」を作成し、本計画に基づき南海トラフ地震対策の推進を図る。

個別計画集 「Ⅰ 南海トラフ地震防災対策推進計画」参照

4 地区防災計画の運用

栗東市防災会議は、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるとともに、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努める。

地区防災計画を定めた地区居住者等は、市に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定または変更をすることを提案することができる。

なお、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定める。

第2節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1 市の実施責任

市は、市の地域ならびに住民の生命・身体および財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および他の地方公共団体、住民の協力を得て、防災活動を実施する責務を有するほか、住民の自治の精神に基づく自主防災組織の充実を図り、その機能が十分発揮できるように努める。

1 栗東市防災会議

市は、栗東市防災会議条例に基づき、栗東市防災会議を定期的開催し、防災計画の作成およびその実施の推進、市域の防災に関する重要事項の審議等を実施する。

2 栗東市災害対策本部

市は、災害時は、栗東市災害対策本部条例に基づき、市長を本部長とする災害対策本部（以下、「市本部」という。）を設置し、災害等に対処する。

なお、災害地にあつては、市本部の事務の一部を行う組織として、必要に応じて、現地災害対策本部を設置することができる。

第2 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

この防災計画に示す防災関係機関は、以下に示すとおりとする。

なお、防災に関し、市および防災関係機関が処理すべき業務は、資料編資料集に示す。

資料集（P●）1-1 「市および防災関係機関が処理すべき業務」参照

1 指定地方行政機関

近畿管区警察局、近畿財務局（大津財務事務所）、近畿厚生局、近畿農政局（滋賀県拠点）、近畿中国森林管理局（滋賀森林管理署）、近畿経済産業局、中部近畿産業保安監督部近畿支部、近畿運輸局（滋賀運輸支局）、大阪航空局（大阪空港事務所）、大阪管区气象台（彦根地方气象台）、近畿総合通信局、滋賀労働局、近畿地方整備局（琵琶湖河川事務所、滋賀国道事務所）、近畿地方環境事務所、[国土地理院近畿地方測量部](#)

2 自衛隊

陸上自衛隊今津駐屯地

3 県

県本庁、県出先機関（南部土木事務所、草津保健所等）、滋賀県警察（草津警察署）

4 消防

湖南広域消防局中消防署（以下、「中消防署」という。）、栗東市消防団（以下、「消防団」という。）

第1章 総則

第2節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

5 指定公共機関

西日本旅客鉄道株式会社（京滋支社）、東海旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社（滋賀支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、日本銀行（京都支店）、日本赤十字社（滋賀県支部）、日本放送協会（大津放送局）、西日本高速道路株式会社（関西支社）、独立行政法人国立病院機構（近畿グループ）、日本通運株式会社（滋賀支店）、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社（京滋事業部）、日本郵便株式会社（大津中央郵便局）、日本原子力発電株式会社（敦賀発電所）、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

6 指定地方公共機関

一般社団法人滋賀県バス協会、一般社団法人滋賀県トラック協会、滋賀県土地改良事業団体連合会、一般社団法人滋賀県医師会（草津栗東医師会）、公益社団法人滋賀県看護協会、一般社団法人滋賀県薬剤師会（びわこ薬剤師会）、株式会社京都放送、びわ湖放送株式会社、株式会社エフエム滋賀、一般社団法人滋賀県LPガス協会、一般社団法人滋賀県建設業協会

7 公共的団体および防災上重要な施設の管理者

レーク滋賀農業協同組合、金勝生産森林組合、栗東市商工会、栗東建設工業会、高圧ガス危険物等関係施設の管理者、新聞社等報道関係機関、自治会等自主的組織団体、一般社団法人滋賀県歯科医師会（草津栗東守山野洲歯科医師会）、一般社団法人滋賀県病院協会、社会福祉法人栗東市社会福祉協議会（以下、「市社会福祉協議会」という。）

第3 住民・事業所等の役割

大規模な災害が発生した場合、市や防災関係機関だけで応急対策を担うのには限界があるため、消火や救急・救助、避難等の応急活動については、住民や地域、事業所の参加が不可欠である。

このため、住民や地域、事業所は、日頃から災害への備えを講ずるとともに、災害が発生したときには、まず「自らの命は自らで守る」（自助^{※1}）そして「近隣で互いに助け合う」（共助^{※2}）を原則とした行動に努める。

※1 自助

自分の命は自分で守るための備えとして、非常持ち出し品の準備、家具の転倒防止対策、住宅の耐震補強、避難経路の確認等の取組み

※2 共助

個人で出来ることは限界があるため、日頃から近隣住民や自治会などの小さな地域コミュニティ単位で、助け合い体制を構築する、また災害時に実際に助け合うこと

第3節 栗東市の概況と災害特性

第1 市の自然条件

市域の災害危険性を把握するため、災害素因のうち、自然的素因となる市の地形、地質、気象等の概況を整理する。

1 位置および面積

市は、近江盆地の南部に位置し、東西約 6km、南北約 14km の長方形をしており、市域の面積は 52.69 km² を有する。

東方は野洲市および湖南市、北方は守山市、西方は大津市および草津市、南方は大津市および甲賀市に接している。

市役所の位置		東西	南北	面積	海 抜	
東経	北緯				最 高	最 低
135° 59' 53"	35° 01' 18"	6km	14km	52.69 km ²	693m	89.2m

2 地形および地質

本市の地形は、おおむね南部が山地・山麓地、中央部が丘陵地、北部が扇状地、氾濫平野等の低地に区分される。

主な河川は、東部に野洲川、西部に草津川が北に向かって流下しており、市域を流れる穴口川、雨丸川、金勝川、細川の諸川は草津川に合流している。

地質は、大別して花崗岩、変成岩（チャート）、古琵琶湖層、沖積層が分布しており、主に山地・山麓地は花崗岩、丘陵地は古琵琶湖層、名神高速道路以北の低地は沖積層から形成されている。

なお、地形、地質に関する資料の詳細は、資料編資料集に示す。

資料集（P●）1-2 「地形、地質に関する資料」参照

3 気象

年間平均気温は約 15℃で、日最高気温の月別平均は8月が最も高く約 33℃、日最低気温の月別平均は2月が最も低く 0.6℃である。

年間降水量は、1,550mm 程度であり、夏季の6～9月に降雨が集中する。一方、冬季の12～2月は少雨で積雪は少ない。

平均風速は概して弱く、年間通じて 1.7m/s 程度である。

なお、気象に関する資料の詳細は、資料編資料集に示す。

資料集（P●）1-3 「気象に関する資料」参照

第2 市の社会条件

市域の災害危険性を把握するため、災害素因のうち、社会的素因となる市の人口、建物、土地利用、産業、交通等の概況を整理する。

第1章 総則

第3節 栗東市の概況と災害特性

1 人口

本市の人口は、2020（令和2）年国勢調査では、68,820人、26,688世帯となっており、人口減少化の社会潮流の中においても、継続して人口は増加している。

年齢別人口構成における年少人口比率は 16.6%と減少傾向にあり、それに対して高齢者人口比率は、19.1%と増加している。

なお、近年の人口統計資料の詳細は、資料編資料集に示す。

資料集（P●）1-4 「近年の人口統計資料」参照

2 建物

本市の家屋の状況は、栗東市統計書（令和5年度版）では、木造家屋が 17,922棟、木造以外の家屋が 9,473棟となっており、最近の5年間ではいずれも微増の傾向を示している。

なお、近年の家屋状況の推移は、資料編資料集に示す。

資料集（P●）1-5 「近年の家屋状況の推移」参照

3 土地利用

本市の地目別土地面積は、山林が 2,169ha（約42%）、その他（栗東トレーニングセンター、ゴルフ場等）が 1,103ha（約21%）、宅地が 978ha（約19%）、田が 604ha（約11%）の順に占める割合が高い（令和5年10月1日現在の国土地理院公表値）。

また、本市は全域が都市計画区域に指定されており、そのうちの約27%が市街化区域に指定されている。

なお、人口集中地区は、7.43km²（2020（令和2）年国勢調査）と市域の約 14.1%を占めており、近年拡大している。

4 産業

本市の産業別の民営事業所数は、2021（令和3）年経済センサス活動調査では、個人および法人含め 2,820件、従業員数 33,735人となっており、事業所数としては、卸売業・小売業 661件、不動産業・物品賃貸業 324件、建設業 281件の順に多く、また、従業員数としては、製造業 8,243人、卸売業・小売業 6,991人、運輸業・郵便業 3,127人の順に多い。なお、近年の経営組織別民営事業所数・男女別従業者数は、資料編資料集に示す。

資料集（P●）1-6 「近年の経営組織別民営事業所数・男女別従業者数」参照

5 交通

主な道路は、本市の中央部を名神高速道路が東西に縦断しており、栗東インターチェンジ、栗東湖南インターチェンジが整備されているほか、国道1号と国道8号の結節点があるなど、北陸や岐阜・長野方面と関西を結ぶ大動脈になっているため、昼夜を問わず交通量が多い。

また、市南部を新名神高速道路が約4kmにわたって通過しており、その大部分が近江大鳥橋と金勝山トンネルで構成される。

一方、鉄道は、東海道新幹線、JR琵琶湖線および草津線が市内を通っており、JR琵琶湖線に栗東駅、JR草津線に手原駅が整備されている。

なお、バスは、帝産湖南交通株式会社、滋賀バス株式会社の路線バスのほか、市のコミュニティバス（くりちゃんバス）が運行されている。

第3 市の風水害特性

風水害は、その災害の形態により、洪水害、土砂災害、風害に分類される。

本市は、台風や梅雨前線等による集中豪雨により、たびたび外水氾濫（河川氾濫）による洪水害を受けてきた。

近年は、大きな河川の整備が進む一方、全国的に局地的大雨（ゲリラ豪雨）が多発しており、中小河川の氾濫や内水氾濫、土砂災害が増加傾向にある。

1 既往の主な風水害

戦後の主な風水害を、栗東の歴史や滋賀県災害史等から整理したものを「栗東市の主な風水害」として資料編資料集に示す。

なお、栗東の歴史や滋賀県災害史等に記載されている旧村名等はそのまま用いた。

資料集（P●）1-7 「栗東市の主な風水害」参照

2 考慮すべき風水害特性

本市は、前述の自然条件から、おおむね北部の低地は、洪水害（外水氾濫、内水氾濫）、市域中央部から南部の山地、丘陵地は、土砂災害の潜在的なリスクがある。

その特性、発生地域、誘因、関係する主な気象現象は、次に示す通りである。

災害の種類		特性	発生地域	誘因	関係する主な気象現象
洪水害	外水氾濫	河川の堤防から水が溢れ出し（溢流・破堤などにより）浸水する。	河川の中・下流域	大雨	台風、低気圧、前線
	内水氾濫	河川の水位の上昇や流域内の多量の降雨等により市街地の排水が困難になり浸水する。	河川の中・下流域の堤内地や低地あるいは開発が進んでいる丘陵地や台地内の低地	大雨	台風、低気圧、前線
土砂災害	斜面崩壊	斜面を構成する物質が降雨等により安定を失い、突発的に崩落する。	丘陵、台地、山地の斜面	長雨 大雨	台風、低気圧、前線、雷雨
	土石流	水と土石（石・砂・泥）が一体となって、高速で溪床を流下する。	山地の溪床	長雨 大雨	台風、低気圧、前線、雷雨
風害		強風による風圧で発生する。	特定の場所なし	強風	台風、低気圧、前線、竜巻

3 風水害の被害想定

本市に関係する河川のうち、野洲川について、水防法の規定に基づき、国土交通省（琵琶湖河川事務所）が野洲川下流、県が野洲川上流・杣川を洪水予報河川として指定、また、草津川は県が水位周知河川に指定しており、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域（洪水浸水想定区域）を指定・公表している。

また、洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、県が地形の特性上起こりうる浸水区域について、「地先の安全度マップ」を作成し、浸水想定区域等を公表している。

一方、県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）の規定に基づき、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域について、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の指定を推進し、その区域等を公表している。

第1章 総則

第3節 栗東市の概況と災害特性

この防災計画では、風水害に対しては、国および県が指定する洪水浸水想定区域、県が公表する地先の安全度マップの浸水想定区域、県が指定する土砂災害警戒区域等を風水害時に被害を受ける地域と想定し、具体的な対策を講じる。

ただし、近年の気象変動により、これらの区域を超える状況も起こり得ることも念頭に対策の推進に努める。

資料集（P●）1-8 「野洲川下流浸水想定区域図」参照

資料集（P●）1-9 「野洲川上流・杣川浸水想定区域図」参照

資料集（P●）1-10 「草津川浸水想定区域」参照

資料集（P●）1-11 「地先の安全度マップ（県がシミュレーションにより求めた水害リスク図）」参照

資料集（P●）1-12 「土砂災害警戒区域図」参照

第4 市の地震災害特性

市における地震災害の特性を把握するため、市が実施した「栗東市地域防災計画防災アセスメント調査」（平成 18 年 3 月）の内容に基づき、既往の主な地震災害、市の周辺活断層分布等について整理する。

また、県が実施した「滋賀県地震被害想定調査」（平成 26 年 3 月）（以下、「県調査」という。）に基づき、地震時に想定される具体的な被害量について整理する。

1 既往の主な地震災害

本市において防災上考慮すべき地震として、「新編日本被害地震総覧」に基づき震央から市役所までの距離が 100km 程度までの被害地震を対象に抽出すると 68 件の記録がある。

なお、過去の被害地震の発生場所、一覧の詳細は、資料編資料集に示す。

資料集（P●）1-13 「栗東市役所より 100km 圏内で発生した過去の被害地震一覧」参照

2 市周辺の活断層分布

地震防災対策特別措置法に基づき設置されている地震調査研究推進本部より公表されている県内およびその周辺の主要活断層帯の長期評価概要の一覧を資料編資料集に示す。

市に近い断層帯は、琵琶湖西岸断層帯、三方・花折断層帯、木津川断層帯等があるが、このうち琵琶湖西岸断層帯は、我が国でも相対的に発生確率が高いグループに位置付けられる断層帯で、かつ長く、想定される地震規模も大きい。

また、主要活断層帯以外で、より市に近い距離にあると推定される断層は、大鳥居断層、信楽断層帯等がある。これらは、震源をあらかじめ特定しにくい地震と評価されており、かつ想定される地震規模が小さい。

資料集（P●）1-14 「県内および周辺の主要活断層帯の長期評価一覧」参照

資料集（P●）1-15 「栗東市周辺の活断層一覧」参照

資料集（P●）1-16 「栗東市周辺の活断層分布図」参照

3 考慮すべき地震災害特性

市の地震防災の見地から考慮すべき地震として、琵琶湖西岸断層帯による地震、花折断層帯による地震が抽出される。とりわけ、琵琶湖西岸断層帯による地震の方が、より近い距離にあり、地震規模が大きいことから、最も考慮すべき地震と考えられる。

ただし、地震の被害特性を考えた場合、地上で観測する揺れは、地震の規模と震源からの距離により近ければ近いほど、より大きくなるため、市域に最も近接する大鳥居断層に

第1章 総則

第3節 栗東市の概況と災害特性

についても配慮する必要がある。

4 地震の被害想定

県調査では、県域で甚大な被害が想定されるものとして5つの活断層帯と南海トラフ巨大地震を対象として検討を行っているが、本市域に最も大きな揺れをもたらすことが予想されているのは『琵琶湖西岸断層帯』を震源とする直下型地震のうち南部から断層破壊が開始されるケースである。

この場合、市で想定される震度は、最大7であり、他の想定地震より多くの被害が発生すると考えられる。

また、南海トラフ巨大地震発生時は、市で想定される震度は6弱程度と想定されている。

このため、市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。

■県の想定地震と市の最大震度

地震名	地震の規模 (M：マグニチュード)	ケース (震源位置等の仮定)	市の 最大震度
琵琶湖西岸断層帯地震	7.8	case1：北部から断層破壊	6強
		case2：南部から断層破壊	7
花折断層帯地震	7.4	case2：中部南側から断層破壊	6強
		case3：南部から断層破壊	6弱
木津川断層帯地震	7.3	case1：東側から断層破壊	6弱
		case3：西側から断層破壊	6弱
鈴鹿西縁断層帯地震	7.6	case1：南側から断層破壊	5強
		case2：北側から断層破壊	5強
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震	7.8	case1：中部北側から断層破壊	5弱
		case2：南部南側から断層破壊	5弱
南海トラフ巨大地震	9.0※	基本ケース	6弱
		陸側ケース	6弱

※モーメントマグニチュード (M_w)

資料集 (P●) 1-17 「滋賀県地震被害想定調査概要抜粋」参照

(1) 琵琶湖西岸断層帯地震の被害想定

県調査に基づき、『琵琶湖西岸断層帯』を震源とする地震が発生したときに想定される市域の人的被害・建物被害・ライフライン被害を以下表に示す。

市全域では1,300人以上の死傷者や7,000棟以上の建物被害が発生することが想定される。

また、震度分布と同様、建物被害、ライフライン被害は、全体的に市域の北西部の被害が大きい傾向となる。

第1章 総則

第3節 栗東市の概況と災害特性

■琵琶湖西岸断層帯地震時に想定される人的被害・建物被害・ライフライン被害

人的被害		死者数		110 人
		負傷者数		1, 207 名
建物被害		全壊棟数		1, 939 棟
		半壊棟数		5, 127 棟
火災		全焼棟数		—
避難者		避難所生活者 下段：（全避難者数）	24 時間後	3, 987 人 (6, 645 人)
			72 時間後	6, 586 人 (11, 974 人)
			1 週間後	8, 559 人 (17, 117 人)
			1 か月後	2, 854 人 (9, 514 人)
ライフライン被害	電気	停電口数	地震直後	35, 182 口（92%）
			24 時間後	18, 534 口（49%）
			72 時間後	5, 805 口（15%）
			1 週間後	107 口（ 0%）
	上水道	断水人口	地震直後	52, 678 人（83%）
			24 時間後	51, 973 人（82%）
			72 時間後	49, 274 人（77%）
			1 週間後	41, 889 人（66%）
			1 か月後	9, 833 人（15%）
			2 か月後	984 人（ 2%）
			3 か月後	85 人（ 0%）
	ガス	都市ガス 供給停止軒数	地震直後	4, 526 軒（100%）
			24 時間後	4, 526 軒（100%）
			72 時間後	4, 526 軒（100%）
			1 週間後	0 軒（ 0%）
		L P ガス 使用不能軒数	地震直後	3, 725 軒（28%）
			24 時間後	3, 323 軒（25%）
			72 時間後	2, 180 軒（16%）
			1 週間後	0 軒（ 0%）
電話		被害の著しい地域を中心に回線切断、輻輳等の通話支障		

注) — (ハイフン) は、ごくわずか(数値計算上5未満)であることを示す

※出典：滋賀県地震被害想定調査(平成26年3月)

(3) 南海トラフ地震の被害想定

県調査に基づき、『南海トラフ地震』(陸側ケース)を震源とする地震が発生したときに想定される市域の人的被害・建物被害・ライフライン被害を以下表に示す。

市全域では300人程度の死傷者や2,000棟以上の建物被害が発生することが想定される。

■南海トラフ地震時に想定される人的被害・建物被害・ライフライン被害

人的被害		死者数		9 人
		負傷者数		285 名
建物被害		全壊棟数		223 棟
		半壊棟数		2, 126 棟
火災		全焼棟数		—
避難者		避難所生活者 下段：（全避難者数）	24 時間後	681 人 (1, 135 人)
			72 時間後	1, 914 人 (3, 481 人)
			1 週間後	2, 012 人 (4, 025 人)
			1 か月後	506 人 (1, 688 人)
ライフライン被害	電気	停電口数	地震直後	33, 700 口 (88%)
			24 時間後	16, 684 口 (44%)
			72 時間後	220 口 (1%)
			1 週間後	0 口 (0%)
	上水道	断水人口	地震直後	31, 879 人 (50%)
			24 時間後	36, 023 人 (57%)
			72 時間後	22, 384 人 (35%)
			1 週間後	15, 946 人 (25%)
			1 か月後	1, 499 人 (2%)
			2 か月後	62 人 (0%)
			3 か月後	2 人 (0%)
	ガス	都市ガス 供給停止軒数	地震直後	0 軒 (0%)
		L P ガス 使用不能軒数	地震直後	1, 286 軒 (10%)
			24 時間後	883 軒 (7%)
72 時間後			68 軒 (1%)	
1 週間後	0 軒 (0%)			
電話		被害の著しい地域を中心に回線切断、輻輳等の通話支障		

注) — (ハイフン) は、ごくわずか(数値計算上5未満)であることを示す

※出典：滋賀県地震被害想定調査(平成26年3月)

6 地震被害想定のおまとめ

防災基本計画では、「国および地方公共団体は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する」ことが示されている。

したがって、地震災害については、琵琶湖西岸断層帯を震源とした地震が最大規模で発生した場合を計画規模とし、次の数値を計画上の参考値とする。

■計画上の参考値

項 目	想 定 内 容
震源	琵琶湖西岸断層帯（断層長さ 59km）
地震の規模	マグニチュード 7.8（気象庁マグニチュード）
震度	市庁舎の計測震度計で震度 6 強（一部地域で 7）
死者	110 人程度
負傷者（重傷者＋軽傷者）	1,200 人程度
避難所生活者数（最大）	8,600 人程度
建物全壊	1,900 棟程度
建物半壊	5,100 棟程度

第5 市の原子力災害特性

市の原子力災害対策の実施は、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）を基本とし、以下の事態の想定等に基づく。

1 原子力施設との位置関係

県北部と隣接する福井県には、4 市町（敦賀市、美浜町、おおい町、高浜町）に 6 つの原子力事業所が所在し、計 15 基の原子力施設が設置されている。

また、市に最も近い大飯発電所から市西北端までの距離は、約 60km 程度の位置関係にある。

資料集（P●）1-18 「市に関連する原子力事業所設置概要」参照

2 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

原子力規制委員会では、原子力災害対策指針において、発電用原子炉施設の原子力災害対策重点区域として以下の 2 つの区域を設定している。

本市は、最も近い原子力施設からほぼ 60km の距離があり、下記の区域には該当しない。

しかし、異常事態発生時の気象状況によっては影響が及ぶおそれがあること、また、関係周辺市（高島市、長浜市）の応援、避難誘導の援助、広域避難所の開設、広報等の業務が必要となることから、原子力災害に対しても計画対象とする。

■原子力災害対策重点区域の範囲

区域・地域	内容
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)	急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、EAL(Emergency Action Level) ^{※1} に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。 「原子力施設からおおむね半径 5km」を目安とする。
緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective action planning Zone)	確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、EAL(Emergency Action Level) ^{※1} 、OIL(Operational Intervention Level) ^{※2} に基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。 「原子力施設からおおむね 30km」を目安とする。

※1) EAL(Emergency Action Level): 緊急時活動レベル

※2) OIL(Operational Intervention Level): 運用上の介入レベル

資料集（P●）1-19 「各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて」参照

3 前提となる事態の想定等

この防災計画の基礎となる事故の想定およびその後の拡散状況に関する想定は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を踏まえて、県が実施した放射性物質拡散予測シミュレーションによる。

県が実施した放射性物質拡散予測シミュレーションの前提条件、結果等の詳細は、資料編資料集に示す。

ただし、事故による放射性物質の放出形態は一樣ではなく、事故の態様によって様々なケースが生じ得ることに留意する。

資料集（P●）1-20 「県が実施した放射性物質拡散予測シミュレーションの前提条件、結果等」参照

第6 市のその他の災害特性

災害対策基本法では、風水害や地震災害等の異常な自然現象のほかにも、「大規模な火事もしくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」についても「災害」として定義している。

本市では、その他の災害として、突発重大事故（航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模火災、林野火災）を計画対象とする。

また、同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下、「複合災害」という。）があることも想定する。

1 航空災害

旅客機の墜落等の大規模な航空機事故により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合を想定する。

2 鉄道災害

旅客列車の衝突、車両火災など鉄道施設の被災等の大規模な鉄道事故により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合を想定する。

3 道路災害

バスの衝突、車両火災、トンネルなど道路施設の被災等の大規模な道路事故により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合を想定する。

4 危険物等災害

危険物、高圧ガス、火薬類の取扱施設における大規模な火災、爆発等により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合を想定する。

5 大規模火災

高層建築物等における大規模な火災により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合を想定する。

第1章 総則

第3節 栗東市の概況と災害特性

6 林野火災

広範囲にわたる林野の焼失、民家への延焼等が発生し、または発生するおそれがある場合を想定する。

第4節 防災対策の推進方向

第1 防災に関する基本的な考え方

この防災計画は、国が定める防災基本計画に基づくとともに、滋賀県地域防災計画や防災関係機関が作成する防災業務計画との整合性にも留意して定める。

また、市の発展の方向性について定める栗東市総合計画の基本目標である「安全・安心のまち」を実現するための政策と調和を図り、防災施策を推進する。

1 基本理念

本市の災害対策は、災害対策基本法第2条の2に基づき、次の事項を基本理念として行う。

- 自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化およびその迅速な回復を図る
- 防災関係機関の適切な役割分担および相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動および自主防災組織、その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進する
- 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずる
- 科学的知見および過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図る
- 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命および身体を最も優先して保護する
- 被災者による主体的な取組みを阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護する
- 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧および被災者の援護を図り、災害からの復興を図る

2 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災対策の推進

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものである。

このため、防災施策のうち、国土強靱化に関する部分については、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づき作成される国土強靱化基本計画の基本目標である次の内容を踏まえて、必要な対策を推進する。

- 人命の保護が最大限図られる
- 国家および社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- 国民の財産および公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧・復興

第2 防災計画の効果的推進

市は、この防災計画を効果的に推進するため、国、県、防災関係機関、地域、事業所、住民等、社会の様々な主体と連携して、日常的に減災のための行動と投資を継続的に行う。

1 個別マニュアルの作成および訓練

庁内各部署間の連携また防災関係機関間の連携を図りつつ、必要に応じた防災計画に基づくマニュアル（実践的応急活動要領を意味する。以下同じ。）の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底および検証に努める。

また、防災計画、マニュアルは定期的な点検を行い、点検や訓練から得られた防災関係機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映に努める。

2 自助、共助、公助の役割分担による防災施策の推進

いづどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う国民運動を展開する。

また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

3 階層的な防災の取り組み

防災拠点や防災組織等は、階層的に構築することが災害の防止に有効であり、以下のような防災階層により災害に対する安全性の向上を図る。

なお、防災階層においては、下位の防災階層で不足するものや不十分な点がある場合は、上位の防災階層が補完する。

■市の防災階層

階層（区域）	主な機能
防災の基本単位 〔自治会（自主防災組織）等の区域〕	安全な一時避難場所（避難所）の設置、避難誘導や救助活動を担う自主防災組織の確立、避難生活に必要な水・食料等の最低限の物資の備蓄、住民の救助に必要な防災資機材の整備
防災地区 〔小学校区〕	安全な緊急避難場所の設置、避難行動要支援者の福祉避難所（室）の設置、避難生活に必要な水・食料・生活必需品等の必要量の備蓄、地区の物資集積場所の設置
防災ブロック 〔複数の防災地区（中学校区程度）〕	安全で快適な避難所の設置、避難行動要支援者の福祉避難所および緊急入所施設の確保、避難生活に必要な水・食料・生活必需品等の必要量の備蓄、医療救護所の設置、物資集積場所の設置、ヘリポートの設置、ボランティア拠点の設置
市 〔全市域〕	防災指令部の設置、医療救護拠点の設置、物資集積拠点の設置、ヘリポートの設置、災害ボランティアセンターの設置

第3 防災計画において重点を置くべき事項

この防災計画において重点を置くべき事項は、国の防災基本計画や東日本大震災をはじめとする過去の災害教訓を踏まえ、以下の通りとする。

1 大規模広域災害への即応力の強化

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、災害時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や遠方に所在する市町村との相互支援体制の構築を目指す。

2 被災地への物資の円滑な供給

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築する。

3 住民等の円滑かつ安全な避難

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難指示等の判断基準等の明確化、緊急避難場所の指定および周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成および活用を推進する。

4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底および生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成および活用を推進する。

5 住民や事業者等との連携

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図る。

第2章 災害予防計画

本章では、災害が発生していない**平常時に実施する事前の対策**について定めている。

なお、災害対策基本法における「災害予防」は、第 46 条において、災害の発生、または拡大を未然に防止するために行う次の点に関する事項と規定されている。

- 1 防災に関する組織の整備
- 2 防災に関する教育および訓練
- 3 防災に関する物資および資材の備蓄、整備および点検
- 4 防災に関する施設および設備の整備および点検
- 5 災害が発生した場合における相互応援の円滑な実施および民間の団体の協力の確保のためにあらかじめ講ずべき措置
- 6 要配慮者の生命または身体を災害から保護するためにあらかじめ講ずべき措置
- 7 そのほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善

第1節 地域の防災力を高めるための対策

第1 防災知識普及

担当部	危機管理局、市民部、建設部、健康福祉部、教育委員会
主な連携先	県、中消防署、消防団、住民

市は、県や中消防署をはじめとする各防災関係機関と連携して、各自の防災力の向上を図るとともに、多様な主体が地域防災の担い手になって地域防災力の向上につながるよう、住民や事業者等の防災意識の高揚を目指した教育および広報（PR・啓発活動）を推進する。

特に、全国各地で発生した過去の大規模災害の教訓を踏まえ、当事者力・地域力を高めるなどについて、「滋賀県防災プラン」に基づき推進する。

なお、その内容および方法については、男女共同参画の視点から妥当なものであるか点検する。

また、住民や地域、事業所は、自助、共助を実践するために、災害から身を守るための基本的な知識や行動力の習得に努める。

1 住民に対する普及啓発

住民・地域向けのパンフレットや各種ハザードマップの作成、広報紙・ホームページの活用、防災訓練、出前講座による防災教育など様々な方法で、防災に関する情報を提供し、住民の防災意識の醸成を図るための啓発活動を実施する。

また、防災用品の紹介等を行い、各家庭での家具の転倒防止策や家庭内備蓄を推進する。

（1）各種メディアを活用したPR・啓発の推進

住民の防災意識の高揚を図るため、各種のメディアを活用した多様なPR、啓発活動を推進する。

- 1）防災パンフレットや防災マップ等の作成・配布
- 2）要配慮者に配慮した防災パンフレットや防災マップ等の作成・配布
- 3）テレビ、ラジオ等による啓発
- 4）新聞、雑誌等による啓発
- 5）ホームページへの掲載

（2）防災イベントの実施

防災の日や防災とボランティア週間等において各種の防災イベントを実施し防災意識の高揚を図る。

（3）メール・SNS配信システム等による広報

防災・防犯情報メール・SNS配信システム等により、日頃から防災情報などを配信するとともに、システムへの登録を広く呼び掛ける。

資料集（P●）2-1 「防災知識の実施期間および内容について」参照

2 職員に対する防災知識の徹底

（1）防災教育の実施

第2章 災害予防計画

第1節 地域の防災力を高めるための対策

災害対策の成否は、職員の防災知識および心構えが重要な要素となっているので、あらゆる機会を利用して研修会を開催し、また県等が開催する研修会等に積極的に参加し、その徹底を図る。

特に、防災担当職員等は、県、防災関係機関と連携して、的確な防災活動を遂行するための専門教育等の研修に参加し、災害時における適切な判断力の養成に努める。

(2) 防災計画の周知徹底

防災計画の周知徹底は、市各課等、各機関に対して防災計画を送付するほか、適宜説明会を開催する。

(3) 防災週間における活動

防災週間および防災とボランティア週間の趣旨に基づき、展示会や研修会、ハザード情報の提供や配布、ホームページを活用した防災情報に関する啓発等、防災意識の高揚および防災知識の普及を図る。

3 学校教育における防災知識の普及

教職員、幼児・児童生徒に対して、防災教育を実施し、緊急時に教職員が組織的かつ的確に対応できる体制の整備に努める。

また、防災教育は、幼児・児童生徒の発達段階、地域の特性や実態などに応じて、各教科等の時間または特別活動の時間などを活用し実施するよう努める。

市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

なお、防災教育の実施に当たっては、県が作成した「学校防災の手引き」や「地域で育む防災・防犯しがっこガイド」、湖南広域消防局が作成した「ナインイヤーズプラン」等の活用を図る。

4 要配慮者等への配慮

防災知識の普及の際には、高齢者、障がい者、妊産婦、外国人、医療等を必要とする在宅療養者、乳幼児等（以下、「要配慮者」という。）の多様なニーズに十分に配慮するよう努める。さらに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点や家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

5 言い伝えや教訓の継承

県および各防災関係機関と連携し、大規模災害に関する調査分析結果、映像、石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑を含めた各種資料の収集、保存、公開等により、住民が災害の教訓を伝承する取組みを支援するよう努める。

また、住民は、過去に発生した災害に関する言い伝えや、平成25年18号台風など過去の災害の教訓等を、大人から子どもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史に編纂したりする等、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

6 防災教育・啓発のための基盤整備

防災関連図書や啓発用ビデオ等の整備を進め、地域への貸出しサービスの実施等、防災教育や啓発のための基盤整備に努める。

第2 防災訓練

担当部	各部
主な連携先	県、中消防署、自主防災組織、住民

市および防災関係機関は、職員の実践的な防災実務の習熟、各機関の連携体制の強化および住民の防災意識の向上を図るため、相互協力に基づき各種災害を想定した訓練を実施する。

なお、各種災害を想定した訓練の中には、大規模な地震を想定した防災訓練の実施を含める。

また、住民や地域、事業所は、防災訓練等に積極的に参加し、災害から身を守るための基本的な知識や行動力の習得に努める。

1 防災総合訓練

防災関係機関の協調、防災技術の向上および防災知識の普及を図るため、おおむね次により毎年1回以上市が主唱し、関係機関が合同して実地あるいは図上により防災総合訓練を行う。職員の災害対応力を向上させるため、普段から災害について意識できるよう、職員全員に防災訓練や研修を行う。

■主な訓練事項

交通規制、通信、給水、初期消火、炊き出し、避難誘導、救護所設置、水防、情報収集伝達、陸上輸送、空輸、ライフライン復旧、負傷者応急手当、LPガス転倒発火防止措置、危険物施設火災防御、高層建築物避難救出救助、火災防御、テロ災害防御、感染症対策、その他の訓練

2 その他の個別訓練

市は、適宜、効果的な時期を選定し、消防訓練、水防訓練、避難訓練、避難情報の判断・伝達訓練、災害救助訓練、非常参集訓練、災害対応図上訓練等の個別訓練の実施に努める。

なお、各訓練は、地震、水害、土砂災害、火災、原子力災害等、災害の種別ごとに、テーマを明確にした実践的な内容となるよう努める。

3 防災関係機関の訓練

防災関係機関は、自ら職員、従業員等が参加する防災訓練を積極的に行うとともに、市や県が実施する防災総合訓練や地域が実施する防災訓練に積極的に参加、協力を行う。

4 自主防災組織および事業所の訓練

自主防災組織および事業所等は、自主的に総合訓練、部分訓練を実施するとともに市等の訓練に参加する。また、実施にあたっては、防災意識の高揚を図り、自主防災組織の強

第2章 災害予防計画

第1節 地域の防災力を高めるための対策

化および住民の参加が得られるように努める。なお、定期的に研修会等を開催するなどして、自主防災組織のリーダーの養成を推進する。

資料集（P●）2-2 「自治会または自主防災組織における訓練プログラム」参照

5 県が行う防災訓練

県は、各防災関係機関や住民との緊密な連携による実践的な訓練を行っている。

市は、災害による被害を防止または軽減するため、必要なときには、県に協力し実践的な訓練となるように努める。

資料集（P●）2-3 「県が行う防災訓練」参照

第3 自主防災組織の整備

担当部	<u>危機管理局</u>
主な連携先	中消防署、消防団、自主防災組織、住民

市および県は、大規模災害による被害を最小限に食い止め、災害対策を迅速・的確に遂行するには、地域住民や事業所などの連帯による自主的な防災活動を推進することが重要であるため、すべての人の関心事である「防災」を軸として、都市地域や農村地域などの地域特性に応じた自主防災組織の育成や活性化を図るための支援を推進する。

なお、自主防災組織は、日ごろから、防災知識の普及、地域の災害危険の把握、防災訓練の実施、火気使用設備器具等の点検、防災用資機材の整備および備蓄等に努める。

また、住民は、積極的に地域の自主防災組織の活動に参加し、協力体制の構築に努める。

資料集（P●）2-4 「自主防災組織一覧」参照

1 リーダーとなる人材の育成

各種地域コミュニティ活動の中心的人材や防災士等に対して、研修や訓練等を通じリーダーの育成を図る。その際、女性の参画の促進に努める。

なお、リーダーは、災害時には、地域住民の先頭に立って初期消火や救出救護活動を行うリーダーとして、また、平時には地域住民に、防災点検・防災啓発、防災訓練等の取り組みに努める。

2 地域特性に応じた組織の育成

それぞれの地域特性を踏まえ、住民の自発的な意志と合意による自主防災組織の育成を図るため、モデル地域の指定等、組織の育成と活性化を図るための施策の推進を図る。

また、消防団と地域の自主防災組織間の交流や情報交換を促進し、相互の連携強化を図る。

資料集（P●）2-5 「自主防災組織の活動、組織令」参照

3 活動に対する支援

自主防災組織の防災資機材の整備に対し、消防施設等整備事業補助事業などにより支援を行う。

また、住民や自主防災組織に対し、自助・共助で危機に対応できる力を高められるよう効果的な研修や交流を行う場として、危機管理センターの活用を推進する。

第2章 災害予防計画

第1節 地域の防災力を高めるための対策

4 事業所等による自衛消防組織等の活動および支援

不特定多数の者が利用する以下の事業所等の管理者は、自衛消防組織等を結成し、消防計画、防災計画をあらかじめ定めるように努める。

市は、県と連携して、不特定多数の者が利用する事業所等の管理者に対して、災害時の果たすべき役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分周知するとともに、各事業者の事業継続計画(BCP)の策定に協力する。

■対象施設

- 中高層建築物、学校、公共施設、旅館、医療機関等多数の者が利用する施設
- 石油類、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等を製造、保管および取扱施設
- 多人数が従事する工場、事務所等
- 複合用途施設

第4 ボランティア活動支援環境の整備

担当部	危機管理局、市民部、健康福祉部
主な連携先	市社会福祉協議会

市および市社会福祉協議会は、県（社会福祉協議会）、関係機関・関係団体と相互の連携を図り、災害ボランティア活動支援のための環境整備に努める。

1 ボランティアの啓発と拠点の整備

(1) ボランティア意識の啓発

災害時における支援ボランティアの普及啓発活動に協力し、または活用して、市内における災害時支援ボランティアの増加や育成を図る。

(2) ボランティア活動を行う人材の育成

災害時においてボランティア活動が迅速かつ効果的に行われるよう、一般・専門ボランティア、コーディネーター、企業等の人材に対して、組織的な社会貢献としての災害時支援ボランティア活動への参加を呼びかける。また、個人のボランティア希望者に対しては講座開催等によりグループづくりの支援を行う。

- 1) 特別な資格を必要としない一般ボランティアの育成、研修への支援を行う。
- 2) 専門知識や経験、特定の資格を有する専門ボランティアの登録を促進する。
- 3) 災害時に効果的なボランティア活動が展開されるよう、刻々と変化する被災地の状況を的確に把握し、各地から集まるボランティアを適材適所に配置する等、必要な調整や活動システムを組み立てるための災害ボランティアコーディネーターを育成し、研修の実施を支援する。
- 4) 企業においてボランティア活動が地域貢献のひとつとして捉えられるようその育成に努める。

2 災害ボランティアセンターの設置準備

災害発生後、多数の災害ボランティアの申し込みが予想される場合、原則として、栗東市総合福祉保健センター内に災害ボランティアセンターを開設し、ボランティア活動に必

第2章 災害予防計画

第1節 地域の防災力を高めるための対策

要な情報の提供、相談、登録等を行う体制を整備する。

なお、災害ボランティアセンターの運営に関するマニュアルは、「現地災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」（2007年1月 滋賀県災害ボランティア活動連絡会）にしたがい、市および市社会福祉協議会等の関係機関が協力して作成する。

また、県と協力してボランティア保険制度の活用促進を図る。

3 協力体制の構築

災害ボランティアセンターは、ボランティア・NPO関係機関・団体・企業等で構成する連絡会を構築し、平常時からこれら団体等と連携することにより、災害時の連絡体制や役割分担を明確にし、災害時の運営を円滑化する。また、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ボランティア・NPO等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

4 広域応援体制の整備

災害時におけるボランティア活動の円滑な立ち上げを図るため、ボランティアのあつせん、隣接市へのサポートなどあらかじめ相互に応援可能な事項を確認のうえ、隣接市相互による広域的な応援協定や遠隔地との応援協定の締結など、応援体制を整備する。

5 専門ボランティアとの連携体制の構築

県と連携して、災害時のボランティア活動のうち、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、外国語通訳ボランティア、カウンセラー等、一定の知識、経験や資格を必要とする専門ボランティアの情報を事前に把握し、災害時に確保できるよう体制の整備に努める。

第5 要配慮者の安全確保と支援体制の強化

担当部	総務部、 <u>市民部</u> 、 <u>健康福祉部</u> 、 <u>こども家庭局</u> 、教育委員会
主な連携先	中消防署、草津警察署、民生委員・児童委員、消防団、市社会福祉協議会、社会福祉施設管理者、自主防災組織、住民

市は、「災害時避難行動要支援者登録制度」を運用し、住民や自主防災組織と協力しながら要配慮者の支援体制を整備するなど、要配慮者の安全確保に努める。

1 災害時避難行動要支援者の避難体制の構築

（1）避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援が必要である者を災害時避難行動要支援者とし、対象者の積極的な登録促進を図る中、災害時避難行動要支援者名簿の作成を進める。

災害時避難行動要支援者名簿については、災害時避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適

切な管理に努める。

■ 災害時避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

在宅で生活している者のうち、以下の要件に該当する者

- ① 75歳以上でひとり暮らしの高齢者または高齢者のみで構成される世帯に属する人
- ② 介護保険の要介護1以上の認定者
- ③ 身体障害者手帳1・2級を有している人
- ④ 療育手帳A1・A2を有している人
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級を有している人
- ⑥ 難病患者
- ⑦ 災害時に自ら避難することが困難な人で、支援を要する人

⑧ 重症心身障害児者および医療的ケア児（小児慢性特定疾病児）

(2) 避難支援等実施者への名簿情報の提供

避難支援等にかかわる関係者として、中消防署、草津警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、災害時避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、あらかじめ災害時避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、災害時避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

なお、災害時避難行動要支援者に関する情報は、プライバシー保護の観点から慎重に取り扱う。

(3) 個別避難計画の策定

市は、災害時避難行動要支援者名簿情報に係る災害時避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

個別避難計画については、災害時避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用が支障が生じないように、個別避難計画の適切な管理に努める。

(4) 避難支援等実施者への個別避難計画の提供

避難支援等にかかわる関係者として、中消防署、草津警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、災害時避難行動要支援者本人および避難支援等実施者の同意を得たうえで、あらかじめ災害時避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、災害時避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

なお、個別避難計画に関する情報は、プライバシー保護の観点から慎重に取り扱う。

災害時避難行動要支援者は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の住民や近隣の福祉施設等とのつながりを保つよう努める。

自治会（自主防災組織）等は市と連携し、日頃から可能な限り災害時避難行動要支援者に関する情報や名簿、避難支援プラン、避難マップ等を作成するなど地域ぐるみの救護体制を整備する。

また、作成した避難支援プランや避難マップ等については実効性を検証するため、自治会（自主防災組織）が主となって、平常時からの見守りや訓練等を実施する。

(5) 要配慮者に配慮した伝達体制の確立

第2章 災害予防計画

第1節 地域の防災力を高めるための対策

災害時の情報伝達については、テレビ媒体における手話通訳や外国語放送・文字放送の積極的活用を図るとともに、避難所等での文字媒体（電子ボード等）の活用等について検討し、具体化を図る。また、あらかじめ手話通訳者の確保を図る。

2 要配慮者施設等における防災体制の構築

（1）防災設備等の整備

社会福祉施設および医療施設等の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者および入院患者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄を行う。また、これらの備蓄に併せて、施設機能の応急復旧等に必要な発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

（2）組織体制の整備

社会福祉施設および医療施設等の管理者は、災害時の予防や災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整えておく。また、住民等との連携を密にし、入所者および入院患者の実態等に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。

（3）緊急連絡体制の整備

社会福祉施設および医療施設等の管理者は災害時に備え、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、市の指導に基づき緊急連絡体制を整える。

（4）防災教育、防災訓練の実施

社会福祉施設および医療施設等の管理者は、施設の職員や入所者が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるため、定期的に防災教育、防災訓練を実施する。

（5）社会福祉施設等の耐震化

市は、社会福祉施設管理者に対して、施設の耐震改修の促進についての講習会を開催する等、耐震化について指導を行う。また、社会福祉施設の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、社会福祉施設の耐震化を図る。

（6）入所者および入院患者情報の整備

社会福祉施設および医療施設等の管理者は、災害の発生による避難に備え、入所者および入院患者の名簿および避難（移動）手段および生活支援に関する個人情報を整えておく。

3 要配慮者施設等における避難計画

（1）施設間における災害援助協定の締結

社会福祉施設の管理者は、施設の被災等による入所者の他施設への移送、専門職員の派遣等について、あらかじめ必要な事項を定めておく。また、市は、社会福祉施設が行う災害援助協定等の締結が進むよう支援を行う。

社会福祉施設の管理者は、災害発生に伴い施設等の運営に支障をきたし、施設独自では十分なサービスの提供が確保できない場合に備え、サービス事業者間における災害援助協定等の締結に努める。

（2）浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の要配慮者使用施設等への情報提供

水防法第 15 条および、土砂災害防止法第 8 条に基づき、市は、浸水想定区域、土砂災害

第2章 災害予防計画

第1節 地域の防災力を高めるための対策

警戒区域内の要配慮者利用施設等への情報連絡体制等を定める。また、県は、洪水、土砂災害のおそれのある箇所に立地していることが明らかになった要配慮者利用施設等の管理者に対し、適宜、情報等の提供に努める。

（３）防災対策計画の実効性の確保

水防法の浸水想定区域および土砂災害防止法の土砂災害警戒区域等に存する要配慮者利用施設の管理者等は、風水害時における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項を定めた「避難確保計画」を作成、変更し、作成した避難確保計画に基づいて実施した避難訓練の結果について市長に報告する。

資料集（P●）2-6 「洪水浸水想定区域にある要配慮者利用施設一覧」参照
資料集（P●）2-7 「土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設一覧」参照

4 避難所における要配慮者に対する防災対策への配慮

防災対策を講じるに当たっては、要配慮者に十分配慮し、以下の事項等について検討する。

- ①災害時避難行動要支援者の安否確認や必要となる支援内容の把握
- ②生活支援のための人材確保
- ③障がいの状況等に応じた情報提供
- ④柔らかい食品など特別な食料を必要とする要支援者に対する当該食料の確保と提供
- ⑤避難所・居宅への必要な資機材の設置・配布
- ⑥避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談の実施
- ⑦第二次避難を要する災害時避難行動要支援者についての当該施設への受入れ要請の実施
- ⑧避難支援プランが実効性のあるものとなるよう、要配慮者が参加する訓練の実施
- ⑨日本語の理解が困難な外国人等が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、避難場所や避難経路標識等の簡明化の防災環境づくり
- ⑩避難所における福祉避難室の確保
- ⑪盲導犬・聴導犬・介助犬やペット等の同行避難への対応
- ⑫プライバシーに配慮し、大人用オムツ、尿取りパットは各サイズ別に用意
- ⑬妊産婦や乳幼児に配慮した食料や生活用品などの備蓄

5 福祉避難所の整備

要配慮者が相談や介護・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所の指定に努める。

（１）福祉避難所の指定

指定に際しては、バリアフリー化等されたトイレのある施設を選定する。

また、社会福祉施設や旅館・ホテル等との事前協定の締結に努め、受入可能人数や受入条件等を明確にする。

（２）福祉避難所の周知

県と連携して、福祉避難所に関する情報が地域住民に正しく理解され、浸透するよう周知・広報に努める。

第2章 災害予防計画

第1節 地域の防災力を高めるための対策

(3) 物資等の事前整備

国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、施設のバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具等）の備蓄、優先調達を検討する。

また、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

資料集（P●）2-8 「福祉避難所一覧」参照

第6 地区防災計画の作成

担当部	<u>危機管理局</u>
主な連携先	自主防災組織、住民

市の行政機能が麻痺するような大規模広域災害が発生した場合には、まずは、自分自身で自分の命や身の安全を守ること【自助】が重要であり、その上で、地域コミュニティでの相互助け合い【共助】が重要になってくる。

そのため、市では地域における防災力の向上を図るため、災害対策基本法に定められた一定の地区の市民及び事業者による、地域コミュニティレベルでの自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画の作成支援を行う。

また、一定の地区の市民及び事業者が作成した地区防災計画を、市地域防災計画に定めるよう提案があった場合、市は一定の判断のもと、市地域防災計画の中に地区防災計画を定める。

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第2節 行政の災害対応能力を高めるための対策

第1 避難体制の整備

担当部	危機管理局、政策推進部、市民部、健康福祉部、建設部、 <u>こども家庭局、教育委員会</u>
主な連携先	県、草津警察署、中消防署、自主防災組織

市は、災害から人命を守ることが最も重要な課題であると位置づけ、避難計画および避難受入れ計画の作成、避難路および避難場所の整備、点検を実施し、迅速で安全な避難誘導体制の整備を図る。

1 避難計画、避難受入れ計画の作成

(1) 避難計画の策定

住民が迅速・安全・円滑に避難できるよう、地域の実情に応じた避難計画を自主防災組織が主となって策定するとともに、市域を超える避難の実施について検討する。

なお、県は、市域や県域を越える避難（広域一時滞在）が円滑に行われるよう広域避難計画を策定する。

(2) 避難者受入計画の策定

市外から避難者を受け入れることを想定し、避難者受入計画を策定するよう努める。

また、市外からの避難者受入れのため、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞用の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

なお、県は、関西広域連合や他都道府県から避難者の受入を要請されることを想定し、避難者受入計画を策定する。

2 避難場所の指定・整備

災害の発生するおそれがある場合または災害の発生した場合（緊急時）に一時的に住民の安全を確保する場所を緊急避難場所として指定する。

また、災害により被災した住民が自宅等で生活できない場合に自宅等が復旧するまでの間生活する場所を避難所として指定する。

(1) 緊急避難場所の指定・整備

指定緊急避難場所は、切迫した災害の危険から一時的に逃れるための場所または施設として、災害の種類ごとに市が指定する。また、指定緊急避難場所には、表示板や誘導標識等を整備する。

災害種別ごとの緊急避難場所指定方針および指定緊急避難場所は資料編資料集に示す。

資料集（P●）2-9 「緊急避難場所指定方針および指定緊急避難場所一覧」参照

(2) 避難所の指定

指定避難所は生命、身体の危険から身を守ることを目的とする指定緊急避難場所とは異なり、被災者の住宅が回復するまで、あるいは、応急仮設住宅へ入居できるまでの一時的な生活の本拠地となるものとして位置づけ、学校施設等を主体に構造、規模および用途の

第2章 災害予防計画

第2節 行政の災害対応能力を高めるための対策

点から安全で適切な施設を指定する。なお、指定管理施設が指定避難所となる場合には、指定管理者との間で避難所運営に関する役割分担等を定める。

避難所の指定方針および指定避難所は資料編資料集に示す。

1) 管理者の同意

指定避難所を指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者（市を除く）の同意を得る。

2) 県への通知

指定避難所を指定したときは、その旨を県知事に通知するとともに公示する。

3) 指定の取消

当該指定避難所が廃止され、または基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定を取り消す。その際、その旨を県知事に通知するとともに公示する。

4) 住民への周知

広報紙、掲示板、パンフレット、ホームページやアプリケーション等の多様な手段により、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等を住民に周知する。

資料集（P●）2-10 「避難所指定方針および指定避難所一覧」参照

（3）避難所の整備

指定避難所については、管理者と十分調整を図り、避難者の健康に留意し、空調等の設備の整備に努める。

また、指定避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保に加え、非構造部材（天井等）についても耐震対策を講じるとともに、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。

なお、指定避難所に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を推進する。

（4）多様な施設の利用検討

指定避難所が不足する場合は、指定緊急避難場所や指定以外の避難場所の利用を検討し、更に不足する場合は以下に掲げる多様な施設の利用を検討する。

1) 県有施設

2) ホテル、旅館等の民間施設

3) 隣接市の施設

4) その他の施設

（5）一時避難場所等の整備

自主防災組織は、地域において整備されている公園について、避難時における一時避難場所として指定し、災害時における円滑な避難の実現を図る。

資料集（P●）2-11 「一時避難場所一覧」参照（6）福祉避難所の整備

要配慮者が相談や介護・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所の指定に努める。

1) 福祉避難所の指定

指定に際しては、バリアフリー化等されたトイレのある施設を選定する。

また、社会福祉施設や旅館・ホテル等との事前協定の締結に努め、受入可能人数や受入条件等を明確にする。

2) 福祉避難所の周知

県と連携して、福祉避難所に関する情報が地域住民に正しく理解され、浸透するように周知・広報に努める。

3) 物資等の事前整備

国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、施設のバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具等）の備蓄、優先調達を検討する。

また、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

資料集（P●）2-8 「福祉避難所一覧」参照

3 避難経路の誘導体制の整備

迅速かつ安全な避難を確保するため、避難ルートをあらかじめ指定する。

指定された避難ルートについては、避難標識や案内板を計画的に整備するとともに、緊急避難場所、避難所および避難ルートを表示した防災マップを作成し、住民に対して避難誘導の周知徹底を図る。

また、避難誘導にあたっては、自主防災組織や防災士の協力により、避難ルートの要所に誘導員を配置し、高齢者、障がい者、旅行者等に配慮した避難誘導体制の確立を図る。

4 避難所運営体制の整備

災害時における避難所の円滑な運営を確保するため、避難所の管理運営体制および要員の派遣方法をあらかじめ定める。

避難所を住民や自主防災組織が中心となって管理・運営できるよう、「避難所運営マニュアル」に基づき、平常時から自主防災組織や施設管理者等との連携を図り、各自の役割分担を明確化する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。

指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

5 避難所情報通信体制の整備

(1) 避難所へのパソコン設置

避難所に指定されている小中学校、コミュニティセンター等に設置されているパソコンの防災業務での端末化を促進するとともに、未設置施設におけるパソコンの設置を促進し、インターネットによる情報伝達を可能にする。

(2) 避難所の Wi-Fi 環境の整備

協定事業者の地域広帯域移動無線アクセス（地域BWA）を活用したインターネット回線の提供により、避難所の Wi-Fi 環境の整備を図る。

6 応急仮設住宅の設置のための備え

(1) 応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

速やかに用地確保ができるように、平常時から建設適地を把握しておく。候補地の選定に当たっては、災害に対する安全性の確保が可能な場所を選定する。また、仮設によりライフラインの維持管理や資機材の搬入が容易な場所かつ、大規模災害の場合、2年以上の利用が見込まれるため、応急仮設住宅の敷地として一定期間の利用が可能であり、原則として公有地であることにも留意する。

(2) 公営住宅および民間賃貸住宅等の利用への備え

東日本大震災では公営住宅や民間賃貸住宅等を借り上げ、応急仮設住宅とする、いわゆる「みなし仮設」が広く利用されたことを踏まえ、事前に利用への備えを行う。

1) 公営住宅

県と協力し、所管する公営住宅の状況に応じて、すぐに提供できる空き戸数等をあらかじめ把握しておくとともに、入居者に対する物品供与等について事前に取り決めておく。

2) 民間賃貸住宅等

民間賃貸住宅の空き室を提供するため、関係団体等と災害時協定の締結を推進するとともに、民間賃貸住宅を「賃貸型応急住宅」とする場合のルールを事前に検討しておく。

(3) 関係団体等との連携の強化

応急仮設住宅の設置に際しては、建設業など関係団体の協力が不可欠であり、平常時から相互の連携強化に努める。

第2 防災施設等の整備

担当部	<u>危機管理局、健康福祉部、建設部、環境経済部</u>
主な連携先	県、中消防署

市は、災害時の応急対策諸活動を円滑に実施するため、各種防災施設等の維持管理ならびに整備・充実に努める。

1 消防防災施設の整備

災害時に備え、あらゆる事態が発生しても迅速かつ適切に対処できるよう防災施設や資機材の整備、拡充を図る。また、防災体制の確立のため、防災に係る各種訓練を地域で実施する際に必要となる訓練備品や資機材の整備、拡充を図る。

整備箇所を備品の目的に応じて整理し、また各担当で掌握している分野における災害必需品の整備を図る。

なお、栗東市では「栗東市消防施設等整備事業補助金交付要綱」等に基づいて、自治会が消防および防災の用に供する施設等を購入または設置しようとする経費に対し、補助金を交付している。

資料集 (P●) 2-12 「消防防災施設の利用区分・整備箇所」参照
 資料集 (P●) 2-13 「栗東市消防施設等整備事業補助金交付要綱」参照
 資料集 (P●) 2-14 「水防倉庫の資材・機材の備蓄状況」参照

2 消防施設の整備

最近における火災の複雑化、多岐化および大規模化に対処するため、中消防署と調整を図りながら、消防施設および資器材の整備を促進・強化していく。

また、中高層建築物の増加、消火事象の多様化等に伴い、科学化、機動化を推進するため、湖南広域消防局が策定する消防計画と連携しながら、消防団の施設整備に努める。

市および中消防署は、次により消防施設、設備の整備を図る。

(1) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に基づき、火災の予防、警戒および鎮圧ならびに救急業務を行うために必要な施設や人員の整備に努める。

資料集 (P●) 2-35 「消防施設の現況」参照

(2) 消防水利

「消防水利の基準」に基づき、新たな消防水利の整備を推進するとともに既設消防水利の点検や機能維持に努める。

- 1) 消火栓の設置については、基本的に消防水利の基準に適合した管径とし年次計画に基づき整備を図る。
- 2) 防火水槽の設置については、40 立方メートル以上の容量とし、年次計画に基づき整備を図る。なお、設置にあたっては、耐震性能があり、かつ給水用消火栓を設置する。
- 3) 耐震性を有する飲料水兼用防火水槽の設置については、市域の人口分布、防災拠点の配置状況等を考慮して、計画的に設置する
- 4) 防火水槽のほか、プール、河川、池等で消防隊が取水可能な場所を消防水利に指定するなど確保に努める。

(3) 開発行為による設置

災害時における消防防災活動が円滑、かつ、有効に実施できることを基本理念とし、栗東市開発事業に関する指導要綱に基づき、地域性等を考慮した指導を行う。

資料集 (P●) 2-15 「防火水槽一覧」参照

3 水防施設の整備

風水害に対処するため、水防法の規定により、栗東市における水防の責任を十分に果し、水害の防御およびこれに起因する被害を軽減するために必要な水防施設の充実強化を図る。

市は、次により施設および資機材等を備え付けるよう努める。

(1) 草津川防災ステーション

草津川と金勝川および草津川放水路の合流点付近に整備された草津川防災ステーションの利活用を推進する。

(2) 水防倉庫

水防倉庫は、水防用資材および機材を備蓄するもので、大きさは3.3m³以上とする。また、設置場所は水防に便利な場所を選ぶ。

資料集 (P●) 2-16 「水防倉庫設置場所一覧」参照

(3) 水防用資材・機材

水防用資材は、次の基準により配備するよう努める。

- 1) 資材の中で腐敗、損傷のおそれのあるものは、水防に支障のない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにする。
- 2) 資材、機材を破損したときはただちに補充する。

4 防災空間の整備

緊急避難場所や避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、幹線道路や都市公園など地域構造の骨格となる基盤施設の効果的整備に努め、防災空間を確保する。また、防災拠点や避難場所となる公園緑地等の整備を推進するとともに、防災機能を強化するため災害応急対策施設の整備を推進し、公園の防災機能の一層の充実を図る。

市では、地震災害時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地の機能を持たせた栗東健康運動公園を整備する。

また、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫棟の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策の推進に努める。

これらの防災空間に対して、災害対応を円滑に実施するための災害対策活動拠点や臨時ヘリポート、災害廃棄物等の一時集積場、応急仮設住宅用地等としての活用を検討する。

資料集（P●）2-17 「都市公園一覧」参照

資料集（P●）2-41 「防災拠点としての栗東健康運動公園活用計画」参照

5 災害廃棄物処理施設の整備

災害発生後に被災家屋等から排出されるごみ等を速やかに搬出し処理するために、平常業務と並行して、環境省の災害廃棄物対策指針にしたがい、栗東市災害廃棄物処理計画等を修正し、廃棄物処理業務の万全を期す。

所管する処理施設等については、災害により円滑な稼働を損なわれることがないように、日頃から施設設備の点検整備と施設保護に努める。

また、仮置き場等中間処理ができる候補地の確保に努める。

6 遺体安置所、火葬場等の確保

災害によって大量発生する遺体を一時的に安置し、円滑に火葬するために必要となる遺体安置所や火葬場等を確保し、公衆衛生上の危害発生の防止に努める。

なお、火葬場については、県と連携して、広域的な応援協力体制の整備に努める。

（１）遺体安置所の確保

災害時に死者が多数発生する場合を想定し、災害時に遺体安置所として利用可能な公共施設等をあらかじめ選定するとともに、施設管理者と災害時の施設利用条件等を調整する。

（２）火葬に関する応援協力体制の整備

災害時に死者が多数発生または市周辺の火葬場が被災し、利用できない場合に備え、県と連携して、滋賀県地域防災計画による広域火葬要綱、滋賀県広域火葬事務処理要領に基づく応援協力体制の整備に努める。

また、災害時に死者が多数発生する場合に備え、災害時に応援協力可能な葬祭業者等を把握し、協力体制を整備するとともに、必要となる燃料、ドライアイス、柩等の資機材の在庫状況の把握、確保に努める。

7 災害ケースマネジメント体制の整備

地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握したう

第2章 災害予防計画

第2節 行政の災害対応能力を高めるための対策

えで、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

第3 情報通信体制の整備

担当部	危機管理局、政策推進部
主な連携先	中消防署、近畿地方非常通信協議会構成機関

市および防災関係機関は、災害時の応急対策に不可欠な情報の収集・伝達が、迅速かつ的確に実施できる手段を確保するため、情報伝達手段の多様化、多重化等を進める。

1 通信施設の整備

様々な環境下にある住民や職員に対し、情報が確実に伝わるように、防災行政無線、衛星携帯電話、衛星通信、全国瞬時警報システム(Jアラート)、インターネットメール等を整備し、情報通信手段の多重化・多様化に努める。

また、整備済みの通信機器、設備等は、無線網の拡充、情報伝達の強化を図るための更新等に努める。

資料集(P●) 2-18 「防災行政無線の現況」参照

資料集(P●) 2-19 「栗東市防災・防犯情報配信システム」参照

2 既存施設の点検

各防災関係機関の通信施設管理者は、次のとおり必要な措置を講じる。

(1) 有線通信施設

- 1) 災害時に被害の少ない取付け位置を選定
- 2) 転倒が予想される機器は、壁面等に固定
- 3) 停電時に備え、予備電源を設置
- 4) 不良箇所発見の場合は、ただちに修理
- 5) 作動状態、老化状況等を常に監視し、常時使用可能な状態を保持できるよう整備

(2) 無線通信施設

- 1) 災害時には、経験豊かな無線従事者を配置できるような体制を整備
- 2) 停電時に備え、予備電源を設置
- 3) 送受信機、電源装置、空中線の点検および清掃等に配慮し、常時使用可能な状態を保持できるよう整備

3 通信体制の整備

(1) 無線従事者の確保

市職員に対して無線従事者資格の取得を積極的に推進し、無線従事者の増員確保に努める。

(2) 無線を利用する業者等の把握

民間の無線従事者からの情報提供や非常時の通信網構築のために、アマチュア無線愛好家団体、タクシー無線取扱業者、無線を利用する運輸業者等の把握に努めるとともに災害時の協力体制の整備を検討する。

(3) 非常通信協議会との連携

電波法第74条の2に基づき設立されている近畿地方非常通信協議会の構成機関と連携して、日頃から非常通信方法の習熟に努める。

第2章 災害予防計画

第2節 行政の災害対応能力を高めるための対策

資料集（P●）2-20 「非常通信経路」参照

4 インターネットの活用

災害時にインターネットにより発信する情報内容、様式の整備および情報収集システムの整理と情報提供ルールを明確にし、災害発生初期段階から時間の経過に応じて必要な情報を的確に提供できる体制の整備に努める。

また、機器の転倒防止等の耐震性の向上や電源確保等の防災対策を進めるとともに、インターネットサーバー機器が被災した場合に備え、バックアップ体制の検討を進める。

さらに、機器の設定、情報の入力等ができる人材の育成や確保に努める。

第4 医療・救護体制の整備

担当部	<u>危機管理局</u> 、 <u>健康福祉部</u> 、
主な連携先	県、中消防署、日本赤十字社、草津栗東医師会、草津栗東守山野洲歯科医師会、びわこ薬剤師会

市は、草津保健所、草津栗東医師会、草津栗東守山野洲歯科医師会、びわこ薬剤師会等の協力を得て、災害時における初期医療体制、後方医療体制および広域的応急医療体制の整備を図る。

1 初期医療体制の計画策定

草津保健所、草津栗東医師会、草津栗東守山野洲歯科医師会、びわこ薬剤師会等と協議し、災害時における初期医療体制について、以下に示す計画を策定する。

(1) 救護所の設置

(2) 救護班の編成、出動に関する計画

2 災害時医療・救護活動体制の整備

(1) 医療救護所の設置準備

医療救護班の活動予定場所となる各小学校において、救護所の設置・運営に係る具体的な手順について定めるとともに、設置・運営に係る資機材等の整備に努める。

(2) 医療関係機関との連携

草津保健所と連携して、災害拠点病院、救急告示病院、日本赤十字滋賀県支部等の関係機関と災害時の連絡体制を整備する。

また、災害時に派遣される医療救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）の受入れ体制を整備する。

(3) 救命救急活動の充実

中消防署と連携して、災害の種別、規模に応じた専門的な知識、技術の習得を図るほか、普通救命講習修了者および応急手当普及員の増員を推進するなど、救命救急活動の充実を図る。

(4) 医薬品等の確保

初動医療活動に必要な医薬品について、草津栗東医師会、草津栗東守山野洲歯科医師会、びわこ薬剤師会、日本赤十字社等の関係団体と連携を図りながら、調達および備蓄配備を行う。

第2章 災害予防計画

第2節 行政の災害対応能力を高めるための対策

また、他の自治体や医薬品販売業者と医薬品等の供給に関する協定の締結に努める。

第5 その他建築物の対策

担当部	各部
主な連携先	県、中消防署

市は、地震・台風等による建築物の倒壊等の災害や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震化・不燃化の促進、安全性の指導等に努める。

1 公共建築物の耐震不燃化対策

公共建築物は、災害時における避難場所等として重要なだけでなく、応急活動や復旧支援活動の機能が期待される。

このため、支援拠点として機能を果たすよう計画を行う。

(1) 防災上重要な役割を果たす建築物

災害対応の拠点となる市役所庁舎、避難所となる学校、体育館、コミュニティセンターなどの新築については、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準ずるよう、また、当該既存建築物については公共施設の個別施設計画に基づき、改修等の実施を推進するよう努める。

(2) その他の既存建築物

市が所有または管理する既存の公共建築物について、耐震診断を計画的に実施し、その結果耐震改修が必要と認められたものについては耐震改修の実施を推進するよう努める。

また、停電時に備えて非常用電源の設置に努める。

(3) 非構造部材の耐震対策

市が所有または管理する公共建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策を推進するよう努める。

資料集（P●）2-21 「市が所有または管理する公共建築物一覧」参照

2 一般建築物に対する指導

(1) 耐震性向上の普及・啓発

県と連携して、既存建築物の耐震性の向上のため、ガイドブックの作成、耐震改修事例集の作成等による広報の充実や相談窓口の設置等により、広く分かりやすく耐震知識、耐震診断・改修の必要性、助成制度、補強技術等の普及・啓発を図る。

(2) 民間建築物の耐震診断・改修の促進

民間建築物について建築物の重要度を考慮しつつ、災害時に重要な機能をはたすべき建築物の所有者に耐震診断・改修についての自助努力を促す。

また、病院、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物および学校、老人ホーム等の要配慮者が利用する建築物のうち大規模な既存建築物、避難者の安全性を確保すべき避難経路および震災後の復旧用緊急物資等の輸送経路となる緊急輸送幹線道路沿いの既存建築物等については、耐震性能の向上に努めるよう指導するとともに、市街地の防災性能の向上に寄与する耐震改修の促進に努める。

(3) 木造住宅の耐震診断・改修促進

栗東市耐震改修促進計画にしたがい、耐震知識の普及・啓発、公共および民間建築物の

第2章 災害予防計画

第2節 行政の災害対応能力を高めるための対策

耐震診断・改修等を推進するとともに、耐震診断・改修の相談窓口を開設し、各種技術資料・情報の提供、建築関係機関等の紹介を行う。

資料集（P●）2-22 「栗東市木造住宅耐震改修等事業実施要項」参照

（4）非構造部材の耐震対策

既存建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策の促進に努める。

（5）ブロック塀・石塀等対策

ブロック塀等の倒壊による災害を未然に防止するため、都市防災上、通学路等を中心とした既存塀の改修を含め、ブロック塀等の耐震性向上の促進に努める。

資料集（P●）2-23 「栗東市いけがき設置奨励補助金条例」参照

資料集（P●）2-24 「栗東市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱」参照

（6）家具等転倒防止対策

地震発生時に一般家庭等に存する家具等什器の転倒による被害を防止するため、住民に対して、リーフレット類を配布するなど、家具類の安全対策の知識の普及を図る。

第6 物資の確保と緊急輸送体制の整備

担当部	危機管理局、建設部
主な連携先	国、県、自主防災組織、住民

市は、県、住民と一体となった物資の確保体制を構築するとともに、緊急輸送の円滑化を図るため緊急輸送ネットワークの形成を推進する。

また、琵琶湖西岸断層帯を震源とする地震等の被害想定に基づき、食料、飲料水等の必要量等をあらかじめ計画し、地震発生に備える。

1 物資の確保

災害応急対策の生活救援活動が迅速かつ適切に行えるよう、食料、飲料水、生活必需品等の供給体制の整備を図るとともに、備蓄倉庫の整備等を検討する。

（1）備蓄品の整備

食料、飲料水および生活必需品等について備蓄目標を定め、台帳等を整備し、計画的な備蓄管理を推進する。

なお、設定している食料、生活必需品備蓄目標は資料編資料集に示すとおりである。

資料集（P●）2-25 「市の備蓄目標および備蓄品一覧」参照

（2）備蓄倉庫等の整備

災害時における食料、飲料水、生活必需品や救助用資機材等を避難所ごとやその近郊に分散備蓄するため、各小学校区に年次的に備蓄倉庫の整備と維持管理等を行う。

（3）民間との協定促進

災害時における食料、飲料水、生活必需品等について、公的備蓄では不足する分は、民間企業との食料、生活必需品の供給に関する協定の締結を推進し、必要量の確保に努める。

資料集（P●）2-26 「災害時における応援協定等一覧」参照

（4）要配慮者に必要な物資の確保

食料は、乳幼児に適した食料、食物アレルギーに配慮した食料や高齢者・障がい者等に

第2章 災害予防計画

第2節 行政の災害対応能力を高めるための対策

配慮した食料の備蓄に努める。

また、要配慮者に特有の生活必需品や補装具等は多種多様であり、供給ルートも限定されているものも多いため、関係業界や団体等と連携し、流通ルートの確保に努める。

(5) 自助努力の促進

住民に対し、最低3日間（推奨1週間）分程度の飲料水・食料品等を各家庭で備蓄し、避難する際は少なくとも1日分の食料等を持って避難できるよう非常時持出し袋等を準備するよう広報紙等を通じて指導、啓発を行う。

また、自主防災組織等が中心となって地域の防災活動拠点等に非常食・生活必需品の備蓄を推進するよう啓発に努める。

(6) 燃料の備蓄

県と連携し、災害応急対策に必要な燃料を確保するため、石油関係団体との間で応援協定を締結するとともに、優先供給を行う対象施設や車両等の選定等、供給体制の構築を図る。また定期的な訓練の実施や燃料不足による住民の混乱を未然に防止するための普及啓発を行うなど、実効性を高める。

2 緊急輸送体制の整備

災害時に、緊急要員および緊急物資の輸送・供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

(1) 広域的防災対策とネットワーク化

国および県と協力し、発災直後から救急輸送手段が確保可能なように、広域的な救急輸送活動の中心となる道路、港湾等について、通行、使用の可否や交通状況の早急確認と情報の共有化に努める。

また、道路等が被災した場合の輸送戦略を検討する。

医療救護や物資輸送の拠点、避難所等の防災活動拠点について、防災関係機関相互の連携を図りつつ実効的なネットワークづくりを推進する。

(2) 災害用ヘリポートの整備

災害用ヘリポートとして、ヘリコプターの離着陸が可能な場所を選定し、追加指定・条件整備を進めるとともに、ヘリコプター発着予定地、避難所等との接続道路を確保するため、対象となる路線の選定・適切な幅員の整備に努める。

(3) 市の緊急輸送道路の指定

県指定の第1次および第2次緊急輸送道路と広域陸上輸送拠点等をもとにして、それらから市内物資集積拠点、備蓄倉庫、避難所、災害時ヘリポート等を効率的に結ぶことができる道路を第3次緊急輸送道路に指定する。

(4) 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路にあたる市道および橋梁については、災害時においても緊急輸送が確実に実施できるよう、定期的な点検を行うとともに道路施設の耐震化を進める。

また、災害時に電柱が倒れ、道路を塞ぐ状況が発生するなど、緊急の活動に支障が生じることのないように占用制限を行う。

(5) 道路、橋梁の維持管理

国や県の道路整備計画に合わせ、市道の新設・改良の推進を図るとともに、舗装修繕計画に基づいて舗装修繕を、橋梁長寿命化計画に基づき橋梁補修に努める。

第2章 災害予防計画

第2節 行政の災害対応能力を高めるための対策

また、災害が起きる可能性のある道路や頻繁に浸水するおそれのある道路など、対策の実施が遅れている未整備箇所や対策済みの箇所についても定期的な道路パトロール・点検を実施し、適切な維持管理と老朽化施設の更新整備等より、災害の発生を未然に防ぐことに努める。

(6) 道の駅の活用

災害時において、地域住民や道路利用者、外国人観光客も含め、安全・安心な場を提供し、消防、警察、自衛隊をはじめとした応援部隊の進出拠点や活動拠点、支援物資の輸送拠点などの拠点として活用できるよう、広域的な防災拠点としての利用を見込む道の駅について、防災機能を高めるための整備を行う。

資料集（P●）2-27 「災害用ヘリコプター発着場一覧」参照

資料集（P●）2-28 「緊急輸送ネットワーク」参照

第3節 自然災害に対応するために必要な対策

第1 風水害予防対策

担当部	危機管理局、建設部、環境経済部、上下水道事業所
主な連携先	国、県

市は、水害を防止し、被害を軽減するために、あらかじめ河川・水路、ため池および下水道を整備し、防災対策を講じる。

また、県と連携して、浸水のおそれがある地域の実態を把握し、住民に周知するとともに、災害時における警戒避難体制を整備する。

1 河川・水路・ため池の改修・整備・管理

河川・水路やため池の安全性を高めるため、県の行う河川整備事業等に協力するほか、所管する河川に係る各施設に対して、緊急度に応じた河川・ため池等の維持・修繕・改良等の改修工事を推進するとともに、浚渫、堰管理、内水排除等の実施により、洪水の予防に努める。

2 道路施設の補修等

アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する

3 洪水リスクの周知等

国や県が公表する河川の洪水浸水想定区域や水深等について、ハザードマップ等の作成や配布により、住民に危険箇所、避難情報の伝達方法、避難所等を周知する。

なお、水防法上、地域防災計画に定めなければならない次の事項についての詳細は、資料編資料集に示す。

- 浸水想定区域ごとの洪水予報、水位到達情報等の伝達方法
- 浸水想定区域ごとの避難施設その他の避難場所および避難路・避難経路
- 防災訓練として市が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項
- 浸水想定区域内にある要配慮者施設の名称および所在地、また、その施設の所有者または管理者への洪水予報等の情報伝達方法
- その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

資料集（P●）2-29 「洪水浸水想定区域ごとの情報伝達方法等」参照

4 洪水の警戒避難体制の整備

洪水予報河川および水位周知河川の避難判断水位到達情報の発表、水防警報の発表、洪水浸水想定区域の指定・公表等の各種情報を活用しながら、警戒避難体制の整備を行い、警戒レベルを活用した「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。

また、避難情報により立退き避難が必要な居住者等に求める行動について、あらかじめ周知する。

5 タイムライン（防災行動計画）

台風発生時等から風水害発生までの間に、気象や水位等の情報をもとに、避難準備、危険箇所の確認、浸水防止施設の点検など事前に実施すべき対応を整理したタイムライン（防災行動計画）を河川ごとに作成し、避難情報^{情報}の発令時期を検討する。

6 風災害予防対策

風害を防止または被害の拡大を防止するため、風害予防対策の強化を図る。

また、竜巻や突風等については、竜巻注意情報等を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、県および関係機関等と協力し、住民への注意喚起を行うとともに、住民生活への影響を最小限にするための対応を図る。

7 気象観測体制の整備

気象に関する自然災害防止を図るため、県をはじめとする防災関係機関と相互に連携し、情報収集を的確に行い、これの適切な通知等気象業務施設の整備、充実を推進する。

各機関は自然災害を未然に防止するため、気象等観測施設の整備、観測方法の改善に努める。

第2 土砂災害予防対策

担当部	危機管理局、建設部、環境経済部
主な連携先	県

市は、台風、集中豪雨、地震等に伴い発生する土砂災害等から住民の生命と財産を守るため、県と連携して、危険箇所の実態を把握し、災害防止対策を実施するとともに、住民への周知徹底に努める。また、災害時において円滑に避難が実施できるよう、あらかじめその体制を整備する。

1 土砂災害対策事業等の推進

県の砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、治山事業の推進に協力するとともに、必要に応じて、事業推進の要請を行うなど、土砂災害の予防に努める。

また、必要に応じて、危険箇所について事前調査し、対策工事等の検討やパトロールの実施に努める。

2 土砂災害リスクの周知等

県が公表する土砂災害警戒区域について、ハザードマップ等の作成や配布により、住民に該当区域、避難情報の伝達方法、避難所、避難経路等を周知する。

なお、土砂災害防止法上、地域防災計画に定めなければならない次の事項についての詳細は、資料編資料集に示す。

第2章 災害予防計画

第3節 自然災害に対応するために必要な対策

- 土砂災害警戒区域ごとの土砂災害に関する情報の収集および伝達ならびに予報または警報の発令および伝達に関する事項
- 土砂災害警戒区域ごとの避難施設その他の避難場所および避難路・避難経路
- 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- 土砂災害警戒区域内にある要配慮者施設の名称および所在地、また、その施設の所有者または管理者への土砂災害に関する情報、予報および警報の伝達方法
- 救助に関する事項
- その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

資料集（P●）2-33 「土砂災害警戒区域ごとの情報伝達方法等」参照

3 土砂災害の警戒避難体制の整備

土砂災害警戒情報の発表、土砂災害警戒区域の指定・公表、土砂災害の前兆現象に関する情報等の各種情報を活用しながら、警戒避難体制の整備を行い、警戒レベルを活用した「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。

4 盛土等の災害の防止対策

市は、宅地造成および特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。危険が確認された盛土等については、宅地造成および特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。

5 住民の防災意識の向上

特に、土砂災害警戒区域が集中的に分布する地域を対象として、積極的な自主防災組織の育成を推進し、土砂災害に対する自衛意識の向上に努める。

また、国や県が実施する土砂災害に係る防災訓練等に参加し、土砂災害に対する避難体制の強化と防災意識の向上を図る。

第3 地震災害予防対策

担当部	危機管理局、建設部
主な連携先	県

市は、地震災害から住民の生命と財産を守るため、都市機能関連の諸施設を計画的に配置、建設、改善するとともに、建築物の耐震化を促進するなどの地震災害予防対策を行う。

また、地震災害時に必要となる被災建築物および被災宅地応急危険度判定の実施体制をあらかじめ整備する。

1 地震防災緊急事業の推進

地震による災害から住民の生命、身体および財産を保護するため、地震防災対策特別措置法に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等について、県が作成する地震防災緊急事業五箇年計画や滋賀県防災プランに基づく事業を推進する。

第2章 災害予防計画

第3節 自然災害に対応するために必要な対策

2 都市基盤の整備

計画的・効率的な幹線道路や都市公園など地域構造の骨格となる基盤施設整備、公共構造物等の耐震対策等により、災害に強い都市基盤を形成し、都市における防災機能の強化に努める。

3 被災建築物および被災宅地危険度判定体制の整備

地震発生後の被災建築物および被災宅地の応急危険度判定を円滑に実施するために、判定に関する計画の作成に努める。

また、県が行う各判定士養成講習会への職員派遣等により、各判定士の登録を促進するとともに、県と連携して、各判定用資機材の備蓄に努める。

4 帰宅困難者対策

県および関係機関等と連携して、交通情報の収集や提供、水や食料の確保、従業員等の保護、一時滞留施設の確保等、帰宅困難者に必要な対策の体制整備に努める。

5 地震観測体制の整備

地震防災対策を検討する上で、市内における地震動の特徴を把握・分析することは極めて重要であるため、地震計を設置し、地震動の観測データや地盤条件等の情報収集にも努め、地震防災対策の基礎的データの充実を図る。

また、県内の震度情報を集約できる震度情報ネットワークシステムを活用し、地震発生時の初動体制や広域応援等災害応急体制の確立を図る。

資料集（P●）2-34 「震度情報ネットワークシステム系統図およびシステムの機能」参照

第4 火災予防対策

担当部	危機管理局
主な連携先	中消防署、消防団

火災による被害から住民の生命や財産を守るため、中消防署とともに、防火指導の徹底、消防力の強化および消防水利等の整備を図る。また、併せて、救助・救急体制や広域応援受入れ体制の整備に努める。

1 地域における予防消防の強化充実

市および中消防署は、住民に対して、防火指導の強化、防火意識の啓発、火災予防広報等を推進し、防火思想の普及に努めるとともに、住宅用火災警報器の設置の推進に努める。

また、中消防署は、消防法に基づき、関係者に対して、火災予防査察等を強化し、防火対象物に係る防火管理者の選任、消防計画の作成、消防（防災）訓練の実施、消防用設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理およびその他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

2 消防団消防力の強化充実

（1）消防団員に対する教養訓練の徹底

第2章 災害予防計画

第3節 自然災害に対応するために必要な対策

市および中消防署は、消防団員の消防に関する知識および技術の活性化を図るため、次の措置をとる。

1) 外部研修

消防団員にかかる初任教育、幹部教育、専科教育等の各職務に該当する教育課程に派遣するよう努める。

2) 内部研修

市および中消防署が実施する教育訓練に消防団員全員を受講させるよう努める。

(2) 消防団の活性化

災害の複雑多様化・大規模化に適切に対処するため、基本分団をはじめ機能別分団を配備しているが、消防団の活性化を一層推進する必要がある。市は、消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組み、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

資料集 (P●) 3 林野火災予防計画

市および中消防署は、山林は、ハイキングコースとしても整備されており、入山者も多く、林野火災発生原因の大部分が、たばこ、たき火等、人為的なものであることから、入山者等への啓発を推進し林野火災を防止する。

(1) 失火予防の啓発

失火予防の啓発を図るため予防標識の設置、ポスター等の配布を行う。また、栗東市消防団金勝山林分団（金勝山に限る）や林野火災巡視員によるパトロールをするなど森林愛護、防火思想の普及に努める。

(2) 火入れ対策

火入れをする場合は、森林法による許可条件※を遵守するなど、関係機関への届け出を含めその安全対策には十分配慮させる。

※森林法による許可条件

- ・あらかじめ必要な防火の設備をすること。
- ・火入れを行う旨を周囲1キロメートルの土地等の関係者に通知すること。
- ・強風注意報や乾燥注意報が発表された場合、また火災報が発令された場合は中止すること。

第5 複合災害予防対策

担当部	危機管理局、総務部
主な連携先	国、県

同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下、「複合災害」という。）における対応について、市は、日頃から備えを充実するとともに、複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じるよう努める。

1 複合災害に備えた体制整備

災害対策活動を円滑に実施するため、複合災害時を想定した職員の非常参集体制や情報収集・連絡体制等を整備する。

また、要員・資機材等について、対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるよう努める。

2 複合災害に備えた訓練の実施

県、国、関係市町、防災関係機関等と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて住民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練の実施に努める。

なお、訓練を実施するにあたっては、様々な複合災害を想定した訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の訓練の実施に努める。

第4節 事故災害に対応するために必要な対策

第1 ライフライン施設等の災害予防対策

担当部	危機管理局、上下水道事業所
主な連携先	関西電力株式会社、 <u>関西電力送配電株式会社</u> 、大阪ガスネットワーク株式会社、滋賀県LPガス協会、西日本電信電話株式会社、日本放送協会 大津放送局、びわ湖放送株式会社、株式会社京都放送、株式会社エフエム滋賀、西日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社

ライフライン関係事業者は、災害に備え、関係機関間で連絡窓口を定めるほか、各施設の特徴を勘案して、ハード、ソフト両面において、災害予防対策を推進する。

1 電力施設災害予防対策

(1) 情報連絡体制の整備

市は、電気事業者と緊急時における情報収集連絡窓口をあらかじめ定めるほか、事業者が実施する災害予防対策の協力に努める。

さらに、広域的な停電等の突発的な事故発生時においても初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。

(2) 電力施設の災害予防

電気事業者は、それぞれの保安規定等に基づき、施設・設備の防災性能の強化向上、災害対策用資材の確保ならびに輸送力の確保、職員の防災訓練等の実施を推進する。

また、電気事業者は、災害発生に備え自治体をはじめとした関係機関と事前協議を行い、災害時に早期連携できるよう努める。

2 ガス施設災害予防計画

(1) 情報連絡体制の整備

市は、ガス小売事業者・一般ガス導管事業者等と緊急時における情報収集連絡窓口をあらかじめ定めるほか、各事業者が実施する災害予防対策の協力に努める。

さらに、突発的な事故発生時においても初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。

(2) ガス施設の災害予防

ガス小売事業者・一般ガス導管事業者は、ガス施設における災害発生未然防止はもちろんのこと、発生時の被害を最小限とするために、また震災発生地域でのガスによる二次災害防止と被災地域外におけるガス供給確保を目的として、ガスの供給に係わる設備、体制および運用についての総合的な災害予防対策を計画的に推進する。

3 通信・放送施設災害予防計画

(1) 情報連絡体制の整備

市は、電気通信事業者と緊急時における情報収集連絡窓口をあらかじめ定めるほか、各事業者が実施する災害予防対策の協力に努める。

第2章 災害予防計画

第4節 事故災害に対応するために必要な対策

さらに、突発的な事故発生時において初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。

(2) 電気通信設備の災害予防

電気通信事業者は、それぞれの防災計画等に基づき、施設、設備の耐災害性を強化するとともに、従業員への防災教育、防災訓練や利用者への広報等により災害・事故の予防に努める。

(3) 放送設備の災害予防

各放送事業者は、災害およびこれに伴う停電等の発生に備え、非常時に放送業務を確保し速やかに災害情報等の送出ができるよう、施設や機器等の整備等を進めるとともに、平常時から定期的に訓練等を実施するよう努める。

4 鉄道施設災害予防対策

(1) 情報連絡体制の整備

市は、鉄道事業者と緊急時における情報収集連絡窓口をあらかじめ定めるほか、各事業者が実施する災害予防対策の協力に努める。

さらに、突発的な事故発生時において初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。

(2) 鉄道施設の災害予防

鉄道事業者は、鉄道施設における災害を防止するため、線路諸設備の実態を把握し、あわせて周囲の諸条件を調査して、災害等異常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行う。

また、常に列車運行の安全確保を図るため鉄道施設の耐震化等を推進し、総合的な防災性の向上を図る。

5 上水道施設災害予防対策

市は、災害時における上水道施設の耐震性、耐水性等の防災性能の向上を図り、**災害時**の応急復旧を迅速に実施するための資機材の確保を推進するとともに、災害時の給水のための貯水施設として活用できる施設整備を実施する。

(1) 設計

上水道施設の設計にあたっては「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）に基づき耐震設計を行う。

(2) 取水、導水施設

管路は耐震性を考慮した構造とし、また、これに対応する資材を使用する。水源については、各井戸における原水の水質を監視し、安全を確認するとともに、導水管の点検整備を一層図る。

(3) 浄水施設

ポンプまわりの配管、構造物との取付管、薬品注入関係の配管設備等について耐震化を進めるべく整備増強を行うとともに、最小限の自家発電設備の整備増強を図る。

(4) 送・配水施設

送・配水幹線については、耐震継手、伸縮可撓管等耐震性の高い構造、工法を採用するとともに、配水系統間の相互連絡を図り、管路のループ化を行う。また、既設については

第2章 災害予防計画

第4節 事故災害に対応するために必要な対策

漏水防止につとめ、老朽管については敷設替え等の改良を行う。

(5) 給水施設

災害時の生活水を供給するために必要な応急給水タンクの配備等を行い、安全な水確保に努める。

(6) 上水道台帳の整備

給配水管施設の適正把握、敷設計画、維持管理、また災害異常時対策が円滑に実施できるよう各種図面および関係書類について、日常的に整備、保管を行う。あわせて、台帳の電子化、分散管理を行う。

(7) 災害用井戸登録

災害時の主として生活用水の確保を目的とした「非常災害用井戸」の登録を促進する。

資料集（P●）2-36 「非常災害用井戸登録一覧」参照

6 下水道施設災害予防対策

下水道施設は、平常時はもとより災害時においても重要な施設であるため、施設の防災性を強化し、施設被害の拡大を予防する。

また、下水道施設は、他のライフラインのように代替機能がないため、被災した場合は、社会全体の復旧活動、県民の生活に与える影響が大きい。さらに琵琶湖への影響も考慮しつつ、施設の耐震化とともに下水道における危機管理機能の強化を図る。

(1) 基礎的調査の実施

平常時より浸水の著しい箇所については、降雨強度別に浸水状況や被害状況を調査する。また、地盤が悪く、災害時に地盤沈下などの被害が予想される場合は、管渠の布設工法について検討する。

(2) 施設の耐震化の推進

既存の下水道施設について、耐震診断を実施し、耐震上弱点となる施設を抽出し、重要度等を勘案しつつ耐震対策について検討し、実施する。また、今後設計する施設は「下水道施設の耐震対策指針と解説」（公益社団法人日本下水道協会）に基づき耐震性に優れた施設の建設に努める。

特に、防災拠点および避難所並びに高齢者・障がい者等災害時避難行動要支援者関連施設と終末処理場とを接続する管渠の耐震化事業を推進し、緊急輸送路等の災害時に重要となる幹線道路等に埋設した下水道管渠について、必要な耐震機能を確保する。

(3) 応急措置体制の検討

災害時における下水道施設の被害に備えて、平常時から応急措置体制の確立に努め万全を期する。

資料集（P●）2-37 「災害時用マンホールトイレ設置場所一覧」参照

第2 危険物施設等災害予防対策

担当部	<u>危機管理局</u>
主な連携先	県、草津保健所、中消防署

中消防署は、県と連携して、危険物施設の火災、ガス爆発等による災害の発生を未然に

第2章 災害予防計画

第4節 事故災害に対応するために必要な対策

防ぐため、消防法に基づく取締りや保安対策の計画および実施に努める。

市は、中消防署と連携して、市内の危険物施設等設置状況の現況把握に努めるとともに、突発的な事故発生時において初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。

1 危険物施設等の災害予防

危険物施設は、設備・機器の高経年化により、腐食や劣化が進んでいる状況であり、また、危険物を積載して市内の高速道路等を通行している車両もあることから、災害時には深刻な被害が予想される。

湖南広域消防局と連携して保安体制の強化、法令の定めるところによる適正な施設の維持管理および貯蔵取扱い基準の遵守を図るとともに、保安教育および訓練の徹底ならびに自衛消防組織の育成、防災意識の向上の徹底を図る。

(1) 保安教育の実施

危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物施設保安員に対し保安管理の向上を図るため、湖南広域消防局等と協力して講習会、研修会などの保安教育を実施する。

(2) 指導の強化

危険物施設の立入検査を適宜実施し、適切な行政指導を行う。

(3) 自衛消防組織の強化促進

1) 自衛消防隊の組織化を促進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

2) 隣接する危険物事業所の相互応援に関する協定を促進し、効率的な自衛消防力の確立を図る。

(4) 化学消防機材の整備

危険物事業所における化学消火薬剤および必要器材の備蓄を促進する。

資料集 (P●) 2-38 「危険物施設状況」参照

(5) 危険物の仮貯蔵・仮取り扱い等の安全対策危険物施設が被災する等により、平常時と同様の危険物の取り扱い等が困難な場合に、危険物の仮貯蔵・仮取り扱いが適切に行われるよう安全対策等を指導する。

2 高圧ガス施設の災害予防

県と連携して、高圧ガスによる災害の発生および拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締り法令の遵守、自主保安体制の確立を図り、官民一体の災害予防対策を推進する。

製造、貯蔵、輸送および消費の各段階において、常に漏洩、爆発、火災の危険性が潜在しているため、高圧ガス保安法適用事業所に対する保安検査、立入検査、保安教育の実施を図るとともに、関係保安団体と連携した保安体制の整備に努める。

3 毒物・劇物施設の災害予防

毒物または劇物による災害事故を防止するため、毒物劇物営業者および業務上取扱者等に対して、草津保健所等と協力して講習会等を開催し、法令等の周知徹底を図る。

毒物劇物営業者等の取扱施設における毒物劇物保管状況の実態を把握し、必要に応じて指導を行う。

第2章 災害予防計画

第4節 事故災害に対応するために必要な対策

(1) 業務上取扱者等の毒物劇物保管状況の実態を定期的に把握するとともに、講習会等により法令等の周知徹底を図る。

(2) 事業者の自主点検体制の確立を図る。

第3 農林水産関係災害予防対策

担当部	環境経済部
主な連携先	レーク滋賀農業協同組合

市域における農地のほとんどは、水稻をはじめ、麦・大豆などが栽培されているが、浅柄野地域は畑作地帯であり、大都市近郊の有利性を生かした軟弱野菜を中心にビニールハウス栽培が行われている。

各種災害による農作物、林産物、施設等の被害の減少を図るため、指導体制を確立し、営農技術、気象情報等の末端農林業者への迅速な浸透に努める。

第4 ため池等農業用施設の対策

担当部	環境経済部
主な連携先	土地改良区、ため池管理者

ため池は、地震や大雨により損壊した場合下流域に出水等による大きな被害を及ぼすことが予測される。阪神淡路大震災や平成30年7月の西日本を中心に全国各地を襲った豪雨災害ではため池が損壊し大きな被害が発生した教訓を踏まえ、ため池等農業用施設の防災対策を推進し、安全性の向上を図る。

市内には、農業用水を確保するため池や河川工作物が数多くある。特にため池については築造された年代が古く年々老朽化の傾向にあり、また、権利者の世代交代が進み、権利関係が不明確かつ複雑化し、担い手不足により利用者を主体とする管理組織が弱体化していることから、令和元年7月1日施行の「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」により、施設の所有者、管理者や行政機関の役割分担が明らかにされたが、引き続き農業用ため池の適正な管理及び保全が行われる体制の整備の構築に努める。

1 農業用ため池の届出

農業用ため池の設置および廃止について、所有者または管理者は県に届出を行い、県はデータベースの整備および公表を実施する。

2 防災重点ため池（特定農業用ため池）の指定

決壊した場合に周辺地域の家屋、公共施設等に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を県が「防災重点ため池（特定農業用ため池）」として指定する。

資料集（P●）2-39 「防災重点ため池（特定農業用ため池）一覧」参照

3 農業用ため池の防災工事等

防災重点ため池（特定農業用ため池）を中心に、関係者と連携し、防災の観点から廃池

第2章 災害予防計画

第4節 事故災害に対応するために必要な対策

や規模縮小、優先順位等も考慮し防災対策工事を行う。また、ため池が決壊するおそれ、または決壊した場合に迅速な避難ができるようにハザードマップ等による周知を図る。

第5 文化財災害予防対策

担当部	教育 <u>委員会</u>
主な連携先	中消防署、文化財所有者・管理者

市内には文化財保護法により指定された重要文化財、登録文化財、県文化財保護条例により指定・選択された文化財、および、市文化財保護条例により指定した文化財等がある。

この文化財保存のため、現況を正確に把握し、予想される災害に対して予防対策を計画し、施設整備を推進するとともに保護思想の普及、訓練、現地指導を強化する。

資料集（P●）2-40 「文化財一覧」参照

1 火災対策

各種消防用設備等の点検整備を行う。また、防火管理者のもとに火元責任者を定め、それぞれの担当責任を明らかにする。

2 現地指導

現地巡回視察等により防災上必要な勧告、助言、指導を行う。

3 保護思想の普及および訓練

文化財保護強調週間、文化財保護月間、文化財防火デー等の行事を通じて防火、防災の趣旨を周知する。

また、中消防署は、文化財について立入検査、および防火・防災訓練の実施、あるいは図上訓練を随時行う。

第6 原子力災害事前対策

担当部	<u>危機管理局</u> 、総務部、 <u>健康福祉部</u>
主な連携先	国、県、草津警察署、中消防署、原子力事業者

原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）および災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備および原子力災害の発生に備えた事前対策を中心に以下に定める。

また、原災法に基づく指針の策定動向ならびに防災基本計画原子力災害対策編、県地域防災計画原子力災害対策編の改定状況を踏まえ計画の更新を図る。

1 防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策

市は、県と協力し住民が正しい情報に基づき、リスクを適正に評価し、合理的な選択と行動を行うことができるよう、情報提供・情報共有などコミュニケーション(リスクコミュニケーション)の充実に努める。

2 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、県と連携し、原子力事業者等の防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。また、入手したモニタリング情報を的確に受け入れる体制を整備していくとともに、住民に提供し有効活用できる体制を構築する。

(1) 原子力施設周辺情報の把握

県と緊密な連携のもと、原子力事業所およびその周辺環境の安全に関する情報を常に把握するよう努める。

(2) 市周辺地域の環境放射線のモニタリング

県と緊密な連携のもと、県が実施する周辺環境の安全を確認するため環境放射線のモニタリングに協力するとともに、モニタリングの評価結果について把握する。

(3) 防災関係機関との情報収集・連絡体制の整備

平常時より、原子力災害が発生した場合における国、県および防災関係機関との緊急時の情報収集・連絡体制を整備する。

(4) 住民等への情報伝達体制の整備

特に以下の事項に留意し、住民等への情報伝達体制の整備に努める。

- 緊急事案の程度（フェーズ）や場所に応じた情報提供項目と内容に関する留意事項の確立・周知
- 迅速な退避、避難体制と連携できる情報伝達体制の確立
- 避難行動要支援者および一時滞在者に配慮した情報伝達体制の確立
- メディアの活用
- 原子力災害時における情報伝達機器の停電対策

(5) 住民に提供すべき情報の把握

国、県および防災関係機関と連携体制を構築し、原子力災害発生時からの経過に応じ、住民に提供すべき以下の情報の提供元等を平常時から把握する。

- 原子力災害および現地における応急対策の状況
- 県下における影響の有無やその程度
- 県や国等が講じている応急対策に関する情報
- 交通規制や公共交通機関の運行の状況等
- 環境放射線モニタリングシステムデータ
- 環境試料モニタリングデータ
- 原子力事業者の測定データ
- 福井県原子力環境監視センターデータ
- 京都府環境放射線監視テレメータシステムデータ
- 原子力規制委員会放射線モニタリング情報
- （国研）量子科学技術研究開発機構のサイト
- （公財）原子力安全研究協会のサイト 等

(6) 相談窓口の整備

原子力災害時における住民等からの原子力災害に関する問合せに対応するため、平常時より、相談窓口の設置方法、相談実施体制を検討する。

第2章 災害予防計画

第4節 事故災害に対応するために必要な対策

3 災害応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、あらかじめ必要な体制の整備を図る。

項目	実施内容
警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	○ 県より原子力発電所の重大なトラブルに関する通報等を受けた場合、速やかに職員の非常参集、応急対策が行えるよう必要な体制を整備し、体制の確立についてのマニュアル等の作成および関係職員への周知徹底を図る。 ○ 緊急時に迅速かつ的確に応急対策活動を実施するための配備レベルに基づく配備体制および動員体制を整備するとともに、災害警戒本部、災害対策本部等の設置基準、設置場所、組織、事務分掌、職員の派遣方法等についてあらかじめ定めておく。 ○ 市の防災対応力が不足した場合には、県や国等からの受援(応援受け入れ体制の整備、連絡調整方法の確立)等の連携法を検討する。
防災関係機関相互の連携体制	○ 平常時から県、他市町、指定地方行政機関等の防災関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各機関の役割分担をあらかじめ定め、防災対策に努める。
応援協力体制等	○ 市は、県や国、原子力事業者、他市町と緊急時における応急対策の実施にあたって相互応援および協力体制が確保できるように内容等についてあらかじめ調整を行っておく。
専門家の確保等	○ 原子力防災に関する専門家や放射線の影響や安定ヨウ素剤服用等の原子力災害医療に関して助言ができる専門家との関係を平常時から構築し、県と協力して専門家の確保体制を構築する。
放射性物質の飛散・汚染拡大防止体制等の整備	○ 救護所等において、放射性物質により汚染した救護者の衣服や身体等から放射性物質が拡散や飛散することを防止するため、汚染した身体等の除染体制を整備し、あるいは緊急性が高い区域から栗東市市域への車両受入れ時における車両除染体制の整備、汚染土砂や除染により集積された土砂等の飛散防止、市域内や市域外への放射性物資拡散監視体制の整備等、放射性物資の拡散や飛散を予防する体制等を整備する。
医療機関との連携	○ 説明書等の準備 市は、県と連携し、避難や屋内退避等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておく。 ○ 副作用への備え 市は、県と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し、副作用が発生した住民等の受入の依頼および平常時における安定ヨウ素剤服用に関する相談対応など、救急医療体制の整備等に努める。
避難体制の整備	○ 屋内退避の基準や時期について検討し整備する。 ○ 避難所や避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の確保体制を整備する。 ○ 災害時避難行動要支援者の円滑で実効的な避難誘導・移送体制等の確保体制を整備する。 ○ 警戒区域を設定する場合の計画を策定し、資機材や人員等の確保体制を整備する。 ○ 避難所、避難方法の検討、屋内退避の方法等に関する日頃からの住民への周知を促進する。
避難者受入れ体制の整備	○ 緊急性が高い区域からの避難者受入れ体制の整備を促進する。 ○ 救護所あるいは避難受入れ施設での体内被曝者のスクリーニング

第2章 災害予防計画

第4節 事故災害に対応するために必要な対策

	基準や除染基準を明確にし、速やかな受入れができるような体制の整備を検討する。
飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制の整備	○ 飲料水、飲食物の摂取制限に関する体制整備 ○ 農林水産物の採取および出荷制限に関する体制整備 ○ 飲料水、飲食物の摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保
除染体制の整備と除染実施計画の策定	○ 市は、原子力災害発生後に行う必要がある除染に関する体制を「環境省：除染関係ガイドライン」（平成 23 年 12 月）等を参考にして整備し、必要に応じ除染実施計画を策定する。
除去土壌等の処理体制整備	○ 市および県は、住民や関係団体等とのリスクコミュニケーションに配慮しつつ、除染に伴う除去土壌等の処理に関する体制を「環境省：除染関係ガイドライン」（平成 23 年 12 月）等を参考にして整備し、必要に応じ除去土壌処理計画について検討する。

4 防災知識の普及、啓発

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、県、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用し、市職員の原子力防災に関する防災知識の普及に努める。

また、住民を対象に原子力災害時にとるべき行動や退避・避難方法等防災知識の普及を図る。

5 防災訓練の実施

市は、国、県、原子力事業者等関係機関の支援のもと、以下の防災活動の要素ごとまたは各要素を組み合わせた訓練の実施に努める。

- 災害対策本部等の設置運営訓練
- 緊急時通信連絡訓練
- 県が実施する緊急時モニタリング訓練
- 住民等に対する情報伝達訓練
- 県が実施する訓練への参加

6 資機材等の整備

市は、国、県、草津警察署、中消防署その他防災関係機関と協力して、原子力防災対策上必要とされる防災活動資機材等の整備を図る。

また、住民等の安全確保のために、安定ヨウ素剤の備蓄に努める。

第3章 災害応急対策計画

本章では、災害が発生したとき（または発生するあるれがあるとき）の災害が発生していない**初動段階から応急段階（発災後おおむね1週間）の対策**について定めている。

なお、災害対策基本法における「災害応急対策」は、第 50 条において、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、または応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行う次の事項と規定されている。

- 1 警報の発令および伝達ならびに避難の勧告または指示
- 2 消防、水防その他の応急措置
- 3 被災者の救難、救助その他保護
- 4 災害を受けた児童および生徒の応急の教育
- 5 施設および設備の応急の復旧
- 6 廃棄物の処理および清掃、防疫その他の生活環境の保全および公衆衛生
- 7 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- 8 緊急輸送の確保

第1節 災害別の対応体制の確立

第1 風水害配備体制

担当部	各部
主な連携先	国、県、彦根地方気象台、草津警察署、中消防署、消防団

災害時は、災害応急対策実施責任機関は、必要に応じ、それぞれ災害対策本部等を設置し、緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。なお、災害時における初動期の活動体制については、「災害時職員初動マニュアル」に基づき、万全の体制を確立する。

1 気象予警報等の把握

市は、台風接近時や集中豪雨等が予想されるときなどは、市域に係る気象情報や雨量、河川水位の予測、観測情報を常時監視し、状況に応じて、調整会議を開催するなど、災害警戒に関する準備・調整を行う。

また、県や防災関係機関と相互連絡に努め、情報交換を徹底する。

(1) 気象に関する情報の収集

市域に係る次の情報の発表状況等を把握するとともに、滋賀県土木防災情報システム等により雨量や河川水位の観測情報等を収集する。

- 1) 気象警報・注意報（特別警報を含む）
- 2) 指定河川洪水予報
- 3) 水防警報
- 4) 土砂災害警戒情報

(2) 気象に関する情報の伝達

気象、水防、火災等に関する予警報は、災害応急対策の万全を図るために必要であるので彦根地方気象台その他の関係機関の発する予警報は次により、確実に受信し、伝達する。

1) 危機管理局

Jアラートや県防災行政無線の一斉通報により、気象の予警報等の通報を受けたときは、速やかに同報系防災行政無線や市ホームページ、メール配信等により、住民に対して周知徹底を図る。

2) 勤務中における通報に対する措置

危機管理局は、各部各班に対して、予警報等の内容で特に必要があると認めるものについては、発表または変更の都度職員参集メールや庁内グループウェアシステム、チャットツール、庁内放送設備を利用し、その他の連絡先には、庁内電話、移動系防災行政無線等により連絡する。

3) 通報をうけた各部各班

通報をうけた各部各班は、その内容を判断し、防災上必要と認められる各関係機関に積極的に連絡し、対策の万全を期するよう努める。

(3) その他の情報への対応

1) 異常現象

住民、市職員、消防職員、警察官等から、災害が発生するおそれがある異常な現象（崖

くずれ、洪水等)を発見した旨の通報を受けたときは、ただちに各部に伝え、県(南部土木事務所)、草津警察署、彦根地方気象台(著しく異常な気象現象で暴風、大雨のおそれある場合に限る)、中消防署に通報するとともに、関係機関に通報する。

また、同報系防災行政無線、Lアラート(災害情報共有システム)、ホームページ、メール・SNS 配信、広報車等を利用して、対象となる住民に対してその危険性を周知徹底する。

2) 火災気象通報

彦根地方気象台より、市域に火災気象通報が発表され、県よりその旨の通知を受けたときは、必要に応じて、市長は、火災警報を発令する。

また、市長が火災警報を発令したときは、中消防署は、湖南広域行政組合火災予防条例第30条の内容について、火災予防広報を行う。

資料集(P●)3-1 「気象予警報等の種類および発表基準」参照
資料集(P●)3-2 「気象予警報、地震情報等の伝達系統」参照

2 配備体制の確立

次の基準により配備体制を置き、気象、水防等の情報収集およびその共有にあたる。

また、災害に対する警戒態勢を強化する必要がある場合にあっては、災害警戒本部または災害対策本部を設けて対処する。

なお、水防体制から災害警戒本部体制に移行したときは、水防体制を吸収し、組織の一元化を図る。

(1) 警戒1号体制

本市にかかる地域に次のいずれかの注意報が発表されたときは、警戒1号体制を確立する。

関係部局の警戒体制職員は、事態の状況に応じて災害活動が実施できる体制を整える。
実施責任者は、危機管理課長とする。

○風雪注意報、○大雪注意報、○大雨注意報、○洪水注意報

(2) 警戒2号体制

本市にかかる地域に次のいずれかの警報が発表されたときは、警戒2号体制を確立する。
関係部局の警戒体制職員は、事態の状況に応じて、速やかに災害警戒本部の設置へ移行できる体制を整える。

実施責任者は、危機管理局長とする。

○暴風雪警報、○大雪警報、○暴風警報、○洪水警報、○大雨警報

(3) 災害警戒本部

上記のいずれかの警報が発表されたときで、局地的に災害が発生し、または災害発生が確実に予測されるときは、災害警戒本部を設置する。

事態の状況に応じて、災害対策本部の設置に備える。

実施責任者は、副市長とする。

(4) 災害対策本部

上記のいずれかの警報が発表されたときで、市長が必要と認めた時、災害対策本部を設置する。

実施責任者は、市長とする。

3 職員の動員

防災担当者は、関係する職員に参集を呼びかける際、どのような状況下でも迅速に連絡を行うよう努める。動員体制に基づく実施責任者が必要であると判断した場合は、指定の職員以外の職員にも参集を呼びかける。

体制種類ごとの参集職員、伝達方法、参集場所等は、「栗東市災害時初動活動マニュアル」に示す通りとする。

(1) 警戒1号体制、警戒2号体制の動員

1) 勤務時間内

職員参集メールや庁内グループウェアシステム、チャットツール、庁内放送設備、または電話により行う。

2) 勤務時間外

職員参集メールや電話により行う。ただし、警戒2号体制時は、発表された気象情報にしたがい、関係する職員は自主参集する。

(2) 災害警戒本部体制、災害対策本部体制の動員

1) 勤務時間内

危機管理局長は、市長、副市長、教育長との協議の上、災害警戒本部もしくは災害対策本部の本部員を職員参集メールや庁内グループウェアシステム、チャットツール、庁内放送または電話などにより非常招集する。また、同時に災害警戒本部もしくは災害対策本部の事務局員や支部員なども同様の伝達手段により非常招集をする。

2) 勤務時間外

危機管理局長は、市長、副市長、教育長との協議の上、災害警戒本部もしくは災害対策本部の本部員を職員参集メールまたは電話などにより非常招集する。また、同時に災害警戒本部もしくは災害対策本部の事務局員や支部員なども同様の伝達手段により非常招集をする。

4 警戒1号・警戒2号体制

(1) 警戒1号体制

警戒1号体制は、風雪、大雨、大雪、洪水注意報のいずれかが発表された時に確立し、配備内容等は、以下の通りとする。

配備内容	配備人員
災害関係課等の職員で情報連絡活動が円滑に行いうる態勢とする	水防配備警戒体制職員(水防配備警戒1号体制) 危機管理課職員

※勤務時間内は各所属、勤務時間外は自宅待機とする。

警戒2号体制に移行したとき、または注意報が解除され、災害の危険が解消し、警戒体制の必要が認められなくなったときは、警戒1号体制を解除する。

(2) 警戒2号体制

警戒2号体制は、暴風雪、大雪、暴風、洪水、大雨警報のいずれかが発表されたときに確立し、配備内容等は、以下の通りとする。

配備内容	配備人員
災害関係課等の職員で情報連絡活動が円滑に行いうる態勢とする	水防配備警戒体制職員(水防配備警戒2号体制) 危機管理課職員

	教育総務課職員（※状況に応じて）
--	------------------

※避難所開設が円滑に行いうる態勢とする。

災害警戒本部体制に移行したとき、または警報が解除され、災害の危険が解消し、警戒体制の必要が認められなくなったときは、警戒2号体制を解除する。

5 災害警戒本部の設置、運営および廃止

（1）災害警戒本部の設置基準

本市にかかる地域に次のいずれかの警報が発表されたときで、局地的に災害が発生し、または災害発生が確実に予測されるときは、市災害警戒本部を設置する。

○暴風雪警報、○大雪警報、○暴風警報、○洪水警報、○大雨警報

（2）災害警戒本部の設置場所

市災害警戒本部は、『栗東市危機管理センター内』に設置する。

（3）災害警戒本部の設置または廃止の決定

1）設置決定

風水害で局地的に災害が発生し、または災害発生が確実に予測されるときは、副市長の指示に基づき、災害警戒本部を設置する。

2）廃止決定

本部長（副市長）は、市の地域について災害が発生する危険が解消したと認めたとき、または災害対策本部が設置されたときに市災害警戒本部の廃止を決定する。

3）非常時の緊急体制

局地的に風水害が発生し、または発生するおそれがあるとき、職員の自主参集後、災害対策本部が設置されるまでの間は、震災時と同じように非常時の緊急体制を確立し、初期応急活動を行う（第3章第1節第2「7 災害対策本部が設置されるまでの緊急体制」参照）。

（4）災害警戒本部の設置・廃止の伝達

市災害警戒本部の設置および配備体制が決定したときならびに廃止が決定したときは、次のとおり関係先に通知する。

通知および公表先	通知および公表方法	担 当
本庁舎内の各班	内線電話・庁内放送・口頭	<u>危機管理局、 政策推進部</u>
県本部	県防災行政無線・電話連絡・FAX・滋賀 県防災情報システム	
県地方本部	県防災行政無線・電話連絡・FAX・滋賀 県防災情報システム	
中消防署	市防災行政無線・電話連絡・FAX	
防災関係機関（市防災会議委員）	電話連絡・FAX	
報道機関	口頭または文書	
住民	報道機関・ホームページ・ <u>SNS</u> を通じての 公表	

（5）災害警戒本部体制

災害警戒本部は、以下の組織で構成する。

第3章 災害応急対策計画
第1節 災害別の対応体制の確立

なお、災害警戒本部を設置したときは、災害応急活動を行うことについて、草津警察署、中消防署と連絡調整を万全に行う。

災害警戒本部		本部事務局	
本部長	副市長	事務局長	危機管理課長
副本部長	教育長	事務局員	<u>災害対策本部事務局</u> <u>(事務局班・総務班)</u>
統括管理	危機管理 <u>局長</u>		
本部員	<u>議会事務局長</u>		
	<u>市長公室長</u>		
	<u>政策推進部長</u>		
	総務部長		
	<u>市民部長</u>		
	<u>健康福祉部長</u>		
	環境経済部長		
	建設部長、建設部技監		
	<u>上下水道事業所長</u>		
	<u>こども家庭局長</u>		
	教育部長		
	中消防署長		
	消防団長		
各部各班			

資料集（P●）3-3 「災害対策本部および災害警戒本部の各部の構成」参照

6 災害対策本部の設置、運営および廃止

（1）災害対策本部の設置基準

次の設置基準に基づき、市災害対策本部を設置する。

- 1) 気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水その他の警報が発表され、市長が必要と認めたとき
- 2) 大規模災害が発生し、市長が必要と認めたとき
- 3) 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき
- 4) その他市長が認めたとき

（2）災害対策本部の設置場所

市災害対策本部は、『栗東市危機管理センター内』に設置する。

なお、当該箇所が施設の被災等により使用できない場合は、市庁舎、歴史民俗博物館等の公共施設の中から適宜場所を選定する。

（3）災害対策本部の設置または廃止の決定

1) 設置決定

市長の指示に基づき災害対策本部を設置する。

第3章 災害応急対策計画
第1節 災害別の対応体制の確立

2) 廃止決定

本部長（市長）は、市の地域について災害が発生する危険が解消すると認めたとき、または災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき、市災害対策本部の廃止を決定する。

(4) 災害対策本部の設置・廃止の伝達

市災害対策本部の設置および配備体制が決定したときならびに廃止が決定したときは、次のとおり関係先に通知する。

通知および公表先	通知および公表方法	担 当
本庁舎内の各班	内線電話・庁内放送・口頭	<u>危機管理局、 政策推進部</u>
県本部	県防災行政無線・電話連絡・FAX・滋賀 県防災情報システム	
県地方本部	県防災行政無線・電話連絡・FAX・滋賀 県防災情報システム	
中消防署	市防災行政無線・電話連絡・FAX	
防災関係機関（市防災会議委員）	電話連絡・FAX	
報道機関	口頭または文書	
住民	報道機関・ホームページ・ <u>SNS</u> を通じての 公表	

(5) 災害対策本部体制

災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努める。

市本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

また、災害対策本部を設置したときは、災害応急活動を行うことについて、草津警察署、中消防署と連絡調整を万全に行う。

なお、災害対策本部は、以下の組織で構成する。

災害対策本部		本部事務局	
本部長	市長	事務局長	危機管理課長
副本部長	副市長、教育長	事務局員	<u>災害対策本部事務局 (事務局班・総務班)</u>
統括管理	危機管理 <u>局長</u>		
本部員	<u>議会事務局長</u>		
	<u>市長公室長</u>		
	<u>政策推進部長</u>		
	総務部長		
	<u>市民部長</u>		
	<u>健康福祉部長</u>		
	環境経済部長		
	建設部長、建設部技監		
	<u>上下水道事業所長</u>		
	<u>こども家庭局長</u>		
	教育部長		

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害別の対応体制の確立

	中消防署長		
	消防団長		
各部各班			

資料集（P●）3-3 「災害対策本部および災害警戒本部の各部の構成」参照

また、総括指揮権限は、市本部長である市長とするが不在の場合、以下の順序とする。

第1順位 副市長

第2順位 教育長

（6）災害対策本部機能の強化

災害時には、気象・雨量情報、河川の水位情報、被害情報など多くの情報が同時に災害対策本部に流入する。それらを迅速かつ的確に整理分類し、各本部員に伝達し、情報の共有化を図る。また、本部長以下の命令が各班、各支所に速やかに伝達するよう指示命令系統の強化を図る。

（7）任務分担

災害対策本部体制時の本部長、副本部長、本部員の役割分担、各班の事務分掌については資料編資料集に示す。

資料集（P●）3-4 「災害対策本部体制時の事務分掌」参照

7 職員の証票

市職員が災害応急対策のため、災害対策基本法に基づき施設・家屋・物資の集積保管場所等に立入り、調査を行う場合には、市職員証をもって職員の身分を明らかにする。

第2 地震災害配備体制

担当部	各部
主な連携先	国、県、彦根地方気象台、草津警察署、中消防署、消防団

大規模な地震が発生したときは、災害応急対策実施責任機関は、必要に応じ、それぞれ災害対策本部等を設置し、緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。なお、災害時における初動期の活動体制については、「災害時職員初動マニュアル」に基づき、万全の体制を確立する。

1 地震情報の収集

（1）市域の震度に関する情報の把握

市域に揺れを覚知したときは、次の通知等により、市域の震度情報を把握する。

- 1) 全国瞬時警報システム（Jアラート）
- 2) 緊急地震速報
- 3) 県防災行政無線
- 4) その他（テレビ、ラジオなど）

（2）南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ沿いで発生した異常な現象の観測結果や分析結果について、気象庁が発表する次の情報を把握する。

第3章 災害応急対策計画
第1節 災害別の対応体制の確立

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

※南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して情報発表される。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内でマグニチュード6.8以上※¹の地震※²が発生 ・1カ所以上のひずみ計※³での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※ ⁴ 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震※²が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始

※2：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※3：東海地域、近畿地域および四国地域に設置されたひずみ計が使用される。

※4：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードが用いられる。

2 配備体制の確立

（1）警戒1号体制

本市で震度4の地震が発生したとき、または南海トラフ地震臨時情報が発表されたときは、警戒1号体制をとる。

関係部局の警戒体制職員は、事態の状況に応じて災害活動が実施できる体制を整える。

実施責任者は、危機管理局長とする。

（2）災害警戒本部

本市で震度5弱または5強の地震が発生したときは、ただちに災害警戒本部を設置する。また、事態の状況に応じて、災害対策本部の設置に備える。

実施責任者は、副市長とする。

（3）災害対策本部

本市で震度6弱以上の地震が発生したときは、ただちに災害対策本部を設置する。

実施責任者は、市長とする。

3 職員の動員

防災担当者は、関係する職員に参集を呼びかける際、どのような状況下でも迅速に連絡を行うよう努める。動員体制に基づく責任者が必要であると判断した場合は、指定の職員以外の職員にも参集を呼びかける。

体制種類ごとの参集職員、伝達方法、参集場所等は、「栗東市災害時初動活動マニュアル」に示す通りとする。

(1) 警戒1号体制の動員

1) 勤務時間内

職員参集メールや庁内グループウェアシステム、チャットツール、庁内放送設備、または電話により行う。

2) 勤務時間外

市域で震度4の発表があった場合は警戒1号体制とし、配備職員は、参集する。

宿直が南海トラフ地震臨時情報の連絡を受けたときは、ただちに危機管理課長に連絡する。

危機管理課長は、危機管理局長に連絡し協議の上、警戒1号体制を非常召集する。

(2) 災害警戒本部体制、災害対策本部体制の動員

1) 勤務時間内

職員参集メールや庁内グループウェアシステム、チャットツール、庁内放送設備、または電話により行う。

2) 勤務時間外

市域で震度5弱または震度5強の発表があった場合は、災害警戒本部体制とし、配備職員は参集する。また、市域で震度6弱以上の発表があった場合は、災害対策本部体制とし、全職員は参集する。

4 警戒1号体制

警戒1号体制は、本市で震度4の地震が発生したとき、または南海トラフ地震臨時情報が発表されたときに確立し、配備内容等は、以下の通りとする。

配備内容	配備人員
本市で震度4の地震が発生したとき、または南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき、関係機関で情報連絡活動が円滑に行いうる態勢とする	危機管理 <u>局長</u> 、 <u>議会事務局長</u> 、 <u>市長公室長</u> 、 <u>政策推進部長</u> 、総務部長、 <u>市民部長</u> 、 <u>健康福祉部長</u> 、環境経済部長、建設部技監、建設部長、 <u>上下水道事業所長</u> 、 <u>こども家庭局長</u> 、教育部長、災害対策本部事務局(<u>総務班</u>)、危機管理 <u>課</u>

※配備人員以外の職員について、勤務時間内は各所属、時間外は自宅待機とする。

災害警戒本部体制に移行したとき、または災害の危険が解消し、警戒体制の必要が認められなくなったときは、警戒1号体制を解除する。

5 災害警戒本部の設置および廃止

(1) 災害警戒本部の設置

本市で震度5弱または5強の地震が発生したときは、自動的に災害警戒本部を設置する。

(2) 災害警戒本部の設置場所

市災害警戒本部は、『栗東市危機管理センター内』に設置する。

(3) 災害警戒本部の廃止の決定

本部長（副市長）は、市の地域について災害が発生する危険が解消したと認めたとき、または災害対策本部が設置されたとき、市災害警戒本部の廃止を決定する。

(4) 災害警戒本部の設置・廃止の伝達

市災害警戒本部の設置および配備体制が決定したときならびに廃止が決定したときの連絡先は、風水害配備体制（第3章第1節第1）の災害警戒本部の設置・廃止時の連絡先に準じる。

(5) 災害警戒本部体制

災害警戒本部の組織構成は、風水害配備体制（第3章第1節第1）の災害警戒本部体制に準じる。

なお、災害警戒本部を設置したときは、災害応急活動を行うことについて、草津警察署、中消防署と連絡調整を万全に行う。

資料集（P●）3-3 「災害対策本部および災害警戒本部の各部の構成」参照

6 災害対策本部の設置および廃止

(1) 災害対策本部の設置基準

本市で、震度6弱以上の地震災害が発生したとき、市災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部の設置場所

市災害対策本部は、『栗東市危機管理センター内』に設置する。

なお、当該箇所が施設の被災等により使用できない場合は、市庁舎、歴史民俗博物館等の公共施設の中から適宜場所を選定する。

(3) 災害対策本部の設置または廃止の決定

1) 設置決定

震度6弱以上の地震が発生したときは、自動的に市災害対策本部を設置する。

2) 廃止決定

本部長（市長）は、市の地域について災害が発生する危険が解消すると認めたとき、または災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき、市災害対策本部の廃止を決定する。

(4) 市災害対策本部の設置・廃止の伝達

市災害対策本部の設置および配備体制が決定したときならびに廃止が決定したときの連絡先は、風水害配備体制（第3章第1節第1）の災害対策本部の設置・廃止時の連絡先に準じる。

(5) 市災害対策本部体制

災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努める。

災害対策本部長（以下、「市本部長」という。）は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

第3章 災害応急対策計画
第1節 災害別の対応体制の確立

また、災害対策本部を設置したときは、災害応急活動を行うことについて、草津警察署、中消防署と連絡調整を万全に行う。

なお、災害対策本部の組織構成は、風水害配備体制（第3章第1節第1）の災害対策本部体制に準じる。

資料集（P●）3-3 「災害対策本部および災害警戒本部の各部の構成」参照

また、総括指揮権限は、本部長である市長とするが不在の場合、以下の順序とする。

第1順位 副市長

第2順位 教育長

（6）災害対策本部機能の強化

災害時には、地震情報、被害情報など多くの情報が同時に災害対策本部に流入する。それらを迅速かつ的確に整理分類し、各本部員に伝達し、情報の共有化を図る。また、本部長以下の命令が各班、各支所に速やかに伝達するよう指示命令系統の強化を図る。

（7）任務分担

災害対策本部体制時の本部長、副本部長、本部員の役割分担、各班の事務分掌については資料編資料集に示す。

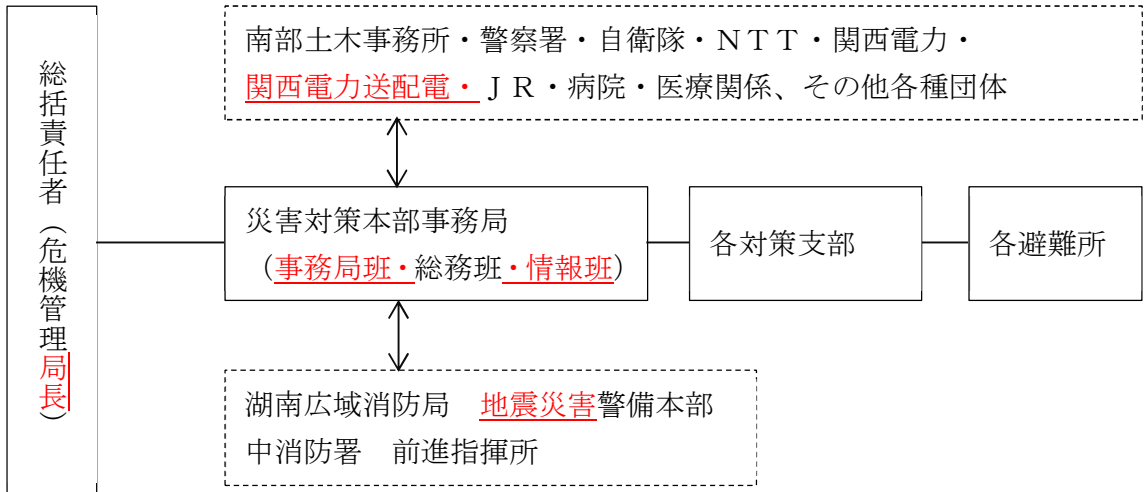
資料集（P●）3-4 「災害対策本部体制時の事務分掌」参照

7 災害対策本部が設置されるまでの緊急体制

（1）非常時の緊急体制

本市で震度6弱以上の地震が発生し、職員の参集後、災害対策本部が設置されるまでの間は、次の組織体制により初期応急活動を行う。

初動期の総括責任者は危機管理局長とし、危機管理局長が不在のときは危機管理課長が代理する。



（2）緊急体制の構成、職務内容

初動期の緊急体制時の構成、職務内容等は、以下のとおりとする。

なお、各対策支部の支部員は、原則として、災害対策支部近くに居住し、あらかじめ指定された職員で構成する。

1) 災害対策本部事務局

名称	班長	構成課・人員等	職務内容
事務局班	危機管理課長	危機管理課	○災害対策本部会議室の準備

第3章 災害応急対策計画
第1節 災害別の対応体制の確立

			○通信手段の確保
<u>総務班</u>		<u>各部局から課長補佐級1人を指名</u> <u>※補佐のいない所属にあつては係長</u>	<u>○参集職員の宿泊場所および食料品の確保</u> <u>○各部局の災害対策情報の整理</u> <u>○各部局への伝達</u> <u>○自主避難所運営の補助</u>
情報班	あらかじめ指名	<u>市長公室、政策推進部、総務部</u> などからあらかじめ指名（10人程度）	○電話対応 ○会議の議事録の作成 ○システム入力 ○ホワイトボード等による情報の整理 ○パソコン入力 ○連絡調整（災害対策支部、防災関係機関との情報交換および情報収集）

2) 各対策支部

名称	構成課・人員等	職務内容
支部長	あらかじめ指名（支部長1人、副支部長1人）	○対策支部の責任者 ○対策支部の鍵の管理
支部員 （情報収集班） （整理・伝達班）	あらかじめ指名（6人）	○自治会からの情報収集 ○被災者の対応 ○情報の整理および伝達 ○自主避難所運営

資料集（P●）3-5 「対策支部一覧表」参照

8 職員の証票

市職員が災害応急対策のため、災害対策基本法に基づき施設・家屋・物資の集積保管場所等に立入り、調査を行う場合には、市職員証をもって職員の身分を明らかにする。

第3 原子力災害配備体制

担当部	各部
主な連携先	国、県、彦根地方気象台、草津警察署、中消防署、消防団

原子力災害時において、迅速かつ的確な応急対策活動を実施するためには、国、県、その他防災関係機関からの情報収集が不可欠であることから、市は、原子力災害の事象に応じた情報収集連絡体制を確立する。

ただし、原子力災害時には、市は原子力事業者から直接連絡を受ける立場にないため、県からの情報提供を受けて対応することが基本となる。そのため、情報収集においては、県との連絡調整を密にする。

1 緊急事態の把握

市は、県より、次の事態において、連絡を受けたときは、ただちに関係機関と連携し、原子力災害に関する詳細な情報の収集に努める。

（1）情報収集事態（フェーズ1）

- 1) 福井県の原子力事業所所在市町（敦賀市、美浜町、おおい町、高浜町）において震度5弱または震度5強の地震が発生したとき
- 2) 原子力規制委員会から情報収集事態が発生したことの連絡を県が受け、市が県から連絡を受けたとき
- (2) 警戒事態（フェーズ2）
 - 1) 福井県の原子力事業所所在市町震度6弱以上の地震が発生したとき、または福井県津波予報区において大津波警報が発令されたとき
 - 2) 原子力規制委員会から警戒事態が発生したことの連絡を県が受け、市が県から連絡を受けたとき
 - 3) 原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡を県が受け、市が県から連絡を受けたとき
- (3) 施設敷地緊急事態（フェーズ3）（原災法10条）特定事象
 - 1) 原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報を県が受け、市が県から連絡を受けたとき
 - 2) 原子力規制委員会から施設敷地緊急事態が発生したことの連絡を県が受け、市が県から連絡を受けたとき
 - 3) 福井県および県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき
- (4) 全面緊急事態（フェーズ4）（原災法15条）緊急事態宣言
 - 1) 原子力規制委員会から全面緊急事態が発生したことの連絡を県が受け、市が県から連絡を受けたとき
 - 2) 内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき

2 配備体制の確立

(1) 警戒2号体制

県より、情報収集事態（フェーズ1）の連絡を受けたときは、警戒2号体制をとる。
関係部局の警戒2号体制職員は、事態の状況に応じて災害活動が実施できる体制を整える。

実施責任者は、危機管理局長とする。

(2) 災害警戒本部

県より、警戒事態（フェーズ2）の連絡を受けたときは、災害警戒本部を設置する。
事態の状況に応じて、災害対策本部の設置に備える。

実施責任者は、副市長とする。

(3) 災害対策本部

県より、施設敷地緊急事態（フェーズ3）、または全面緊急事態（フェーズ4）の連絡を受けたときは、災害対策本部を設置する。

実施責任者は、市長とする。

3 職員の動員

(1) 警戒2号体制の動員

第3章 災害応急対策計画
第1節 災害別の対応体制の確立

1) 勤務時間内

職員参集メールや庁内グループウェアシステム、チャットツール、庁内放送設備、または電話により行う。

2) 勤務時間外

宿直が県の一斉FAX等により情報収集事態の連絡を受けたときは、ただちに危機管理課長に連絡する。

危機管理課長は、危機管理局長に連絡し協議の上、警戒2号体制を非常召集する。

(2) 災害警戒本部体制、災害対策本部体制の動員

1) 勤務時間内

職員参集メールや庁内グループウェアシステム、チャットツール、庁内放送設備、または電話により行う。

2) 勤務時間外

宿直が県の一斉FAX等により警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等の連絡を受けたときは、ただちに危機管理課長に連絡する。

危機管理課長は、市長、副市長、教育長に連絡し協議の上、各班長に伝達する。

各班長は、班員をただちに非常召集する。

4 警戒2号体制

警戒2号体制は、県より情報収集事態（フェーズ1）の連絡を受けたとき、または、危機管理局長が必要と認めたときに確立し、配備内容等は、以下の通りとする。

なお、関係する職員は、情報の収集を行う。

また、警戒配備体制を決定したときは、危機管理局長は、県(防災危機管理局)、栗東市防災会議構成団体にその旨を連絡する。

配備内容	配備人員
県より情報収集事態（フェーズ1）の連絡を受けたとき、関係機関で情報連絡活動が円滑に行っている態勢とする	危機管理 <u>局長</u> 、 <u>議会事務局長</u> 、 <u>市長公室長</u> 、 <u>政策推進部長</u> 、総務部長、 <u>市民部長</u> 、 <u>健康福祉部長</u> 、環境経済部長、建設部技監、建設部長、 <u>上下水道事業所長</u> 、 <u>こども家庭局長</u> 、教育部長、災害対策本部事務局(<u>総務班</u>)、危機管理 <u>課</u>

※配備人員以外の職員について、勤務時間内は各所属、時間外は自宅待機とする。

事故に至るものでないことが確認できたとき、原子力事業所の事故が終結したとき、事故の進展により災害警戒本部または災害対策本部が設置されたときなどは、警戒2号体制を解除する。

5 災害警戒本部の設置、運営および廃止

(1) 災害警戒本部の設置基準

県より警戒事態（フェーズ2）の連絡を受けたとき、または、副市長が必要と認めたときは、市災害警戒本部を設置する。

(2) 災害警戒本部の設置場所

市災害警戒本部は、『栗東市危機管理センター内』に設置する。

(3) 災害警戒本部の設置または廃止の決定

1) 設置決定

副市長の指示に基づき災害対策本部を設置する。

2) 廃止決定

本部長（副市長）は、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了したまたは対策の必要がなくなつたと認めたとき、あるいは、災害対策本部が設置されたときは、市災害警戒本部の廃止を決定する。

(4) 災害警戒本部の設置・廃止の伝達

市災害警戒本部の設置および配備体制が決定したときならびに廃止が決定したときの連絡先は、風水害配備体制（第3章第1節第1）の災害警戒本部の設置・廃止時の連絡先に準じる。

(5) 災害警戒本部体制

災害警戒本部の組織構成は、風水害配備体制（第3章第1節第1）の災害警戒本部体制に準じる。

なお、災害警戒本部を設置したときは、災害応急活動を行うことについて、草津警察署、中消防署と連絡調整を万全に行う。

資料集（P●）3-3 「災害対策本部および災害警戒本部の各部の構成」参照

6 災害対策本部の設置、運営および廃止

(1) 災害対策本部の設置基準

県より施設敷地緊急事態（フェーズ3）、または全面緊急事態（フェーズ4）の連絡を受けたとき、または、市長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部の設置場所

市災害対策本部は、『栗東市危機管理センター内』に設置する。

(3) 災害対策本部の設置または廃止の決定

1) 設置決定

市長の指示に基づき災害対策本部を設置する。

2) 廃止決定

本部長（市長）は、原子力緊急事態解除宣言がなされたときや原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了したまたは対策の必要がなくなつたと認めたとき、市災害対策本部の廃止を決定する。

(4) 市災害対策本部の設置・廃止の伝達

市災害対策本部の設置および配備体制が決定したときならびに廃止が決定したときの連絡先は、風水害配備体制（第3章第1節第1）の災害対策本部の設置・廃止時の連絡先に準じる。

(5) 市災害対策本部体制

災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努める。

市本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害別の対応体制の確立

また、災害対策本部を設置したときは、災害応急活動を行うことについて、草津警察署、中消防署と連絡調整を万全に行う。

なお、災害対策本部の組織構成は、風水害配備体制（第3章第1節第1）の災害対策本部体制に準じる。

また、総括指揮権限は、本部長である市長とするが不在の場合、以下の順序とする。

第1順位 副市長

第2順位 教育長

資料集（P●）3-3 「災害対策本部および災害警戒本部の各部の構成」参照

（6）専門的支援の要請

原子力災害に関する応急対策の検討および実施にあたっては、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、事前に要請した原子力に関する専門家より専門的、経験的見地からの支援を得る。

（7）任務分担

災害対策本部体制時の本部長、副本部長、本部員の役割分担、各班の事務分掌については資料編資料集に示す。

資料集（P●）3-4 「災害対策本部体制時の事務分掌」参照

7 職員の証票

市職員が災害応急対策のため、災害対策基本法に基づき施設・家屋・物資の集積保管場所等に立入り、調査を行う場合には、市職員証をもって職員の身分を明らかにする。

第4 その他の災害配備体制

担当部	各部
主な連携先	国、県、草津警察署、中消防署、消防団

市は、風水害、地震災害、原子力災害以外の突発的な事故等による災害については、事故災害対策本部を設置し、迅速・的確に防災活動を実施する。

1 突発的な事故等の把握

本市および隣接市において、消防職員、警察官、事故原因者、市職員、住民等より、次のような大規模事故の発生に関する通報を受けたときは、ただちに関係機関と連携し、事故に関する詳細な情報の収集に努める。

■市域で想定される大規模事故

航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災 等

2 配備体制

次の基準により配備体制を置き、事故災害等の情報収集およびその共有にあたる。

（1）初動対策班

本市および隣接市において大規模な事故災害が発生したとき、またはそのおそれがあるときは、初動対策班を設置し、関係機関との情報連絡体制を確立する。

第3章 災害応急対策計画
第1節 災害別の対応体制の確立

実施責任者は、危機管理課長とする。

(2) 事故対策本部

本市および隣接市において大規模な事故災害の発生により、相当な被害が予想されるときは、事故対策本部を設置する。

実施責任者は、市長とする。

また、総括指揮権限は、本部長である市長とするが不在の場合、以下の順序とする。

第1順位 副市長

第2順位 教育長

3 動員

(1) 初動対策班の動員

1) 勤務時間内

職員参集メールや庁内グループウェアシステム、チャットツール、庁内放送設備、または電話により行う。

2) 勤務時間外

宿直が防災関係機関または住民からの通報を受けたときは、ただちに危機管理課長に連絡する。

危機管理課長は、市長、副市長、教育長に連絡し協議の上、初動対策班を非常召集する。

(2) 事故対策本部の動員

1) 勤務時間内

職員参集メールや庁内グループウェアシステム、チャットツール、庁内放送設備、または電話により行う。

2) 勤務時間外

宿直が防災関係機関または住民からの通報を受けたときは、ただちに危機管理課長に連絡する。

危機管理課長は、市長、副市長、教育長に連絡し協議の上、各班長に伝達する。

各班長は、班員をただちに非常召集する。

4 初動対策班

本市および隣接市において大規模な事故災害が発生したとき、またはそのおそれがあるときは、その後の活動を滞りなく実施するため、ただちに初動対策班を設置する。

(1) 配備内容

配備内容は、以下の通りとする。

初動対策班長（危機管理課長）、班員（危機管理課員）

(2) 活動内容

配備された職員は、事故に関する情報の収集連絡を行う。

(3) 初動対策班の解除

市域内において災害のおそれが解消したとき、または事故対策本部体制に移行する必要があるときは、初動対策班体制を解除する。

5 事故対策本部の設置および廃止

(1) 事故対策本部の設置

事故災害による相当な被害が予想される時は、市長が事故対策本部を設置する。

ただし、災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたときは、ただちに災害対策本部に切り替え、必要な対策を実施する。

(2) 事故対策本部の設置場所

市事故対策本部は、『栗東市危機管理センター内』に設置する。

また、本部長が必要と認めた場合、現地に現地対策本部を設置する。

(3) 事故対策本部の廃止

本部長（市長）は、次の基準に基づき、事故対策本部の廃止を決定する。

- 1) 市内において災害のおそれがなくなったとき
- 2) 災害対策本部が設置されたとき
- 3) 災害応急対策がおおむね完了したとき
- 4) その他本部長が必要なしと認めたとき

(4) 事故対策本部の設置・廃止の伝達

事故対策本部を設置または廃止したときは、県に報告を行う。

(5) 事故対策本部の組織体制

事故対策本部の組織は災害対策本部に準ずる。

本部の運営は、本部室が運営事務を行い、本部長および副本部長、本部員、事務局で構成される本部会議が事故対策の方針決定を行う。

第2節 災害対応のコーディネート

第1 情報収集・整理・伝達

担当部	各部
主な連携先	国、県、非常通信協議会構成機関、日本放送協会大津放送局、株式会社京都放送、びわ湖放送株式会社、株式会社エフエム滋賀

市は、災害が発生したときは、速やかに県および防災関係機関と相互に連携協力し、ただちに被害状況の把握や応急対策の実施のための情報収集・伝達活動を行う。

なお、収集した情報については、優先順位付けできるように重要度や緊急度、場所・時間の明確性、発信者の属性等を付して管理する。

1 通信連絡体制の確立

災害時における各機関相互間の通知、指示、通報、伝達等の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、各機関の通信連絡窓口を統一し、通信連絡系統を整備するとともに、非常の際における通信連絡の確保および情報収集体制の強化を図るため、連絡員の派遣、公衆通信設備の優先利用、非常通信やアマチュア無線の利用、放送の要請等を行う。

(1) 通信機能の把握

災害発生後、速やかに一般加入電話、携帯電話、市防災行政無線および県防災行政無線、県防災情報システム等の状況を点検し、機能確認を行う。

なお、各種機器に支障が生じている場合は、必要に応じて、専門業者の協力を求め、速やかに復旧する。

(2) 代替通信手段の確保

災害応急対策の実施に当たり、一般加入電話、携帯電話、市防災行政無線および県防災行政無線、県防災情報システム等の利用が困難なときは、以下の代替手段を用い通信を確保する。

1) 災害時優先電話

災害時における通信の輻輳（ふくそう）時に優先的に通話が可能となる「災害時優先電話」を利用する。

2) 衛星携帯電話等の使用

迅速かつ的確な応急対策活動を実施するため、衛星携帯電話等を利用する。

3) 非常無線通信の活用

警察、消防、水防、交通、電気等の非常通信協議会構成機関の自営通信回線または、無線通信（自動車電話、携帯電話を含む）、公共安全モバイルシステム、アマチュア無線等の通信連絡手段を効果的に利用する。

4) 移動通信機器および移動電源車の貸与制度の活用

総務省近畿総合通信局が実施している移動通信機器および移動電源車の貸与制度を活用し、災害時の通信手段確保の支援の要請を検討する。

(3) 放送機関に対する放送要請

県が日本放送協会大津放送局および民間放送各社と締結している「災害対策基本法に基

づく放送要請に関する協定」、また、この協定に基づき日本放送協会と締結している「緊急警報放送の放送要請に関する覚書」に基づき、放送機関を利用するときは、県を通じて、以下の事項を明示した上で放送を要請する。

なお、「緊急警報放送の放送要請に関する覚書」に基づく放送要請は、県との間が通信途絶など特別の事情があるときは、直接、日本放送協会大津放送局に要請し、要請後速やかに県に通知する。

- 1) 放送要請の理由
- 2) 放送事項
- 3) 希望する放送日時および送信系統
- 4) その他必要な事項

資料集 (P●) 3-6 「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」参照
資料集 (P●) 3-7 「緊急警報放送の放送要請に関する覚書」参照

2 被害状況等の把握および被害調査

(1) 被害概況調査の実施

災害が発生したときは、各班がそれぞれの所管に係る施設等の被害概況調査を行い、被害の有無、被害概要などについて把握する。

なお、調査実施時は、調査漏れ、重複調査のないよう十分留意するとともに、関係機関と十分な連絡調整を行う。

また、勤務時間外に災害が発生したときは、職員が庁舎等に参集する途中で収集できる情報を活用する。

(2) 応援要請

被害が甚大なため、市では被害状況等の把握および被害調査が不可能なとき、あるいは被害調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

(3) 調査の報告

1) 緊急時被害情報

災害発生後から1時間以内に各学区および各出先機関から市本部へ概数情報として報告する。

2) 初動期被害情報

災害発生後1時間からおおむね3日目までに各支部および各班が情報を収集し、市本部へ随時報告する。

3) 定時報告情報

災害発生後おおむね4日目以降から、各支部および各班が毎日17時現在の情報をとりまとめ、同日20時までに市本部へ報告する。

3 被害情報の収集・整理

(1) 被害状況等の収集と報告

防災関係機関は、相互に連絡を保ちつつ、災害の状況に応じた的確な応急対策を実施するため、被害に関する情報の収集および伝達を迅速かつ的確に行う。

1) 情報の種類

被害に関して伝達すべき情報の内容は次のとおりとする。

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時分
- ウ 災害が発生した場所または地域
- エ 被害の程度
- オ 災害に対しとられた措置
- カ その他必要な事項

2) 被害状況等の収集

市の災害応急対策活動のため、各部はそれぞれの所管に関連する情報を収集し、市本部へ報告する。

なお、市の被害が甚大なときは、県地方本部から派遣される連絡員と連携して、効果的な被害状況等の収集および相互の連絡を行う。

(2) 被害状況等の集約・整理

被害状況の報告を受けたときは、以下の要領で各部ごとの被害状況等の集約・整理を行う。

1) 被害状況等の集約・整理

各班から収集した被害状況等の情報および資料を集約・整理する。

2) 集約・整理の注意事項

被害状況等の集約・整理に当たっては、以下の点に留意する。

- ア 確認された情報と未確認の情報（至急確認すべき情報）とを区別する。
- イ 確認された情報に基づき災害の全体像を把握する。
- ウ 応援要請等に係る情報を整理する。
- エ 情報の空白地帯を把握する。
- オ 被害が軽微な地区または被害がない地区を把握する。

4 被害情報の報告

市本部は、各部から報告を受けた被害情報等の整理結果を県防災情報システム等により、県に報告する。また、火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する被害情報があるときは、国（消防庁）へ報告する。

なお、各部ごとに取りまとめられた詳細な被害状況については、必要に応じて、各部が県担当部署に直接報告する。

資料集（P●）3-8 「火災・災害等即報要領」参照
資料集（P●）3-9 「災害報告取扱要領」参照

(1) 被害即報

1) 火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害を覚知したとき

災害を覚知したとき、または県が指示したときは、被害を覚知した都度判明したものから順次、県防災情報システムを活用して、県に「災害概況即報」を伝達する。システムが使用不可能な場合はあらゆる手段を用いて伝達する。

なお、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で第一報を行う。

2) 火災・災害等即報要領の直接即報基準に掲げる被害を覚知したとき

30 分以内に県だけでなく国（消防庁）へも第一報を行い、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても引き続き国（消防庁）へ行う。

3) 報告の基準

災害情報の報告は、災害対策基本法第53条ならびに火災・災害等即報要領および災害報告取扱要領による。ただし、大規模被害発生等緊急の場合は、おおむねの被害規模等判明している事項を速やかに伝達する。

4) 災害概況速報の伝達

災害概況即報は、市から県へ県防災情報システムで行う報告経路を基本とする。

なお、県に報告ができない場合は、国（消防庁）に対し、直接報告を行う。この場合、県との通信が回復した段階で、速やかに県への報告（国へ既に報告した旨を含む。）を行う。

5) 火災、救急救助事故等の場合の災害概況即報の伝達

火災、危険物等の事故、救急救助事故等の場合における県への即報は、湖南広域消防局が即報基準に従い、迅速かつ的確に災害概況即報により、県に報告する。

火災・災害等即報要領に定める基準に該当する災害が発生した場合は要領に基づき報告を実施する。

6) 被害状況速報の伝達

即報基準に該当する災害が発生した時は、区域内の被害状況および応急措置の実施状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報により、県地方本部を通じて県に報告する。

ただし、定時の被害状況即報等、知事が必要と認める場合は、その指示に従って報告する。

なお、市が災害対応で混乱した状況にあり、適時・的確な報告が困難な場合は、県地方本部と情報連絡員の派遣について協議する。

(2) 被害報告

応急措置が終了したときは、10日以内に災害確定報告により、県に被害確定報告を行う。

5 広報

被災地や隣接地域の住民に対し、正確な情報を速やかに提供するとともに、被災地住民の状況や要望事項を把握するため、広報・広聴活動を実施する。

また、報道機関との連絡調整を緊密にし、適時に的確な情報提供を図るとともに、報道機関との協力体制を確立し、被災者の立場に立った報道が行われるよう努める。

(1) 広報活動

集約された災害関連情報、応急対策実施状況、ライフラインの復旧見込みなど、住民に広報すべき事項について、次の広報活動を行う。

1) 紙面広報

広報紙、ビラ、チラシ、ポスター等を発行し、正確な情報を提供する。

2) 電波広報

テレビ、ラジオの放送枠に協力を要請し、速やかに情報を提供する。この際、要配慮者に対する情報提供について特に配慮し、聴覚障がい者のための手話通訳放送や字幕放送、外国人のための多言語による放送を検討するなど、配慮を行うよう努める。

3) インターネット等による広報

市ホームページ、Facebook、LINE等の市公式SNSや防災・防犯情報メール、携帯通

信事業者の緊急速報メール等のメール配信を活用し、災害状況や被災者向け情報の提供を行う。この際、要配慮者に対する情報提供への配慮に努める。

4) その他

必要に応じて、防災関係機関の協力を得て、被災地内外に向けて情報を提供する。

(2) 報道機関への対応

報道機関に対して正確かつ迅速な情報提供を図るため、庁舎内にプレスセンターを設置して、災害関連情報の受発信を一元化する。

なお、報道機関への情報提供については、Lアラート（災害情報共有システム）の活用にも努める。

6 広聴

災害が終息したときは、市庁舎内に相談窓口を設置し、住民の相談、要望、苦情等を聴取する。このほか電話や電子メールによる生活相談にも対応し、関係各班の応急対策活動あるいは復旧活動を推進するなかで住民意向の反映に努める。

7 安否情報の提供

(1) 住民等からの照会

被災者の安否について住民等から照会があったときは、入手した避難者・死傷者等の情報を基に、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その場合において安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、防災関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(2) 安否不明者・死者等の氏名等公表

災害時における要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

第2 災害救助法の適用

担当部	危機管理局、健康福祉部
主な連携先	県

災害救助法の適用については、同法、同法施行令、滋賀県災害救助法施行細則等に定めるところによるが、市は、災害時には、災害救助活動を行うとともに、一定規模以上の災害救助活動に関しては災害救助法の適用を申請する。

なお、同法の適用を受けた場合、国の機関として県が行う救助のうち、市に委任された事項については、市がこれを実施し、罹災者の保護と秩序の安定を図る。

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条によるものとするが、本市における

具体的運用基準は次のとおりである。

(1) 災害が発生した場合

- 1) 本市の区域内の住家滅失世帯数が 80 世帯以上である場合。(施行令第 1 条第 1 号)
- 2) 県の区域内の住家滅失世帯数が 1,500 世帯以上で、本市の区域内の住家滅失世帯数が 40 世帯以上である場合。(施行令第 1 条第 2 号)
- 3) 県の区域内の住家滅失世帯数が 7,000 世帯以上である場合で、かつ本市の区域内で多数の世帯の住家が滅失した場合。(施行令第 1 条第 3 号)
- 4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、罹災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、かつ本市の区域内で多数の世帯の住家が滅失した場合。(施行令第 1 条第 3 号)
 - ・災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。(平成 25 年 10 月 1 日内閣府令第 68 号第 1 条)
- 5) 多数の者が生命、または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合。(施行令第 1 条第 4 号)
 - ・災害が発生し、または発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること (平成 25 年 10 月 1 日内閣府令第 68 号第 2 条第 1 号)
 - ・災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。(平成 25 年 10 月 1 日内閣府令第 68 号第 2 条第 2 号)

(2) 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、滋賀県内がその所管区域に含まれ、市において当該災害により被害を受けるおそれがあること。

2 被害の認定基準

被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるものであり、また災害救助法に基づく救助の実施にあたり、救助の種類・程度・期間の決定の基礎となるものであることから、適正かつ迅速に行う。

(1) 被害の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、全壊（焼）、流失世帯は 1 世帯をもって、住家が半壊または半焼する等著しく損傷した世帯は、2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ滅失した 1 世帯とみなす。

なお、災害救助法の被害状況は、世帯単位であることに留意を要する。

(2) 住家の被害

1) 全壊（全焼、全流出）

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 50%以上に達した程度のもの。

2) 大規模半壊

居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。住家の損傷または焼失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 40%以上 50%未満のもの。

3) 半壊（半焼）

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの。住家の損傷または焼失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のもの。

資料集（P●）3-10 「被害認定基準」参照

3 災害救助法の適用手続き

本市における被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当、または該当する見込みがあるとき、市長は、ただちに災害発生の日時および場所、災害の要因、被害状況、既に実施した救助措置と今後の救助措置の見込みについて、県地方本部を通じて県知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にあるときには、併せて災害救助法の適用を要請する。

また、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができない場合には、市長は災害救助法による応急救助にただちに着手するとともに、その状況を速やかに県知事に報告し、その後の処置に関して、県知事の指示を受ける。

なお、県は、本市域で震度 7 程度の地震が発生した場合には、被害状況の把握に努め、災害救助法による応急救助の実施の必要性が予想される場合には災害救助法の適用手続きを速やかに進める。

また、市は、大津市域で震度 7 程度の地震が発生するなど、県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、災害救助法による応急救助にただちに着手し、県地域防災危機管理監を通じ、または直接、内閣総理大臣に被害状況の報告を行う。

4 災害救助法による救助の実施

災害救助法に基づく救助は、県知事が行う。ただし、以下の救助については、災害ごとに県知事が救助の事務の内容および期間を市長に通知することにより、市長が救助を実施する。

(1) 災害が発生した場合の救助

- 1) 避難所(福祉避難所を含む)の設置
- 2) 応急仮設住宅の供与
- 3) 炊出しその他による食品の供与
- 4) 飲料水の供給
- 5) 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- 6) 医療および助産
- 7) 被災者の救出
- 8) 被災した住宅の応急修理

9) 学用品の供与

10) 埋葬

11) 死体の搜索

12) 死体の処理

13) 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 災害が発生するおそれがある場合の救助

1) 避難所（福祉避難所含む）の設置

救助の実施に関し、県知事の職権の一部の委任を受けた市長は、その職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に県知事に報告する。

5 救助の実施状況の記録および報告

災害救助法に基づく救助の実施状況を日毎に記録整理するとともに、その状況を県に報告する。

県は、これを取りまとめ災害対策本部員会議および内閣府に報告する。

なお、災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準を資料編資料集に示す。

資料集（P●）3-11 「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の程度」参照

第3 緊急輸送体制の整備

担当部	危機管理局、総務部、市民部、環境経済部、建設部
主な連携先	国、県、草津警察署、西日本高速道路株式会社、西日本旅客鉄道株式会社

市は、草津警察署、道路管理者と連携して、災害時における災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、被災地域における車両の通行を禁止または制限して、緊急通行車両以外の車両の被災地への流入を抑制するとともに、緊急輸送道路の確保や輸送拠点を配置するなど、被災地および関連道路の緊急輸送ネットワークを確保する。

また、人員および物資の輸送に必要な車両、ヘリコプターを確保するなど、緊急輸送体制を確立する。

1 緊急輸送ネットワークの整備

市は、災害時に県が指定する緊急輸送道路、県外などからの緊急物資等の受入・積替・配分等を行う県の広域輸送拠点、市庁舎、市内の指定緊急避難場所・避難所、市の物資集積拠点、ヘリポート等を結んだ緊急輸送ネットワークを確立する。

(1) 緊急輸送道路の確保

災害時には、県が指定する緊急輸送道路の確保状況を確認する。

また、市が指定する緊急輸送道路（第3次緊急輸送道路）の被害状況を調査し、必要に応じて、道路障害物の除去、応急補修等の啓開作業を行う。

緊急輸送道路の指定状況や交通規制状況については、県本部に報告するとともに、住民に広報する。

資料集（P●）3-12 「緊急輸送道路一覧表」参照
資料集（P●）2-28 「緊急輸送ネットワーク図」参照

(2) 物資集積拠点等の設置

1) 広域陸上輸送拠点の確認

県が指定する市に近接する広域陸上輸送拠点（湖南中部浄化センター等）の開設状況を確認する。

2) 市内物資集積拠点の設置

災害の状況に応じて、県の広域陸上輸送拠点から届けられる救援物資を受入れ、市内の避難所、病院および社会福祉施設等に対して仕分け・配送等を行う拠点として、物資集積拠点を設置する。

なお、その他輸送拠点を設ける必要がある場合は、必要に応じて、駅、道の駅、その他公共施設等を利用することとし、施設管理者に協力を求める。

3) 臨時ヘリポートの確保

必要に応じて、航空法によってヘリコプターの発着が認められる用地を確保する。

資料集（P●）2-27 「災害用ヘリコプター発着場一覧」参照

2 交通の確保

道路管理者は、災害により被災した地域の救援活動や消防・生活物資を輸送する車両の円滑な通行を確保するため、被害を受けた道路施設等を速やかに復旧し、交通の確保に努める。

応急復旧にあたっては、緊急輸送道路ネットワークが機能するよう、優先順位を設定し、道路管理者間で連携を図りつつ行う。

(1) 情報連絡体制の確立

災害発生後ただちに情報を収集し、収集した情報を互いに連絡、交換することにより被災地域周辺の道路ネットワークの状況を把握する。

また、収集した情報をもとに、速やかに応急復旧計画を立案する。

1) 道路管理者間の情報連絡

災害発生後ただちに、それぞれが管理する道路の被害状況等の情報を収集する。収集した情報は、速やかに県本部へ連絡し、道路情報の一元化を図る。

2) 道路占用施設管理者との情報連絡

それぞれが管理する道路における上・下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害状況等の情報の収集に努める。交通に支障となる道路占用物の被害が発生した場合には、当該占用施設の管理者に通行の安全確保と早期復旧を指示する。

3) 警察との情報連絡

道路管理者は、草津警察署ならびに所管の警察署との連絡を密にし、被害状況、通行規制状況、緊急交通路の指定状況等の情報を交換する。

(2) 緊急措置

災害が発生したとき、管理する道路の被害状況を調査し、的確な措置をとる。

また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

なお、運転者がいない場合等においては、道路管理者が車両の移動等を行う。

(3) 交通規制の実施

管理する道路において、破損・決壊・その他の事由により通行が危険であると判断される場合には、区間を決めて通行を禁止または制限する。

通行の禁止および制限を行った場合には、その内容を県本部、草津警察署、他の防災機関ならびに関係する隣接市に速やかに連絡する。

(4) 規制の標識の設置等

管理する道路において、道路交通規制を行った場合は、各法令の定めに基づき、規制内容等を表示した標識を設置するとともに、必要に応じて、適当な迂回路標識を明示するなど一般の交通に支障がないように措置を講じる。

資料集 (P●) 3-13 「交通規制の標識」参照

(5) 道路管理者間の相互協力

それぞれの道路管理者は、県本部と緊密に連絡をとり、互いに連携して緊急に確保すべきルートの検討作業を行う。

また、応急復旧作業の実施にあたっては、互いに協力して緊急道路ネットワークの早期確保に努める。

(6) 応急対策

災害発生後の応急対策活動を円滑に行うため、県が選定する緊急に確保すべきルートの早期確保に努める。

なお、応急復旧は、原則として緊急輸送道路と市の防災拠点を連結する路線を優先的に行う。

ただし、国道・県道の管理者から、緊急輸送道路の迂回路として市道を利用したい旨の要請があった場合には、当該路線の復旧を優先する。

1) 情報収集

災害発生後ただちに現地調査を行い、道路に関する情報を収集する。

また、収集した道路情報は、速やかに県地方本部に連絡する。

2) 応急復旧

収集した道路情報をもとに応急復旧計画を策定し、道路機能の確保に努める。

応急復旧は、原則として県が選定する緊急に確保すべきルートを優先的に行う。

(7) 資機材・要員の確保

道路の応急復旧に必要な資機材・要員の確保を図るとともに、必要に応じて業者等の協力が得られるよう努める。

3 緊急通行車両の手続き

市は、災害時における交通の規制または制限下において緊急輸送の用途等に使用される車両について、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るとともに、事前届出がされている車両のほか、新たに緊急通行車両等として届出が必要となった車両について、県公安委員会に緊急通行車両等確認申請書の手続を行う。

資料集（P●）3-14 「緊急通行車両等に関する様式」参照

4 輸送手段の確保

市は、災害時の救助活動・救急搬送・緊急物資の輸送等を迅速、的確に実施するために、人員および物資の輸送に必要な車両、ヘリコプターを調達するなど、緊急輸送手段を確保する。

(1) 陸上輸送手段の確保

災害時の輸送に使用する車両は、可能な限り市有車両を使用するが、市有車両だけで不足するときは、民間事業者等に協力を要請するなど民間所有の車両を借り上げて実施する。

なお、運用または調達する輸送車両、輸送要員等が不足するときは、次の事項を明示して県に斡旋を要請する。

1) 輸送区間および借上期間

2) 輸送人員または輸送量

3) 車両等の種類および台数

4) 集結場所および日時

5) 車両用燃料の給油場所および給油予定量

6) その他必要事項

(2) 航空輸送手段の確保

1) 応援の要請

航空機（ヘリコプター）による輸送が必要なときは、以下の応援要請により、航空機（ヘリコプター）および航空輸送要員を確保する。

ア 県への県防災ヘリコプターの応援要請

イ 県を通じた、自衛隊、赤十字飛行隊、他自治体への応援要請

ウ 草津警察署を通じた、滋賀県警察航空隊への応援要請

2) 臨時ヘリポートの開設

ヘリコプターによる輸送の応援を要請したときは、ヘリポートの選定、物資投下可能地点の整備・選定を行い、ヘリポートを開設する。

資料集（P●）3-15 「滋賀県防災ヘリコプター緊急運航要領」参照

資料集（P●）2-27 「災害用ヘリコプター発着場一覧」参照

(3) 鉄道輸送手段の確保

鉄道を用いて緊急輸送するときは、最寄りの駅長を通じて、西日本旅客鉄道株式会社に協力を要請する。

5 緊急輸送の実施

大規模な災害が発生したときは、災害発生後の時間経過に従って交通の回復状況や必要とされる物資、要員などが変化するために、それらを検討のうえで緊急輸送を実施する。

なお、緊急輸送の実施においては、陸上輸送の利用を原則とし、航空輸送は陸上輸送の補助的役割を担う。

また、必要に応じて、民間事業者の施設やノウハウ等を活用して迅速に行う。

(1) 輸送の範囲

災害時における輸送は以下に定める範囲とし、その他の移動および搬送等については市内の交通秩序の回復と効率的な輸送体制を確保するため、極力控えるよう、規制、制限、周知を行う。

- 1) 被災者の避難および救助
- 2) 給水
- 3) 救護活動における救護員、患者、医薬品等の移送
- 4) 食料、生活必需品等の生活物資の搬送
- 5) 公共施設の応急復旧要員等の移送
- 6) 遺体の移送

(2) 輸送対象の優先順位

1) 災害発生後 24 時間程度まで

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する要員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための要員、物資
- ウ 情報通信、電力、ガス、水道施設の初動の応急対策に必要な要員、物資
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員および物資
- カ 食料、水等生命の維持に必要な物資

2) 災害発生後 3 日程度まで

上記 1) に加えて、

- ア 傷病者および被災者の被災地域外への移送
- イ 遺体の搬送

3) 災害発生後 4 日目以降

上記 2) に加えて、

- ア 災害復旧に必要な要員および物資
- イ 生活必需品
- ウ 災害廃棄物

(3) 救援物資の輸送

救援物資の輸送は、県への要請による「プル型による輸送」を原則とする。

県に救援物資の輸送を要請したときは、必要に応じて、物資集積拠点を設置し、配送された救援物資を一時集積、仕分けし、滋賀県トラック協会等の協力を得て、各避難所、病院および社会福祉施設等に配送する。

ただし、災害発生直後は、被災地との通信途絶や市庁舎の損壊、被災の程度や避難者情報の不足等により、被災市から県へ物資の応援を適切に要請することが困難なことがあるため、県による「プッシュ型による輸送」が行われる。

なお、救援物資の輸送にあたっては、電子システム等の積極的な利用により、効率的かつ確実な輸送体制の確立を図る。

(4) 実施記録の作成

緊急輸送を実施したときは、輸送記録簿、燃料および消耗品受払簿、修繕費支払簿を作成し、整備保管する。

第4 応援の要請、受入れ

担当部	<u>危機管理局</u> 、総務部
主な連携先	自衛隊、県、災害時相互応援協定市、災害時相互応援協定企業、市社会福祉協議会、草津栗東医師会、草津栗東守山野洲歯科医師会、びわこ薬剤師会、赤十字奉仕団、 <u>レーク滋賀</u> 農業協同組合、金勝生産森林組合、栗東市商工会、栗東市スポーツ協会、栗東建設工業会

市は、災害時に、市単独では災害の対応が困難と判断したときは、自衛隊の災害派遣要請を県に要求する。なお、緊急のときは、直接、自衛隊に災害派遣要請を行い、県に事後報告する。

また、人的支援、物的支援が必要なときは、県、災害時相互応援協定市、災害時相互応援協定企業等に対して、応援を要請する。さらに、指定行政機関、または指定地方行政機関の職員および他の地方公共団体の職員の派遣が必要なときは、県に斡旋を要求する。

なお、それぞれの機関に応援を要請した場合は、応援部隊の効率的な応急対策活動が実施されるよう、速やかに受入れ体制を整備する。

また、そのほか、災害応急対策の実施に関して、応急措置を実施するため緊急の必要があるときは、各種法律に基づく従事命令等により、活動要員を確保する。

1 応援の要請

大規模な災害が発生し、市内の関係機関の防災能力だけでは、対応が不十分であり、県、他市町、自衛隊および他防災関係機関等に応援要請する必要がある場合は、各種法令、相互応援協定等に基づき、市としてあらかじめ必要事項を明確にした上で応援要請を行う。

(1) 自衛隊の災害派遣要請の要求

市長は、自衛隊の応援が必要であると認めるときは、災害対策基本法第 68 条の 2 の規定に基づき、県知事等に自衛隊の派遣要請を要求する。

1) 通常の場合（県知事への要求）

県知事（依頼先は防災危機管理局）に文書で災害派遣要請を要求する。

この場合において、その旨および災害状況を防衛大臣またはその指定する者に通知することができる。

なお、緊急を要する場合は、電話等により依頼し、事後速やかに文書を提出する。

2) 緊急の場合（直接通知または通信途絶の場合）

通信途絶により県知事へ要請の依頼ができないときは、その旨および被害の状況を防衛大臣または陸上自衛隊第 3 **偵察戦闘**大隊（今津駐屯地司令）に直接通知し、事後速やかに所定の手続を行う。

3) 自衛隊が自主派遣する場合

災害が特に緊急かつ突発的で、要請権者の要請を待っては時期を失すると認められる場合は、警察、消防機関等の災害情報の通知により、または別に通知のなかった場合においても自衛隊独自の判断により、部隊等が派遣されることがある。

この場合には、自衛隊の派遣状況について速やかに県知事（防災危機管理局）に連絡する。

4) 派遣要請時に明らかにすべき事項

自衛隊に災害派遣要請を要求するときは、次の事項を明らかにする。

また、航空機による緊急の人命救助等を要請するときは、特に症状、病名を明らかにするほか、患者の付添や医者の有無、現場の気象状況、他の機関の活動状況等を明らかにする。

ア 災害の状況および派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域および活動内容

エ 受入れ場所等

オ その他参考となるべき事項

※ア～ウは必須事項、文書は 3 部、県（防災危機管理局）に提出。

資料集（P●）3-16 「自衛隊災害派遣要請・撤収様式」参照

（2）県への応援要請

災害応急対策実施のため必要があり、県に応援（職員の派遣を含む）または応援の斡旋を求める場合、「栗東市災害時受援計画」および「滋賀県災害時受援計画」に基づき、県本部（防災危機管理局）に対して、次に掲げる事項を口頭または電話により要請し、後日速やかに文書を送付する。

1) 災害の状況および応援を求める理由

2) 応援を希望する機関名

3) 応援を希望する人員、物資等

4) 応援を必要とする場所、時間

5) 応援を必要とする活動内容

（3）他自治体への応援要請

1) 災害対策基本法および地方自治法に基づく応援要請

災害応急対策実施のため必要があり、災害対策基本法第 67 条に基づく他の市町村への応援あるいは地方自治法第 252 条の 17 に基づく職員の派遣要請を求めるときは、地理的要件等の事情を考慮し、文書を持って要請する。ただし、事態が緊迫し、文書による要請をするいとまがないときは、電話等迅速な方法によって要請し、後日、速やかに文書を提出する。

2) 相互応援協定等に基づく応援

災害応急対策実施のため必要があるときは、協定を締結している以下の自治体との相互応援協定に基づき、電話により応援を要請し、後日速やかに文書を提出する。

- ア 奈良県香芝市
- イ 福井県越前市
- ウ 愛知県知立市
- エ 草津市、守山市、野洲市
- オ 滋賀県市長会

(4) 公共的団体等との協力

1) 公共的団体との協力

市社会福祉協議会、草津栗東医師会、草津栗東守山野洲歯科医師会、びわこ薬剤師会、赤十字奉仕団、レーク滋賀農業協同組合、金勝生産森林組合、栗東市商工会、栗東市スポーツ協会等の公共的団体と連絡調整し、次の活動について協力を得る。

- ア 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合の市またはその他関係機関への連絡
- イ 災害に関する予警報およびその他情報の区域内住民への伝達
- ウ 災害時における広報広聴活動への協力
- エ 災害時における出火の防止および初期消火に関する協力
- オ 災害時における倒壊家屋に閉じ込められた被災者の救助救急活動に関する協力
- カ 避難誘導、避難所内被災者の救助業務への協力
- キ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力
- ク 被害状況の調査に関する協力
- ケ 被災区域内の秩序維持に関する協力
- コ 避難行動要支援者の避難支援に関する協力
- サ 罹災証明書交付事務に関する協力
- シ その他の災害応急対策業務に関する協力

2) 被災地域住民との協力

被災地の住民は、市および県が実施する応急対策活動に協力するほか、自発的に次のような防災活動上の責務を負う。

- ア 防災機関への協力
- イ 被害情報等の防災機関への伝達（特に被災直後）
- ウ 出火防止および初期消火
- エ 初期救助救急
- オ 避難行動要支援者の保護
- カ 家庭における水、食料等の備蓄

3) ボランティアとの協力

災害時において被災地の救援等を自発的に行う者は、ボランティアとして市および県が実施する応急対策活動に協力する。

市および県は、ボランティア活動の円滑な実施を確保するため、社会福祉協議会等関係団体と連携し必要な措置を講じる。

4) 民間との協力

事前に協定締結した民間企業等と協定内容に関する協力が得られるよう、連絡調整を行い、協力体制を確立する。

資料集（P●）2-26 「災害時における応援協定等一覧」参照

2 受援体制の確立

応援を要請したときは、その応援部隊の内容、到着予定日時・場所、活動日程等を確認し、応援を要する部署へ速やかに連絡する。

応援を要する部署は、応援部隊の受入れについて、応援担当連絡員を指名するとともに、事務室や集結できる空き地の確保等を行う。

（1）応援担当連絡員の指名

各種応援を受けるときは、支援する機関との連絡を速やかに行うため、担当連絡員を指名し、窓口の一本化を図るとともに、実施する応援救助活動が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう調整を行う。

（2）事務室や集結できる空地の確保

応援元の機関に対して、事務室や集結できる空地（宿舍、資材置場、炊事場、駐車場として利用できる空地）を提供し、各応援部隊の応援救助活動が円滑にかつ最も効率的に実施されるよう十分配慮する。

なお、自衛隊の派遣を要請したときは、必要に応じて、臨時ヘリポートを確保する。

また、応援担当連絡員は、市本部の指示を受けて、当該集結地の担当責任者となる。

（3）応援元の機関との確認事項

応援元の機関とは、応援受入れ時に、次の事項を確認する。

- 1) 応援内容
- 2) 応援の規模（部隊数、人員）
- 3) 応援の物資、資機材等
- 4) 責任者との連絡方法

3 応援部隊の撤収

災害救助活動が終了し、応援の必要がなくなった場合または作業が復旧の段階に入った場合、速やかに応援元の機関（自衛隊の撤収要請は県本部）に応援部隊の撤収の連絡を行う。

また、協定等に基づき、災害応急対策活動に要した経費を精算する。

資料集（P●）3-16 「自衛隊災害派遣要請・撤収様式」参照

4 従事命令、協力命令

災害応急対策を実施するための人員が労働者の雇用等によってもなお不足し、特に必要があると認められる場合は、従事命令または協力命令を発して要員の確保に努める。

第3章 災害応急対策計画

第2節 災害対応のコーディネート

なお、従事命令または協力命令により災害応急対策の業務に従事した者で、そのために負傷し、疾病にかかり、または死亡した者の遺族等に対しては、損害賠償または扶助金を支給する。

資料集（P●）3-17 「強制命令等の種類と執行者」参照

第3節 生命を守るための対策

第1 避難

担当部	<u>危機管理局、政策推進部、市民部、健康福祉部、こども家庭局、教育委員会</u>
主な連携先	草津警察署、中消防署、消防団、自主防災組織、住民

市は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、危険な地域内にある住民に対して、警戒レベル3の高齢者等避難、警戒レベル4の避難指示、警戒レベル5の緊急安全確保を発令し、防災関係機関と連携して、住民を安全な場所に避難させるなど、人命の被害の軽減を図る。

また、必要に応じて、防災関係機関と連携して、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの禁止、制限、または退去等の措置を講じる。

さらに、市内に大量の帰宅困難者が発生するときは、県と連携して、帰宅困難者対策を実施する。

1 避難情報の発令

災害が発生し、またはそのおそれがあるときは、人命および身体を保護するために災害対策基本法、水防法、警察官職務執行法、自衛隊法、地すべり等防止法等に基づき、それぞれの実施責任者が避難情報の発令または避難の指示等を行う。

市長は、住民の生命、身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、災害危険区域の住民に対し、あらかじめ警戒レベル3の高齢者等避難を発令するとともに、危険な状況が進展した場合には警戒レベル4の避難指示、警戒レベル5の緊急安全確保を発令する。

なお、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命または身体に危険がおよぶおそれがあると認めるときは、屋内での退避、近傍の堅固な建物への退避等、避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。

資料集（P●）3-18 「避難情報の実施基準」参照

（1）避難情報の発令判断

収集した各種情報を参考に、避難情報の発令判断基準となる情報と照らし合せて、発令する警戒レベル3の高齢者等避難、警戒レベル4の避難指示、警戒レベル5の緊急安全確保の避難に関する種類、避難対象地区、避難先を決定する。

なお、安全な場所にいる人まで避難した場合、避難場所の混雑や避難途中に被災するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難情報等を発令する区域を設定する。また、避難情報の判断・伝達についての詳細は、別途作成する「避難情報の判断伝達マニュアル」にしたがう。

（2）避難情報の発令の伝達

1）伝達内容

避難情報の発令は、次の内容を明示して行う。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難先

- ウ 避難理由
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項等

2) 関係機関への通知

避難情報の発令を行ったときは、おおむね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

ア 市長の措置

市長 → 県知事（防災危機管理局）

市長から知事への報告は県防災情報システム等にて行う。

ただし、県防災情報システム等が使用不可能な場合または県からの指示があった場合には、県地方本部を通じて県本部へ報告する。

イ 警察官の災害対策基本法に基づく措置

警察官 → 警察署長 → 市長（危機管理課） → 県知事（防災危機管理局）

ウ 警察官職務執行法に基づく措置

警察官 → 警察署長 → 県警察本部長（公安委員会） → 県知事（防災危機管理局）
→ 市長

エ 自衛官の措置

自衛官 → 市長 → 県知事（防災危機管理局）

3) 助言の窓口

市長が警戒レベル4の避難指示、警戒レベル5の緊急安全確保について助言を求める窓口は次のとおりとする。

ア 気象関係

彦根地方気象台

イ 洪水関係（国管理河川関係）

国土交通省琵琶湖河川事務所

ウ 洪水関係（県管理河川関係）

滋賀県土木交通部流域政策局または南部土木事務所

エ 土砂災害関係

滋賀県土木交通部流域政策局砂防室または南部土木事務所

4) 住民への通知

避難情報を発令したとき、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、次の手段により、速やかにその内容を住民に対し周知する。その際、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

なお、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

ア 同報系防災行政無線

イ メール、SNS 配信

ウ ラジオ、テレビ等報道機関に対する発表

エ 広報車

オ ホームページ

カ 自治会長による伝達組織を利用

キ その他

2 警戒区域の設定

災害が発生し、またはそのおそれがあるときは、人命および身体を保護するために災害対策基本法、消防法、水防法、警察官職務執行法等に基づき、それぞれの設定権限者が警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外の者の立入禁止、退去を命ずる。

資料集（P●）3-19 「警戒区域の設定権限」参照

3 緊急避難場所、避難所等の設置

（1）自主避難所の開設

台風が接近または通過するおそれがある場合、または長時間降り続く雨の影響等で洪水や土砂災害の発生が懸念される場合、住民からの問い合わせ状況を勘案し、自主避難所を開設する。

自主避難所の開設を決定したときは、ただちに当該施設管理者に連絡し、自主避難施設担当職員を派遣して、当該施設の職員等と連携して自主避難者の受入れを行う。

（2）緊急避難場所・避難所の設置

災害等により、避難を行うときは、緊急避難場所・避難所に指定している施設の利用可否を確認のうえ、適切な緊急避難場所・避難所を開設する。

緊急避難場所・避難所の開設時期は、以下に示すとおりとする。

緊急避難場所・避難所を開設したときは、設置場所等を速やかに住民に周知するとともに、県に報告する。

1）風水害

風水害による災害が発生または発生するおそれがある時は、市本部からの指示により、勤務時間内は施設責任者、勤務時間外は施設責任者または対策支部職員が開設する。

なお、対策支部職員が開設する施設は、対策支部が設置される施設を原則とする。

2）震災

ア 震度6弱以上の地震が発生したとき

市本部の指示を待たず、自動的に勤務時間内は施設責任者、勤務時間外は施設責任者または対策支部職員が開設する。

イ 震度6弱未満の地震が発生したとき

市本部からの指示により、自動的に勤務時間内は施設責任者、勤務時間外は施設責任者または対策支部職員が開設する。

（3）緊急避難場所・避難所が不足した場合の対応

事前に指定した緊急避難場所・避難所では収容人数が不足する場合など必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て緊急避難場所・避難所として開設する。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を借り上げるなど、多様な緊急避難場所・避難所の確保に努めるほか、テントの使用も考慮する。

資料集（P●）2-9 「緊急避難場所指定方針および指定緊急場所一覧」参照

資料集（P●）2-10 「避難所指定方針および指定避難所一覧」参照

4 避難誘導

避難情報が発令されたときは、自治会（自主防災組織）は、一時避難場所に避難者を集合させた後、できるだけ自治会（自主防災組織）ごとの集団の形成を図り、あらかじめ指定してある緊急避難場所、避難所等に誘導する。その際には、避難行動要支援者の避難を優先する。

5 避難行動要支援者の避難に関する配慮

(1) 避難行動要支援者の避難

1) 発見と避難支援

避難支援プランに基づき、自主防災組織や住民、民生委員・児童委員等の協力を得て、迅速な避難支援を実施する。

また、避難支援者が定まっていないなど、避難支援プランが作成されていない避難行動要支援者についても、草津警察署、中消防署、消防団、民生委員・児童委員、自主防災組織、住民等の協力を得ながら、避難行動要支援者名簿を利用することにより、居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努める。

なお、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

2) 措置

避難行動要支援者の避難にあたっては、自主防災組織等の支援により、一時避難場所や避難所等へ移動する。

なお、在宅での生活の継続や指定避難所での避難生活が困難な要配慮者については、福祉避難所へ移送する。

また、福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、医療機関への入院等により対応を行う。

(2) 社会福祉施設等の被災状況等の把握

老人ホーム等入所施設については、県と連携して、被災状況を把握する。

また、保育所等通所施設については、市がその被災状況について把握し、県地方本部へ報告を行う。

なお、把握する被災情報は次のとおり。

1) 施設入所者の被災状況

2) 施設・設備の被災状況

3) 他施設等からの被災者の受入可能人数

4) ライフライン・食料等に関する情報

(3) 社会福祉施設等の避難行動要支援者の避難等

施設・設備の損壊、ライフライン等の途絶等により、社会福祉施設の機能が麻痺している場合に、食料・飲料水の確保、近隣施設および近隣市町への人員の派遣の要請、入所者の移送等必要な援助を行う。

1) 入所者の相互受入れ

各社会福祉施設における被災状況について把握し、併せて、各社会福祉施設における受入可能人数を把握し、県に報告する。

また、移送を要する被災者を発見した場合には、県に報告し、県、近隣市町、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等関係機関と協力し、移送等を行う。

2) 在宅避難行動要支援者の受入れ

在宅の避難行動要支援者および避難所等へ避難した被災者のうち介護等を必要とする者が発見されたときは、介護等を要する被災者の心身の状況等を取りまとめ、県に報告

する。

また、必要に応じて、避難所等から社会福祉施設等へ、県、近隣市町、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等関係機関と協力し、移送等を行う。

6 帰宅困難者対策

県や鉄道事業者等と協力して、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、家族等への安否確認の連絡体制、企業や学校などでの一時滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保などの対策を実施する。

(1) 帰宅困難者への情報提供

県と連携して、帰宅困難者に対し、必要な交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達する。

■帰宅困難者に伝える情報の例

- ・被害状況に関する情報（建物被害、警報発令状況、人的被害、ライフライン被害等）
- ・鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行情報、復旧の見通し、代替交通機関の情報等）
- ・帰宅にあたって注意すべき情報（通行不能箇所、規制情報等）
- ・支援情報（関西広域連合帰宅困難者 NAVI（ナビ）による徒歩帰宅ルート案内、帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

(2) 一時滞在施設の確保

鉄道事業者等と連携し、外出者や観光客等、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるため、施設を確保する。一時滞在施設は、避難所として開設していない公共施設の利用のほか、民間施設の開放も呼び掛け、幅広く安全な施設を確保するように努める。

なお、受け入れにあたっては、避難行動要支援者の受け入れを優先する。

また、誰もが安心して滞在できるよう適切なスペースを確保する。

(3) 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供

一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。

(4) 災害救助法の適用の検討

大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合には災害救助法の適用を検討する。

(5) 学校等における帰宅困難者対策

学校は、災害時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留めるようにする。

(6) 企業における帰宅困難者対策

企業等は、災害時に従業員等の安全確保のため、一斉に帰宅しようとすることを抑制するよう努める。

(7) 徒歩による帰宅への支援

県と連携し、幹線道路の通行が確保された後、徒歩による帰宅を支援するため、災害時応援協定に基づき、「災害時帰宅支援ステーション」となる店舗等を保有する事業者に対し、

トイレの利用、飲料水の提供、道路情報の提供について応援を要請する。

資料集（P●）3-20 「災害時帰宅支援ステーション事業協力事業者」参照

（８）外国人観光客への情報提供

外国人観光客が災害に関して必要とする情報の提供について、「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、関係機関との連携の仕組みを構築し、災害時の外国人観光客の安全を確保する。

第２ 水防

担当部	危機管理局、環境経済部、建設部
主な連携先	県、 <u>中消防署</u> 、消防団、ため池管理者、栗東建設工業会、自主防災組織、住民

災害により、河川の氾濫およびため池の溢水等による堤防の決壊が発生または発生するおそれがあるときは、市内の河川、ため池等を巡視し、被害状況等を調査するとともに、被害を受け危険と思われる箇所については速やかに応急措置を講じる。

なお、災害対策本部を設置していないときの水防活動は、「栗東市水防計画」や「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」等に基づき、実施する。

個別計画集 「Ⅱ 栗東市水防計画」参照

１ 緊急調査の実施

災害により、河川の氾濫およびため池の溢水等による堤防の決壊が発生または発生するおそれがあるとき、河川またはため池等の危険箇所や住民等から通報のあった箇所について、中消防署、消防団、河川管理者、ため池管理者、自主防災組織等と連携して、緊急調査を行う。

現場に派遣される職員は、災害に巻き込まれないよう十分注意する。

なお、農業用ため池についての臨時点検は次のとおりとする。

（１）大雨特別警報時の対応

「大雨特別警報時の農業用ため池緊急点検等要領（農林水産省）」に基づき、大雨特別警報が発表された場合に防災重点ため池の管理者等は、当該警報が解除され次第、速やかに緊急点検を実施し、県に報告する。ただし、緊急点検を行うことが危険と判断される場合には、安全が確保され次第、実施する。

（２）震度５弱以上の地震後の対応

「地震後の農業用ため池緊急点検要領（農林水産省）」に基づき、震度５弱以上の地震発生後、防災重点ため池の管理者等は、速やかに緊急点検を実施し、２４時間以内に県に報告する。ただし、緊急点検を行うことが危険と判断される場合には、安全が確保され次第、実施する。

※なお、要領では、堤高が１５ｍ以上のため池は震度４以上が緊急点検の対象になるが、本市には対象となる池が無い。

資料集（P●）3-21 「重要水防区域および危険箇所」参照

資料集（P●）2-39 「防災重点ため池（特定農業用ため池）一覧」参照

2 応急措置の実施

災害時の緊急調査により、危険箇所が判明した場合、市長はその危険の度合いにより、関係地区に対し避難情報の発令を行う。

また、異常が判明した場合でただちに危険がないと判断される場合でも、ただちに施設管理者等と連携して、専門家または要員を現場に派遣して調査および応急処置を行う。

なお、堤防、護岸の崩壊箇所等については、被害の軽減を図るため、内水排除、ビニールシートによる浸透防止工事、土のうおよび矢板での締切り工事等の応急対策を行う。

3 河川関係障害物の除去

災害時の緊急調査により、排水路、公共下水道（雨水渠）、河川等の橋脚等に滞留する浮遊物、その他の障害物を発見したときは、各施設管理者および消防団と連携して、可能な限り応急除去を行う。

なお、市単独では、対応が困難なときは、必要に応じて、栗東建設工業会等の協力を得て実施するほか、県に対して、応援を要請する。

第3 消防、救急・救助

担当部	<u>危機管理局</u>
主な連携先	自衛隊、県、草津警察署、中消防署、日本赤十字社、滋賀県建設業協会、栗東建設工業会、自主防災組織、住民

市および中消防署は、災害時における出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防活動体制、消防相互応援体制等を整備充実する。

また、大災害が発生した場合には広域的あるいは局地的に多くの被災者が倒壊家屋等に生き埋めになることや火災による負傷者が多数発生することが想定されるため、住民のほか、関係機関（自衛隊、草津警察署、日本赤十字社滋賀県支部等）との協力および受入れ体制を確保しつつ、迅速かつ的確な救急救助活動を行う。

1 消防

市および中消防署は、災害の発生により、火災が発生または発生のおそれがあるときは、初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火、被害の軽減、拡大防止等の消防活動を行う。

（1）情報連絡体制の確立

市は、あらかじめ定めた出動計画に基づき、消防団を招集するとともに、中消防署、自主防災組織、草津警察署等との消防活動に係る情報連絡体制を確立する。

（2）消防活動

中消防署は、湖南広域消防局消防部隊出動要綱に基づき、各消防署所の指揮隊、消火隊、救助隊、救急隊等（以下「消防隊」という）を出動させ、消防活動を行う。

1）消防隊の出動

消防隊は、消防局災害管制課からの出動指令により、出動する。ただし、湖南広域消防局非常災害警備計画に基づく警備本部を設置した場合は警備本部が消防隊の運用を決定

する。

2) 消防隊の活動

人命の安全確保を図るため、火災、救助および救急が多発したときは、人命危険が大である事案、次いで延焼危険のある火災や急激な増水等の被害が拡大するおそれが高い事案を優先させることを原則とし、次の活動を総合的に展開する。

なお、木造建物の密集地などの火災の拡大危険区域、住家に延焼の危険が生じる危険物集積、貯蔵地域、および避難地の確保を図るために必要な地域等については、完全鎮火を目標に消防活動を行う。

また、消防団、自主防災組織等の協力を得るなど、効果的な活動となるように努める。

ア 出火防止のための広報、火災の延焼状況等の広報

イ 望楼、ビル等の高所見張、巡回等による火災の早期発見

ウ 消火栓、防火水槽等の消防施設の破損および道路の通行状況等を迅速に把握するための情報収集活動

エ 同時多発の火災に対処し、効率的な消防隊の運用を図るための消火活動重点地域の設定

オ 道路、地形、水利等を考慮した延焼阻止線の設定

カ 水道給水のストップによって消火栓が使用できなくなるときは、河川、池、水路等の自然水利あるいはプール等を効果的に利用

(3) 住民の自主消防

住民は、自らが居住する地域において地震が発生した場合、次の活動を行う。

1) 出火防止

地震発生時、自分の身を守った後、揺れがおさまれば、出口を確保するとともに早急にストーブを消す、ガスの元栓を閉める、電気ブレーカーを落とす等の出火防止活動を行い、できる限り火災発生の防止に努める。

2) 初期消火

地震発生時、近隣地域における火災に対して住民の一致協力によって初動的な消火活動を行う。

2 救急・救助

市および中消防署は、災害のため生命、身体に危険が及んでいる人、あるいは生死不明の状態にある者を救出、保護するため、救急救助活動を行う。

(1) 情報連絡体制の確立

市は、災害により、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるときは、中消防署と連携して、救助が必要な生存者の情報の収集に努めるとともに、消防団、自主防災組織、草津警察署、自衛隊、日本赤十字社等の協力を得て、救急、救助活動に係る情報連絡体制を確立する。

また、必要に応じて、活動区域や役割分担等の調整を図るため、被災地等に現地調整所を設置する。

(2) 救急・救助活動

中消防署は、湖南広域消防局消防部隊出動要綱に基づき、災害規模に応じて出動隊を合

理的に運用する。

1) 救急活動

患者の重症度に基づいて、治療の優先度を決定して選別を行う（トリアージ）。

また、初動期における負傷者の搬送は、現場で判断し、適宜実施する。

2) 応急救護所の設置

負傷者の現場応急手当および救護搬送体制の円滑化を図るため、必要に応じて、救急車の進入に便利な位置で、現場**指揮**本部と連絡が容易な場所に応急救護所を設置する。

応急救護所は、エアータント、トリアージシートにより設置し、毛布、担架、その他救急資器材を設置する。

また、救助救出した負傷者について状況の把握を確実にするため、トリアージタグを活用するとともに、傷病者情報一覧表を作成し、氏名、性別、年齢、住所、負傷程度について現場指揮本部等へ情報連絡する。

3) 救助活動

消防団や自主防災組織、草津警察署、自衛隊等と連携して、倒壊した家屋に生き埋めになった被災者等の救助活動を行う。

なお、救助した負傷者は、ただちに救急車またはヘリコプター等を運用して、その症状に適した医療機関へ搬送する。

(3) 資機材の確保

市は、救助活動を実施するために必要な重機およびその操作に従事する要員等について、協定に基づき、災害時応援協定締結事業者等から調達する。

また、市単独では救助資機材が確保できないときは、県を通じて、県と災害応援協定を締結している滋賀県建設業協会に応援を要請する。

(4) 住民の自主救助

住民は、自らが居住する地域において、災害発生に伴い、家屋の倒壊や土砂崩れなどにより多数の生き埋め者が発生したときは、地域や事業所と連携して、救助・救出活動を行う。

3 消防、救急・救助の応援要請

地震時における県下の消防本部・消防団、他都道府県消防隊の応援要請の必要が見込まれる場合は、次により行う。

(1) 県内における相互応援（消防組織法第39条）

市および湖南広域消防局の消防力では的確な対応が困難な場合や市単独では十分に救助・救急活動が実施できないときや救助資機材が確保できない場合は、県、応援協定締結市等に応援を要請し、「滋賀県広域消防相互応援協定」、「滋賀県下消防団広域相互応援協定」および高速道路等に関する各種消防応援協定により相互応援を行う。

なお、応援要請を行うときは、次の事項を明らかにして要請する。

1) 災害の発生場所および概要

2) 必要とする人員、車両等

3) 集結場所、活動内容および連絡責任者

4) その他必要事項

(2) 他都道府県消防隊（緊急消防援助隊）の応援要請（消防組織法第44条）

1) 応援要請

緊急消防援助隊等他都道府県の応援要請を行うときは、知事に対して、当該応援が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、次の事項を明らかにし、次第電話により連絡するものとする。また、詳細な災害の状況および応援等に必要な隊の種類・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする。

ア 災害の概要

イ 出動が必要な区域や活動内容

ウ その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

2) 受入れ

緊急消防援助隊等他都道府県の応援要請を行ったときは、応援隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。なお、指揮本部は次に掲げる事務を行うものとする。

ア 被害状況（ライフラインの状況、道路の通行可否を含む。）の収集に関すること。

イ 緊急消防援助隊の活動方針（活動スケジュールを含む。）に関すること。

ウ 被害状況ならびに消防局および消防団の活動に係る記録に関すること。

エ 滋賀県内応援隊または緊急消防援助隊の受援体制の確立および受援活動の実施に関すること。

オ その他の受援に必要な事項に関すること。

(3) 県防災ヘリコプター等の出動要請

林野火災等が発生し、応援要請の必要があると認められる場合は、県に対し、県防災ヘリコプターの出動を要請する。

また、緊急に負傷者の救出や避難者等を収容・搬送する必要があるときは、県にヘリコプター（県防災ヘリコプター、県警ヘリコプター等）の出動を要請する。

第4 医療・救護活動

担当部	<u>危機管理局、健康福祉部、こども家庭局</u>
主な連携先	県（草津保健所）、草津警察署、中消防署、日本赤十字社、DMAT、 <u>D PAT</u> 、草津栗東医師会、草津栗東守山野洲歯科医師会、びわこ薬剤師会

市は、災害時には、速やかに医療機関の被災状況を調査し、医療救護・助産活動が可能な医療機関を把握し、必要に応じて救護所を設置し医療救護・助産活動を行う。

また、大災害が発生した場合には広域的あるいは局地的に多くの被災者が発生することが想定されるため、県災害医療地方本部[※]と連携し災害派遣医療チーム（DMAT）および心のケアチーム（DPAT）、医療救護班、助産救護班の派遣を要請する。

※草津保健所が設置する保健医療福祉調整南部地方本部

1 医療救護体制の確立

災害対策本部長は、災害時において死者および負傷者が多数発生または生じると予測される場合、医療機関の被害が予測される場合、以下のとおり行う。

(1) 災害医療実施本部の設置

災害対策本部長は、健康福祉部長を長とする災害医療実施本部を設置する。

また、災害医療実施本部は災害時の医療救護活動に関する協定に基づき、草津栗東医師会、草津栗東守山野洲歯科医師会、びわこ薬剤師会等の協力を得て運営する。

資料集(P●) 2-26 「災害時における応援協定等一覧」参照

(2) 医療機関の被災状況の把握

医療対策班は、災害医療実施本部長の指示のもと、草津栗東医師会に対し医療機関の被災状況の把握を行い、県災害医療地方本部に報告するとともに、県内病院等の被災状況、派遣の応需状況の把握を行い災害対策本部長に報告する。

(3) 救護所設営班の編成、医療救護班の編成および派遣

災害医療実施本部長は、災害の状況に応じ必要と認めた場合は、救護所設営班を編成するとともに医療救護班の編成および派遣を草津栗東医師会に要請する。

(4) 医療に関する情報の集約

医療対策班は、本部に収集される救護所や災害現場からの医療に関する情報を集約し、災害医療実施本部長の指示のもと県災害医療地方本部に報告する。

(5) 災害派遣医療チーム (DMAT) および救護班の派遣

広域的あるいは局地的に多くの被災者が発生することが想定される場合には、災害医療実施本部長は県災害医療地方本部に対し、災害派遣医療チーム (DMAT) および救護班の派遣を要請する。

名称	活動項目	班数	備考
医療対策班	統括業務 災害対策本部等との連絡調整 医療ニーズへの対応と関係機関との連絡調整 経時活動記録と情報分析	1	<u>こども家庭局</u> および <u>健康福祉</u> 部職員、その他により編成する。
救護所設営班	救護所設営および運営	必要に応じて	<u>こども家庭局</u> および <u>健康福祉</u> 部職員により編成する。

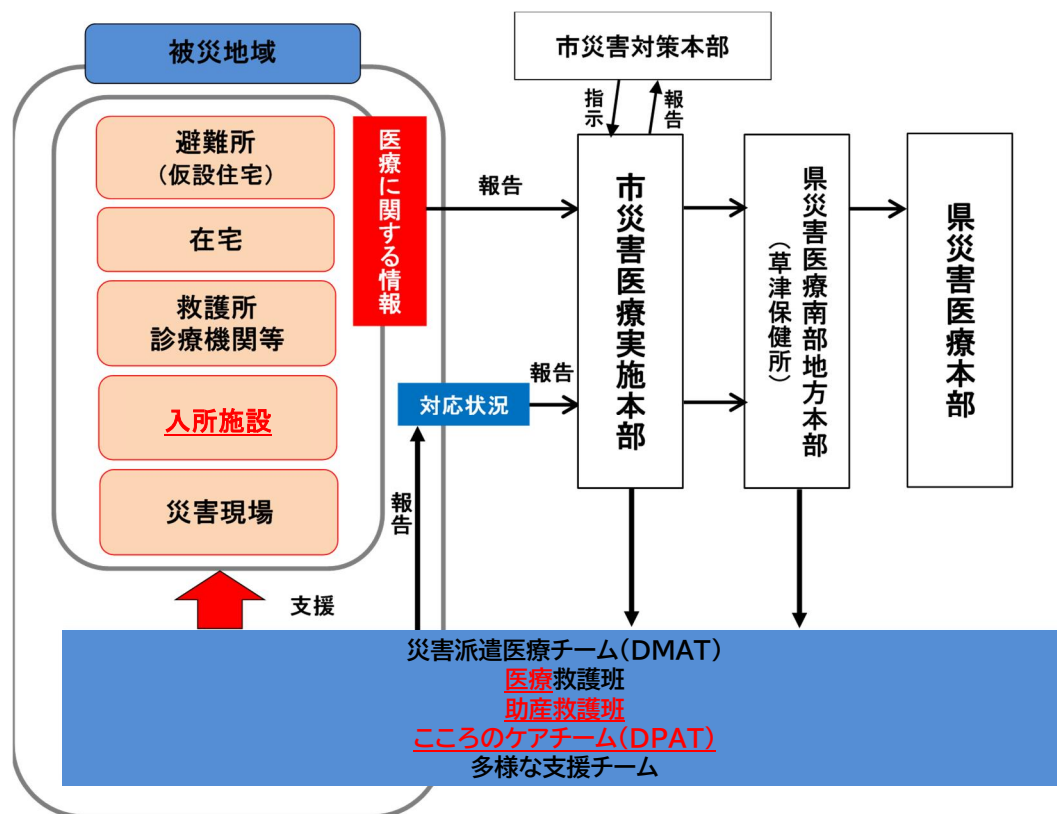


図 災害時の医療に係る情報伝達と指揮調整

2 救護所の設置

災害医療実施本部長は、災害の状況に応じ必要と認めた場合は、救護所の設置および設置場所を決定する。

（１）救護所の設置場所

救護所は以下のうちから、被災者にとって安全かつ利便性を考慮した場所を選定し、救護所予定の施設管理者に診療空間、診療機能の確保協力を要請する。

- １）緊急避難場所、避難所
- ２）災害現場
- ３）その他、災害医療実施本部長が必要と認めた場所

（２）救護所の開設および運営

災害医療実施本部長は、救護所設営班を編成し救護所へ派遣し設置準備を行う。併せて、医療救護班と連絡調整を行う。

救護所の開設および運営実務は災害医療実施本部長の指揮により健康福祉部およびこども家庭局職員が行う。

（３）周知

救護所設営班は、救護所の設営および医療救護班の配備状況を本部に報告するとともに、標識などにより周知する。

（４）設置期間

災害発生の日から 14 日以内とする。

3 医療救護活動

市は、草津栗東医師会および県災害医療地方本部と活動等に関する連絡調整を行う。

救護班は原則として市本部が設置する救護所において活動を行う。

災害派遣医療チーム (DMAT)、こころのケアチーム (DPAT)、救護班は次の業務を実施する。

(1) 災害派遣医療チーム (DMAT) の活動

- 1) 被災地域内での医療情報の収集と伝達
- 2) 被災地域内でのトリアージ、応急処置、搬送
- 3) 被災地域内の医療機関・特に災害拠点病院の支援・強化
- 4) 広域医療搬送におけるヘリや固定翼機への同乗
- 5) 上記任務の遂行にかかる支援・連絡・調整

(2) こころのケアチーム (DPAT) の活動

- 1) 診療機能の維持が困難となった精神保健医療機関の支援
- 2) 受診困難となった精神障がい者の医療・相談・ケアの提供
- 3) 被災により新たに発症した精神障がいの医療・相談・ケアの提供
- 4) 被災者住民全体のメンタルヘルスの保持増進に係る活動
- 5) その他状況に応じた支援

(3) 救護班の活動

1) 医療救護活動

- ア 傷病者に対する応急処置と軽易な患者に対する医療（歯科医療含む）
- イ 後方病院への搬送の要否および搬送先、搬送順位の決定
- ウ 死亡の確認および死体検案の協力
- エ 救護所内における調剤・服薬指導
- オ 救護所および医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け・管理
- カ その他状況に応じた支援

2) 助産活動

- ア 分娩の介助
- イ 分娩前後の処理
- ウ 衛生材料の支給
- エ その他状況に応じた支援

4 医薬品等の調達

災害時の医療用医薬品等の供給は、びわこ薬剤師会に依頼するが、確保が不可能または困難な場合は、県災害医療地方本部に報告し、援助を要請する。

資料集（P●）3-23 「医薬品調達先」参照

第5 危険物等の二次災害防止活動

担当部	危機管理局、環境経済部
主な連携先	県、草津警察署、中消防署、大阪ガスネットワーク株式会社、滋賀LPガス協会、動物保護管理センター

危険物施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス貯蔵施設、毒物劇物貯蔵施設、放射線施設等の管理者は、災害に伴う火災、爆発、流出拡散等を防止するため、それぞれの災害態様に応じた応急措置を実施し、被害拡大防止に努める。

市および中消防署は、必要に応じて、県、草津警察署等と連携して、関係機関の応急措置に協力するとともに、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去等の措置、広報活動等を行う。

1 危険物施設等の応急対策

災害時には、災害に伴う危険物施設等の火災、爆発、漏洩等の被害を最小限にとどめるため、関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等と連絡調整し、次の措置がとられていることを確認する。

また、必要に応じて、応急措置に協力するとともに、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去等の措置、広報活動等を行う。

- (1) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業および移送の停止、ならびに施設の応急点検と出火等の防止
- (2) 危険物の移送運搬の中止ならびに車両の転倒防止と出火漏洩の防止
- (3) 初期消火要領の徹底、ならびに混触発火等による火災の防止、および異常反応、タンク破壊等による広域拡散の防止
- (4) 被害発生時の危険物に対する自衛消防組織と活動要領の確立
- (5) 防災機関による災害状況の把握と相互間の連携活動により、従業員および周辺住民等に対する人命安全措置の強化

2 火薬および高圧ガス貯蔵施設応急対策

災害時には、災害に伴う火薬類貯蔵施設および高圧ガス貯蔵施設の火災、爆発、漏洩等の被害を最小限にとどめるため、火薬類貯蔵施設および高圧ガス貯蔵施設の関係事業者と連絡調整し、次の措置がとられていることを確認する。

また、必要に応じて、応急措置に協力するとともに、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去等の措置、広報活動等を行う。

- (1) 火薬類貯蔵施設損傷の有無（保安施設を含む）

保安責任者等は、地震等異常発生時にはただちに施設の損傷状況を目視により確認し、次の自主防災活動を行う。

なお、異常が無い場合にも定期的な確認を行い、被害の防止に努める。

- 1) 爆発、誘爆の回避措置
- 2) 火災拡大、延焼、類焼の回避措置
- 3) 危険区域、立入禁止区域の設定

- 4) 付近住民等への危険周知および避難誘導
- 5) 盗難防止措置
- 6) 警察、消防等への通報

(2) 高圧ガス貯蔵、製造、消費設備等損傷の有無（保安施設を含む）

保安係員等は、地震等異常発生時にはただちに施設の損傷状況を目視およびガス検知器等により異常の有無を確認し、次の自主防災活動を行う。

なお、異常が無い場合にも定期的な確認を行い、被害の防止に努める。

- 1) ガス遮断等緊急措置
- 2) 危険区域、立入禁止区域の設定
- 3) 火災拡大、延焼、類焼の回避措置
- 4) 消防、県高圧ガス地域防災協議会等
- 5) 防災関係機関への通報および応援要請
- 6) 付近住民等への危険周知および避難誘導

3 毒物劇物貯蔵施設応急対策

災害時には、災害に伴う毒物劇物等貯蔵施設の火災、爆発、漏洩等の被害を最小限にとどめるため、毒物劇物等貯蔵施設の管理者と連絡調整し、次の措置がとられていることを確認する。

また、必要に応じて、応急措置に協力するとともに、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去等の措置、広報活動等を行う。

- (1) 中毒防止方法の広報活動
- (2) 毒物劇物等の漏洩、流出、浸出、拡散等の場合、中和剤等による中和除毒および消火作業（周辺住民の人命安全のため）
- (3) 毒物劇物等の流出等により周辺住民の健康に害を及ぼすおそれが生じた場合、市長に通報
- (4) 保健所等防災関係機関への連絡
- (5) 貯蔵設備等の応急点検および必要な災害防止措置（地震後ただちに実施）

4 毒物劇物・危険物等流出応急対策

陸上施設から、河川、湖沼等に大量の毒物劇物、危険物等が流出・飛散したなどの通報を受けたときは、毒物劇物または危険物等取扱者等の当該関係機関と連絡調整し、次の措置がとられていることを確認する。

また、草津警察署と連携して、必要に応じて、災害の拡大防止を図るため、付近住民等に対する火気使用の制限、避難指示等の必要な措置等を行う。

なお、飲料水汚染の可能性がある場合には、水道水取水地区の担当機関にただちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。

- (1) 拡散を防止するためのオイルフェンス、吸着マット、木材等の応急資材の展張
- (2) オイルフェンス等による流出範囲を縮小した毒物劇物、危険物等の吸引ポンプその他による吸上げまたはくみとり、必要に応じた化学処理剤による処理
- (3) 流出した毒物劇物、危険物等について発生する可燃性ガスの検知および火災の発生

防止に必要な措置

5 放射線施設応急対策

災害に伴う放射線源の露出、流出等による人命危険の排除を図るため、放射性物質（放射線発生装置を含む）取扱事業者と連絡調整し、次の措置がとられていることを確認する。

なお、放射線源の露出、流出等の通報を受けたときは、速やかに関係市および県に報告し、被害状況に応じた応急的な対策を確立する。

また、必要に応じて、応急措置に協力するとともに、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去等の措置、広報活動等を行う。

- (1) 国（原子力規制委員会）、警察、市（消防）へ通報・届出（医療機関にあつては県（保健所）、警察、市（消防）、関係機関へ通報）
- (2) 放射線量の測定
- (3) 危険区域の設定、立入禁止措置の実施
- (4) 被ばく者等の救出救助
- (5) 消火または延焼の防止
- (6) 放射性同位元素による汚染拡大の防止および除去
- (7) その他災害の状況に応じた必要な措置

6 特定動物による危害防止対策

災害により人間に危害を及ぼすおそれのある特定動物（サル・ワニ等）の逸走が市内において確認された場合、県（生活衛生課および動物保護管理センター）に連絡するとともに、県および関係団体と連携し、特定動物による住民への危害防止、適切な避難誘導および特定動物の迅速な捕獲等、必要な措置を講じる。

第6 その他施設の二次災害防止活動

担当部	<u>危機管理局</u> 、 <u>市民部</u> 、 <u>総務部</u> 、 <u>健康福祉部</u> 、 <u>環境経済部</u> 、 <u>建設部</u> 、 <u>こども家庭局</u> 、 <u>教育委員会</u>
主な連携先	国、県、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）

市は、災害時には、公共施設や家屋、宅地の被災状況調査を迅速に実施し、二次災害の防止に努める。

また、余震や地震後の降雨による二次災害を防ぐため、被災した河川管理施設や農林業施設、土砂災害のおそれのある土地等の緊急点検調査を実施し、必要に応じて、応急措置を行う。

1 公共施設応急対策

各施設の管理者は、学校等の重要な社会公共施設の機能および一般建築物の人命の安全確保を図るため、自主的な災害対策行動を行い被害の軽減を図る。

また、社会公共施設は、災害発生後における医療、給食、防疫等県民の生命の安全を確保するための災害復旧活動の拠点となることから、早急に被害状況を把握し、建築物なら

びに地域の速やかな復旧に資することを目標とする。

(1) 被害状況の把握

各施設の管理者は、施設に二次災害発生のおそれがないか、また、災害対策拠点、避難所、医療施設、救援物資倉庫等としての継続的な使用の可否を判断するため、被害状況を速やかに関係機関に報告する。

(2) 被害状況の調査

市本部は、各施設からの被害状況報告に基づき、必要に応じて、県および地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士関係団体、建設業関係団体等の協力を求め、被害状況の調査を実施する。

1) 応急危険度判定調査

建築物の傾斜と沈下、構造躯体の被害状況、落下危険物、転倒危険物等について調査し、二次災害発生の防止を図るとともに、被災者がその建物にいてよいか、避難所へ避難したほうがよいか等を判定する。

2) 被災度区分判定調査

建築物の傾斜と沈下、構造躯体の損傷状況等について調査し、被災度の区分を行い、継続使用に際しての補修および構造補強等の要否を判定する。

(3) 応急復旧

各施設の管理者は、各施設の被害状況調査の結果に基づき、応急復旧を行う。

(4) 仮設庁舎等の設置

市庁舎等の被害が著しく執務に支障があるときは、行政事務の執行等を考慮し、歴史民俗博物館等の使用可能な市有施設を活用し、仮設庁舎を確保する。

2 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定の実施

大規模地震発生時には、公共施設や家屋、宅地の被災状況調査を迅速に実施し、その結果、立ち入り禁止等の注意喚起措置を講じ二次災害の防止に努める。

(1) 被災建築物応急危険度判定の実施

1) 判定実施決定

市内の家屋等の建築物の被害情報に基づき、二次災害の発生のおそれがあると判断した場合は、被災建築物の応急危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置するとともに、県に対しこの旨を連絡する。

2) 支援要請

危険度判定実施本部は、危険度判定の対象区域・体制等について速やかに実施計画を策定し、被災建築物応急危険度判定士の派遣等について、県の支援本部に要請を行う。

3) 判定業務

危険度判定実施本部は、被災建築物応急危険度判定士の協力により被災建築物の応急危険度判定を実施するとともに、県の支援本部にその実施状況を報告する。

なお、被災建築物の応急危険度判定については、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めた「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に基づいて実施する。

(2) 被災宅地危険度判定の実施

1) 判定実施決定

市内の宅地の被害情報に基づき、二次災害の発生のおそれがあると判断した場合は、被災宅地危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置するとともに、県に対しこの旨を連絡する。

2) 支援要請

危険度判定実施本部は、危険度判定の対象区域・体制等について速やかに実施計画を策定し、被災宅地危険度判定士の派遣等について、県の支援本部に要請を行う。

3) 判定業務

危険度判定実施本部は、被災宅地危険度判定士の協力により被災宅地危険度判定を実施するとともに、県の支援本部にその実施状況を報告する。

なお、被災宅地の危険度判定については、「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）や「滋賀県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づいて実施する。

資料集（P●）3-24 「栗東市被災宅地危険度判定実施要綱」参照

3 河川管理施設等応急対策

災害による被害および出水による二次災害を防止するため、河川管理者と連携して、破損、損壊等の被害を受けた堤防、護岸等の河川管理施設および砂防設備の応急復旧に努める。

(1) 応急対策

県の技術的な援助を受けながら、以下の対策を行う。

- 1) 水防上必要な監視警戒体制、情報連絡体制および輸送体制の確立
- 2) 河川管理施設、および砂防設備、特に工事中の箇所および危険箇所の重点的監視
- 3) 水門もしくは、閘門に対する遅滞のない操作
- 4) 水防に必要な器具、資材および設備の確保
- 5) 市における相互の協力および応援体制の確立
- 6) 被害を受けた河川管理施設および砂防設備の応急復旧

(2) 復旧計画

災害による被災箇所について、速やかに復旧計画を立てるとともにこれに基づき従前の河川管理施設等の機能を回復させる。

被災した箇所を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。この被害状況に基づいて災害復旧事業および災害改良復旧事業を計画し、復旧事業においては従前の河川の効用を回復し、改良復旧事業においては治水安全度を向上させる。

4 農林業施設等の応急対策

農林業施設の被害の状況を早期に調査し、実態を把握するとともに被害の早期回復を図る。

(1) 農業用施設応急対策

1) 被害情報の収集・情報連絡体制

農業用施設（農業用ため池、揚排水機とその付帯施設、取水施設）の施設管理者からの通報および自らの調査により得た情報を整理し、県地方本部を通じて県本部に報告する。

なお、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく災

害査定を受け復旧する必要のある施設について早急に調査を行い、被害報告を行う。

2) 応急復旧

施設管理者は、被害情報伝達対象農業用施設が損壊し、出水等により広範囲にわたり人畜の生命に危険がある場合は、速やかに関係機関と連絡を取り、区域全体の総合調整に基づく施設の応急対策を実施する。また危険度の程度により市本部へ支援の要請を行う。

なお、復旧に急を要する箇所については、農地農業用施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に、同事業事務取扱要綱の規定に基づき農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い応急工事に着手する。

一方、被災施設等を管理する土地改良区、農業組合等は、被災等の程度に応じて、地元自主防災組織、施設機器メーカー、建設業者等に要請を行い、応急対策にあたる。

(2) 畜産施設応急対策

1) 被害情報の収集・情報連絡体制

施設管理者からの通報および自らの調査により得た情報を整理し、県地方本部を通じて県本部に報告する。

2) 応急対策

畜産農家は、災害により畜舎および関連施設が破壊等の被害を受け、または家畜の逃亡があった場合は、施設の応急復旧により家畜を収容し、住民への危害防止ならびに一般災害復旧作業の妨げとならないよう努める。

3) 家畜に対する応急指導への協力

県地方本部が実施する以下の家畜に対する応急指導に協力する。

ア 家畜の管理指導

イ 家畜の防疫

ウ 家畜の避難

エ 飼料および家畜用飲料水の確保

オ 死亡畜の処理

(3) 治山施設応急対策

1) 被害情報の収集・情報連絡体制

施設管理者からの通報および自らの調査により得た情報を整理し、県地方本部を通じて県本部に報告する。

2) 応急対策

施設管理者は、治山施設のうち災害による破壊、崩壊等の被害により、特に人家集落、道路等の施設に直接被害を与え、または与える危険のあるときは、その障害物、危険物の状況を調査し、関係機関と密接な連絡のもとに緊急度に応じて消防機関、警察等の協力を得て、障害物等の速やかな除去に努める。

雨水の浸透により増破の危険がある施設については、シートを覆う等の措置を施し、速やかに復旧する。

また、復旧に急を要する箇所については、公共土木施設災害復旧事業または農林水産業施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い、応急復旧工事に着手する。

5 土砂災害に関する応急対策

大雨や余震等による土砂災害の二次災害を防ぐため、県と連携して、緊急災害対策派遣隊（T E C－F O R C E）の派遣を要請するなど、専門家による緊急点検、危険箇所周辺の警戒監視を実施する。

また、点検結果より、必要があるときは、その被害の程度に応じて、警戒区域の設定、避難および立入制限等の措置、崩壊危険箇所へのシート被覆等の応急措置を講じる。

なお、土砂災害防止法に基づき、国、県の緊急調査が行われ、市に土砂災害緊急情報が発表されたときは、対象地域の居住者等に対して、避難情報の発令等、適切に処置する。

（1）情報の収集および伝達

被害状況の巡視を行い、危険箇所の状況を把握し、県地方本部（あるいは県本部）に速やかに報告する。

（2）応急対策

県地方本部（あるいは県本部）の指示に従い、流出土砂・岩石等の除去に努める。

特に、流出土砂・岩石等が道路等を塞ぎ、救助・救援活動に支障を及ぼすときは、優先して除去に取り組む。

（3）二次災害の防止

県地方本部（あるいは県本部）による復旧計画の立案と実施に協力し、早期の復旧に努め、二次災害の防止に努める。

6 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止対策

市は、南海トラフ地震が発生したときは、県と連携して、南海トラフ地震が数時間から数日間の時間差で発生することに配慮し、一般的な地震発生後の余震対策を凌ぐ後発地震による災害の拡大防止に努める。

また、令和元年5月に「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が改訂され「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）」などが発表されることから、行政機関、住民一人一人、各企業等が、居住地・所在地等の地震に関する災害リスクを踏まえ、必要な防災対応を自ら検討、実施する。

（1）施設・設備などの点検

市、企業などは、各施設の管理計画などにおいて点検、巡視の実施必要箇所および体制を事前に明示し、同臨時情報発令時には情報収集・連絡体制の確認および施設・設備などの点検を実施する。

（2）危険地域からの避難

後発地震により土砂災害の発生が懸念される地域等について、数日間に限った避難の実施を検討する。

数日間避難した後、地震が発生しない場合には、原則として最大限の警戒を呼びかけたうえで避難の解除を行うなど、避難解除時期について具体的な計画を策定する。

（3）応急危険度判定の迅速化

余震等による二次災害を未然防止するため、被災建築物応急危険度判定を早急に実施するとともに、最初の判定の結果、危険または要注意でなかった場合であっても、建築物や宅地は脆弱になっており、後発の地震による倒壊や損壊の危険を周知する。

第3章 災害応急対策計画
第3節 生命を守るための対策

また、応急危険度判定の結果、危険な建築物や崖地等と判断されたところへの立入禁止を強く呼びかける。

第7 原子力災害対応

担当部	各部
主な連携先	国、県、草津警察署、中消防署、消防団、草津栗東医師会、自主防災組織

市は、福井県内の原子力発電所で事故等が発生または発生のおそれがあるときは、県と連携して、原子力災害時特有の緊急事態に対処する。

なお、本項で示さない原子力災害時に必要となる各種応急対策については、他の項に準じて実施する。

1 緊急時モニタリング等の実施

対象とする原子力事業所から著しく異常な水準で放射性物質が放出されたときは、県が実施する緊急時モニタリング評価結果を共有するとともに、市域における独自の緊急時モニタリング（空間放射線量率の測定）を実施する。

また、緊急時モニタリング評価結果から避難および飲食物の摂取制限等の判断に必要な大気中の放射性物質および放射線量の把握に努める。

なお、市、県、草津警察署、中消防署およびその他防災関係機関は、緊急事態応急対策に従事する者の安全確保を図り、緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理については、次の指標を基準とする。

<u>被ばくの可能性のある環境下で緊急事態応急対策に従事する者</u> の被ばく線量：実効線量で 50mSv を上限 人命救助等でやむを得ない場合：実効線量で 100mSv を上限

また、女性に関しては胎児保護の観点から適切に配慮する。

資料集（P●）3-25 「原子力災害防護措置基準表（OILと防護措置について）」参照

2 避難、屋内退避等の防護措置

緊急時モニタリング評価結果を原子力災害対策指針における「OILに基づく防護措置基準」と照らし合わせ必要と判断された避難、屋内退避等の防護措置を実施する。

（1）屋内退避

国または県から屋内退避の指示を受けたときは、屋内退避区域内の住民に屋外に出ないように指示する。また、屋外にいる住民に対しては、速やかに自宅に戻るかまたは近くの公共施設等に退避するよう指示する。

なお、国の要請または県の判断により、県から屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起があったときは、その内容を住民に周知する。

また、国または県が原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になったときは、人命優先の観点から、当該地域の住民に対し、市独自の判断で避難指示を行う。その際には、国または県と緊密な連携を行う。

（2）避難、一時移転

放射性物質が放出されたあとは、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OILに基づく緊急時モニタリングの結果に応じて、地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うこととされている。

国または県から避難または一時移転等の緊急事態応急対策の指示を受けたときは、避難対象地域や判断時期等の確認を行い、避難対象区域の住民に対して、避難または一時移転を指示する。

また、県と連携して、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報その他の避難に資する情報（飼い主による家庭動物との同行避難等を含む）の提供に努める。

なお、避難または一時移転の実施に際し、必要に応じて、災害時相互応援協定を締結している自治体に対し協力を要請する。

（３）要配慮者への配慮

屋内退避または避難が必要となったときは、要配慮者等を適切に避難誘導するため、自治会、自主防災組織、消防団および県等の協力を得ながら、安全かつ迅速に避難行動を行う。

また、特に、放射線の影響を受けやすい妊婦、乳幼児および児童・生徒、通訳が必要な外国人についても十分配慮する。

（４）広域一時滞在

状況により、市外への広域的な避難および避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断したときは、県とともに県内の他の受入れ市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

また、市域が安全で、避難所等が受入れ可能であるときは、県からの要請に応じて、関係周辺市（高島市・長浜市）への応援などに協力する。

３ 安定ヨウ素剤の予防服用

原子力災害対策指針を踏まえ、避難または屋内退避等の対象区域に市が含まれるときは、県や医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じる。

（１）安定ヨウ素剤服用の決定

緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布および服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部または県が指示することとされている。

国の原子力災害対策本部または県から指示を受けたときは、医療機関と連携して、住民に対する安定ヨウ素剤の予防服用措置を実施する。

（２）安定ヨウ素剤服用決定の周知

安定ヨウ素剤服用が決定されたときは、住民に対して、広報車、緊急通報システム、市ホームページ、放送事業者、メール配信、Ｌアラート（災害情報共有システム）等により周知徹底を図る。

周知に当たっては、次の事項を住民に徹底し、心理的動揺、混乱の発生を防止する。

１）安定ヨウ素剤服用の決定およびその理由

２）安定ヨウ素剤の配布・服用方法、服用対象者、服用回数および服用量

３）安定ヨウ素剤服用に際しての注意事項

（３）安定ヨウ素剤の配布および服用

県から安定ヨウ素剤配布について要請があったときは、県と連携して、住民等に対し、医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示する。

ただし、時間的制約等により、医師を立ち会わせることができない場合には、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行う。

なお、市単独で安定ヨウ素剤の配布および服用が困難なときは、県と協議の上、配布服用方法等を決定する。

資料集（P●）3-26 「安定ヨウ素剤の服用に関する留意事項」参照
資料集（P●）3-27 「安定ヨウ素剤予防服用に関する受領書」参照

4 住民等への情報伝達・相談活動

原子力災害は、その影響が五感に感じられないことによる住民などの心理的動揺あるいは混乱が発生することが懸念されるため、住民等に対する的確な情報伝達、広報に努め、公式見解をいち早く発表するなどによりデマ等の拡散を防止する。

（1）相談窓口の設置

原子力災害に関する応急対策実施区域に市が含まれるときは、県および関係機関等と連携して、必要に応じて、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を開設し、必要な要員を配置する。

（2）安否情報の提供

安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、中消防署、草津警察署等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待およびこれらに準ずる行為の被害者が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報管理を徹底するよう努める。

（3）風評被害対策

国、県と連携して、原子力災害による風評被害等の未然防止または影響を軽減するため、安全性が確認されたあとは、農林畜産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進や観光客の誘致促進等のため、速やかに広くかつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等を積極的に活用して安全性に係る広報活動を行う。

5 飲食物の摂取制限等

（1）飲食物検査の実施

水道水の検査について、市は、県に要請し県検査機関による水道水検査を実施する。

食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

（2）出荷制限、摂取制限および解除

原子力災害対策指針の「O I Lに基づく防護措置基準」や食品衛生法上の基準値を踏まえた国および県の指導・助言および指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等およびこれらの解除を実施する。

資料集（P●）3-25 「原子力災害防護措置基準表（OILと防護措置について）」参照
資料集（P●）3-28 「食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性セシウム基準値」参照

6 原子力災害医療

県が緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等の緊急被ばく医療を実施する

ときは、必要に応じて、協力する。

なお、被ばく者の放射線障害専門病院等への移送が必要なときは、県に要請するとともに、県を通じて関西広域連合または国に対して、移送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請する。

7 業務継続に係る措置

(1) 避難先への退避

市庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれるときは、県等と連携し、指定された退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。

なお、退避および避難に当たっては、住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施する。

(2) 業務の継続

あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。

(3) 県による業務継続のための支援

応急対策実施区域を含む市域の一部が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれ、かつ市庁舎等が当該地域に含まれるときは、県の支援を受け、当該指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続する。

8 核燃料物質等の事業所外搬送中の事故

市域において、核燃料物質等の事業所外運搬中の事故により、放射性物質あるいは放射線が放出されたとの通報を受けたときは、中消防署は、ただちにその旨を県に報告するとともに、消防団、草津警察署と連携して、状況に応じて消防警戒区域(放射線危険区域)等の管理区域を設定し、消防職員の安全確保を図りながら、汚染拡大防止措置を取り、事故等関係者と協力して、火災の消火、救助、救急、広報等必要な措置を実施する。

また、市は、必要に応じて、避難対策、広報等の応急活動を実施する。

なお、事故等関係者は、それぞれの災害態様に応じた応急措置を実施し、被害拡大防止に努める。

(1) 連携体制の確保

原則として、中消防署は、市、草津警察署等と連携して、災害現場における活動を迅速かつ効率的に実施するため、現地調整所を設置し、保有する情報を基に現場活動方針等を協議・確認するなど連携体制を確保する。

(2) 消防警戒区域（放射線危険区域）の設定

中消防署は、消防団、草津警察署等と連携して、一連の人命救助、消火活動を円滑に行い、かつ、人命に対する危険を防止するため、関係者等から情報を得て協議の上、消防警戒区域（放射線危険区域）を設定する。

(3) 二次災害の防止

災害現場活動を行う各機関は、消火活動等で使用した汚染水の側溝等への流入を防止するとともに、汚染水を適切に処理し、二次災害の防止を図る。

(4) 放射性物質による環境汚染への対処

第3章 災害応急対策計画
第3節 生命を守るための対策

国、県、原子力事業者およびその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第8 事故災害対応

担当部	各部
主な連携先	県、草津警察署、中消防署、消防団

市域において、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等事故、大規模な火事、林野火災等の大規模事故が発生したとき、中消防署は、消防団、草津警察署と連携して、事故に伴う火災や被害の発生状況に応じて、迅速に消火・救助・救急等の応急活動を実施する。

また、市は、必要に応じて、避難対策、広報等の応急活動を実施する。

なお、事故等関係者は、それぞれの災害態様に応じた応急措置を実施し、被害拡大防止に努める。

1 情報の収集・連絡系統

市域において、次の事故等が発生したとき、それぞれの事故等関係者と連絡を取るとともに、市、中消防署、草津警察署は、県と連携を図り、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集する。

また、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

なお、火災・災害等即報要領に基づき、直接報告基準に該当する事故を把握したときは、第一報を消防庁に対して、覚知後 30 分以内で可能な限り早くわかる範囲で報告する。

■市域で想定される大規模事故

航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災 等

資料集（P●）3-29 「各種事故災害時の連絡系統」参照

2 消防、救急・救助

（1）消防活動

中消防署は、消防団と連携し、速やかに大規模事故に伴う火災の状況および被害状況の把握に努めるとともに、迅速に消火活動を行う。

また、湖南広域消防局単独での対処が困難であると判断される場合には、他の消防本部に対して応援を要請する。

なお、林野火災の場合は、鎮火後も再発に備えて、しばらくは警戒にあたるとともに、森林所有(管理)者に対し、消失した林地が放置されて崩壊を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止のための措置を行うよう指導する。

（2）救急・救助活動

中消防署は、消防団と連携し、大規模事故により多数の負傷者および要救助者が発生したときは、高規格救急車、救助工作車等を投入し、草津警察署等と連携して、救急、救助活動を実施する。

負傷者の搬送にあたっては、救命措置を要する者またはトリアージによる重傷者を優先し、搬送先となる医療機関の負傷者等の受入れ可否等の情報を把握する。

また、湖南広域消防局単独での対処が困難であると判断される場合には、他の消防本部に対して応援を要請する。

（3）広域応援等の要請

市は、必要に応じて、県知事に対し、消防防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の

派遣、広域航空消防応援、自衛隊の派遣等を要請する。

3 警戒区域の設定

大規模事故の状況により、必要に応じて、災害対策基本法、消防法、警察官職務執行法等に基づき、それぞれの設定権限者が警戒区域を設定し、当該区域への一般住民の立入りの禁止、制限、または退去等の措置を講じる。

4 避難、行方不明者の搜索、広報

(1) 避難

市は、大規模事故の状況により、周辺住民等の避難が必要なときは、消防団、草津警察署、自主防災組織等の協力を得て、避難を必要とする地域の住民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導の実施に努める。

また、必要に応じて、指定避難所の開設、運営を行う。

なお、指定避難所を開設したときは、県に報告する。

(2) 行方不明者の搜索

市は、航空機の遭難事故等により行方不明者がいる場合は、消防団、草津警察署、自衛隊等の協力を得て、搜索を行う。

(3) 広報

市は、県および防災関係機関と連携して、事故災害の発生場所、被害状況、応急対策の状況等について、迅速に住民に周知するとともに、安否情報、医療機関の情報、応急対策の情報、交通規制の情報等を適切に提供する。

広報はおおむね次のような事項について行う。

- 1) 事故の発生日時および場所
- 2) 被害の状況
- 3) 被害者の安否状況
- 4) 応急対策の実施状況
- 5) 交通規制の状況
- 6) 治安の状況
- 7) 住民に対する協力および注意事項
- 8) その他必要と認められる事項

5 その他の応急対策

医療・救護活動をはじめ、その他必要となる応急対策は、本編第3章第3節から第5節を準用して実施する。

第4節 生活を守るための対策

第1 避難生活支援

担当部	市民部、健康福祉部、こども家庭局、教育委員会
主な連携先	自治会、自主防災組織、学区地域振興協議会、ボランティア、住民

市は、開設した避難所において、必要に応じて、食料や飲料水、毛布などの生活物資を提供するほか、災害に関する情報の提供や相談受付等、避難生活の支援を行う。

また、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

1 避難所の運営

避難所は、地域コミュニティ組織（自治会、自主防災組織、学区地域振興協議会等）、避難者等が中心となって「避難所運営委員会」を設置し、運営することを基本とする。

避難所派遣職員および施設管理者は、これを補助し、支援する。

避難所の運営は、以下に示すほか「避難所運営マニュアル」に基づき行う。

（1）担当職員の派遣

避難所を開設した場合には、速やかに避難所の運営および連絡調整にあたる担当職員を避難所に派遣し、避難所における被災者のニーズの把握・調整を行う。

特に、高齢者や障がい者等の福祉ニーズを把握には十分配慮するとともに、要配慮者用の相談窓口を設置し、要配慮者等からの相談対応を行う。また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。

（2）被災者の把握

避難所に避難した被災者、在宅、車中泊、テント泊等の多様な被災者の把握を行い、避難者名簿等を作成するとともに、避難行動要支援者名簿とを照らし合わせ、未確認の避難行動要支援者を避難支援者等に連絡し、早急に救助・確認作業を進める。

（3）要配慮者への配慮

避難所の運営にあたっては、被災者の健康維持に努め、特に要配慮者について、合理的配慮のもと、次のような措置を講じる。

- 1）担当職員、介護職員、民生委員・児童委員等の訪問による実態調査の実施
- 2）被災者の障がいや身体状況に応じて適切な措置を受けられるよう、速やかな医療機関への入院、社会福祉施設への入所、福祉避難所の手配およびそれに伴う移送および保健師・介助員の手配
- 3）避難者の障がいや身体状況に応じて、ホワイトボードや音声などによる定期的な情報提供についての配慮や保健師、訪問介護員（ホームヘルパー）、ガイドヘルパー、手話通訳者等の派遣
- 4）高齢者、障がい者、乳幼児等に配慮した食料の支給

（4）男女双方の視点・ニーズへの配慮

避難所の運営における女性の参画を推進する。また、男女のニーズの違い等男女双方の

視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点から配慮するように努める。特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、他者の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、清潔で誰でも安心して使えるトイレ、授乳室の設置、生理用品・女性用下着の配布方法の工夫、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(5) 感染症対策

感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要があることから、「新型コロナウイルス感染症対策のための避難所運営ガイドライン【避難所運営実務者向け】(滋賀県作成)」等を参考に、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、適切な空間の確保等の感染症対策に取り組む。

また、県と連携し、自宅療養者の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報提供を行う。

市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じて、災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請する。

(6) ペットの同行避難への対応

ペットを同行する避難者の安全な避難の促進とペットの安全を守るため、避難所にペットを収容できるスペースの確保に努める。家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

(7) 避難所の開設期間

災害救助法による避難所の開設期間は、災害発生から7日以内とする。

ただし、状況により、開設期間を延長する必要がある場合には、県知事(県本部長)の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む)を受ける。

(8) 在宅避難者等への支援

在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

(9) 車中泊避難者への支援

やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

2 広域一時滞在

災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等の状況から、市域外への広域的な避難および避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、避難収容関係省庁〔警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁〕または県に広域避難（広域一時滞在）に関する支援を要請する。

（１）県内における広域一時滞在

被災状況等から受入れ可能と思われる他の市町に、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示した上で協議する。その際、あらかじめその旨を県に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。

協議先市町から、被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知するとともに、県に報告する。

また、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町および、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知し、県に報告するとともに、公示する。

（２）県外における一時滞在

県と協議を行い、県内の被災状況等から県外における広域一時滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、県に対して他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示す。

県から、被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知するとともに、県に報告する。

また、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を県および、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知し、県に報告するとともに、公示する。

（３）県外避難者の受入れ

県から県外避難者の受入れについて協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、被災住民の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供する。

１）自らも被災していること

２）被災住民の受入れに必要な施設が確保できないこと

３）地域の実情により要配慮者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと

4) その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること

被災住民を受け入れる場合、区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を県、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知する。

(4) 県外避難者への支援

1) 県外避難者への総合的な支援

自主防災組織、自治会、ボランティア、市社会福祉協議会等と連携して、県外避難者の支援に努めるとともに、避難元自治体に関する情報等の県外避難者への提供に努める。

2) 県外避難者の地域コミュニティの形成支援

市社会福祉協議会やボランティア、NPO等の協力により、県外避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や本県の避難先地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

(5) 自主避難者への対応

東日本大震災では避難指示等に基づかない、いわゆる自主避難者が数多く生じ、市域や県域を越えた避難行動が見受けられたことから、自主避難者に対しても避難者情報の把握と全国避難者情報システムへの自主的な情報登録を呼び掛け、支援に努める。

3 避難所の閉鎖

避難所の利用が長期化し、避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合は、避難所の統廃合を図る。

なお、災害の規模、被災者の避難および収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

また 避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、避難所を閉鎖する。
なお、避難所を閉鎖した際は、県本部に報告する。

第2 飲料水・食料・生活必需品等の供給

担当部	<u>危機管理局、総務部、市民部、健康福祉部、上下水道事業所、教育委員会</u>
主な連携先	国、県、日本赤十字社、市社会福祉協議会、 <u>公益社団法人日本下水道協会</u> 、滋賀県石油商業組合、栗東市商工会、 <u>レーク滋賀農業協同組合</u> 、災害時応援協定締結企業

市は、災害により、多数の避難者が発生しているときは、被災者の生活の維持のため必要な飲料水、食料、生活必需品等を速やかに調達・確保し、被災地のニーズに応じて供給・分配を行う。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者特有のニーズや男女等のニーズの違いに配慮する。

1 給水計画

災害時には、応急給水体制を確立し、飲料水・生活用水の確保が困難となった地域に給水場所を設置し応急給水を行う。このとき、病院など救助の観点から緊急性が高い施設への給水を優先させる。

また、必要量の飲料水等を確保できない場合は、公益社団法人日本下水道協会、県、災害時相互応援協定市等に応援を要請する。

(1) 水源の確保

災害時の飲料水の水源は、「栗東市上水道施設」とする。あわせて、兼用貯水槽、学校のプール、更に必要に応じて家庭用井戸を水源として活用する。ただし、家庭用井戸水に汚染があると認められるとき、市本部は、飲用指導を実施する。実施に際しては、県地方本部（健康福祉班）（ただし、県地方本部が設置されていない場合は、草津保健所。以下、同じ。）の指導を仰ぐ。

(2) 応急給水計画の策定

応急給水の実施が必要な地域および給水必要量を迅速に把握し、給水対象地域、給水場所、給水時間等を内容とする応急給水計画を策定する。

(3) 給水方法

飲料水はおおむね次の方法によって供給しまたは確保する。

1) 上水道施設を水源とするとき

- ア 給水車、応急給水タンク、水容器等による運搬給水
- イ 仮設配管による給水

2) その他の水源を利用するとき

- ア 現地で緊急時用浄水装置により供給

(4) 給水資機材の調達

応急給水計画に基づき、給水用資機材を確保する。

2 食料供給計画

災害時には、避難所における避難者数等を把握したうえで、速やかに食料供給体制を確立し、備蓄食料、炊き出し、災害時応援協定締結企業等からの調達により、食料の供与を速やかに実施する。

また、必要量の食料を確保できない場合は、県、災害時相互応援協定市、災害時応援協定締結企業等に応援を要請する。

さらに、災害救助法が発動され、かつ、政府所有米穀の供給が必要な場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、県を通じて農林水産省生産局に供給を要請し、調達する。

(1) 対象者

食料の供給については、以下の者を対象とする。

- 1) 避難情報に基づき避難所に避難した者
- 2) 住家が被害（全・半焼、全・半壊）を受けたため、炊事の不可能な者
- 3) 住家に被害を受けたため、一時的に縁故先等へ避難する者

- 4) 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない者
- 5) 災害応急対策活動の従事者
- 6) 米穀の供給機構が混乱し、通常の供給を受けることが不可能となった者

(2) 食料供給内容

備蓄食料や救援食料により、主食としてアルファ化米、パン等を配給する。

また、必要に応じて副食や調味料等を支給するとともに、栄養バランスのとれた適温の食品や、粉ミルク等の乳幼児に適した食品、高齢者・重症心身障がい者等に適した食品、アレルギー疾患者に適した食品の調達・供与に配慮する。

(3) 炊出し

炊出しの施設は、学校給食共同調理場調理実習室、各コミュニティセンター（葉山、葉山東、大宝、大宝西、金勝、治田、治田西、治田東）調理室および葉山、葉山東、治田、治田東、治田西、大宝、大宝西、大宝東、金勝小学校家庭科室等を必要により利用する。

炊出しの業務は、地域ボランティアを中心に実施する。

また、炊出し時には、これによる感染症等の発生を防止するため、炊出し作業員および食品の衛生について十分留意し、消毒液等を炊出し施設ごとに備えつける。

なお、炊出し費用および期間は、災害救助法が適用された場合に準ずる。

資料集（P●）3-11 「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の程度」参照

(4) 食料の輸送

食料は、市本部が指示する避難所等へ、車両にて輸送する。

また、災害時応援協定締結企業等より調達する食料は、本部が指示する避難所等へ直送するよう依頼する。

(5) 食料の配分

避難所等での炊出しその他による食料の配布は、要配慮者等を優先しながら配布する。

また、避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により情報提供する。

なお、避難所まで取りに行くことが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得るなどの方法により配布する。

3 生活必需品等供給計画

災害時には、避難所における避難者数等を把握したうえで、速やかに生活必需品等供給体制を確立し、備蓄物資や災害時応援協定締結企業等らの調達により、被災者に対し生活必需品等を供給する。

また、必要量の生活必需品等を確保できない場合は、県、災害時相互応援協定市、災害時応援協定締結企業等に応援を要請する。

(1) 生活必需品供給内容

生活必需品は、以下に掲げるものとし、災害の状況によって必要と認められるものについて確保する。

なお、生活必需品等の備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

- 1) 寝具
- 2) 衣服

- 3) 炊事用具
- 4) 日用品
- 5) 食器
- 6) 光熱材料
- 7) 衛生用品（紙オムツ、ストーマ用装具、生理用品、携帯トイレ、簡易トイレ等）

8) マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション

(2) 生活必需品の輸送

調達した生活必需品は、市本部が指示する避難所等へ、車両にて輸送する。

なお、必要に応じて、物資輸送拠点に一時集積し、生活必需品の受入、記録、仕分け、梱包、搬送等を実施する要員を確保して、生活必需品を避難所ごとに配分する。

また、災害時応援協定締結企業等より調達する生活必需品は、本部が指示する避難所等へ直送するよう依頼する。

(3) 生活必需品の配分

避難所に配布された生活必需品は、各避難所の管理責任者の指示により、要配慮者等を優先しながら配布する。

また、避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により情報提供する。

なお、避難所まで取りにくることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得るなどの方法により配布する。

資料集（P●）3-11 「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の程度」参照

4 燃料供給計画

燃料不足となり通常の供給体制による燃料確保が困難となった場合でも、災害応急対策車両等への供給を行えるよう、速やかに燃料供給計画を策定し、それに基づき供給することにより、災害応急対策活動の確保を図る。

また、大規模停電が発生した場合でも、病院や要配慮者に関わる社会福祉施設等が電力を確保できるよう、災害応急対策活動の確保を図る。

(1) 状況の確認と連絡体制の確保

適切な燃料供給計画を実施するため、各地域の給油所の被災状況を速やかに確認するとともに、県と連携して、滋賀県石油協同組合等の石油関係団体などとの連絡体制を確保する。

(2) 対象車両の選定

限られた資源の中、災害応急対策活動を円滑に行えるよう、優先供給すべき車両を選定する。

(3) 燃料の供給

必要に応じて、県を通じて、滋賀県石油商業組合に対し、燃料供給の依頼を行う。

(4) 住民への広報

市は、平常時から住民拠点 SS（※1）について、その SS の役割や所在地について周知し、災害時にも市民がガソリンや灯油等の生活に欠かすことのできない燃料を取得できるように努める。また、災害時において、給油待ちの車列による渋滞や買い占め等の混乱を防ぐため、住民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供す

る。

(5) 燃料供給拠点（製油所・油槽所・中核 SS（※2）・小口燃料配送拠点（※3）・住民拠点 SS）へのアクセス道路の優先啓開について

道路管理者は緊急輸送道路ネットワークが機能するように、優先順位を設定し、道路管理者間で連携を図りつつ道路の応急復旧を行う（第3章第2節第3「2 交通の確保」）が、石油製品を製油所・油槽所から配送および中核 SS・小口燃料配送拠点・住民拠点 SS へ供給するための主要なアクセス道路の優先啓開についても検討を行う。

※1 住民拠点 SS（サービスステーション）…自家発電設備や大型タンクなどを備え、災害などが原因の停電時にも継続して給油できる住民向けのガソリンスタンドのこと。※2 中核 SS（サービスステーション）…自家発電設備を備え、災害対応能力を強化した石油製品の供給拠点となるガソリンスタンドのこと。中核 SS は、災害時に緊急車両（消防車や警察車両等）に対して優先給油を行う役割を担う。

※3 小口燃料配送拠点…小型タンクローリーが災害拠点病院や避難所等へ給油するための拠点となる給油所のこと。

第3 要配慮者対策

担当部	危機管理局、市民部、健康福祉部、こども家庭局、教育委員会
主な連携先	市社会福祉協議会、社会福祉施設管理者、自主防災組織、ボランティア

災害が発生し、多数の避難者が発生しているときは、特に災害の影響を受けやすい要配慮者の安全を確保するため、避難所における福祉ニーズ調査を実施し、福祉避難所を設置するなど、要配慮者特有のニーズに対応した生活支援、介護サービスの提供等を実施する。

1 避難所における要配慮者支援

(1) 要配慮者ニーズの把握

避難所が開設されたときは、避難所と連絡調整し、要配慮者数および要配慮者のニーズを把握する。

また、必要に応じて、避難所に避難した要配慮者の相談体制を確立する。

(2) 要配慮者への情報伝達

避難所における情報伝達については、要配慮者に適した情報手段を準備し、情報漏れのないように万全を期す。

(3) 要配慮者のニーズへの対応

要配慮者のニーズに応じて、人材、福祉用具、物資等の確保に努め、避難生活を支援する。

また、避難所における、要配慮者のニーズに照らし合わせて、福祉避難室、福祉避難所、緊急入所施設、医療機関へ避難する者のスクリーニングを実施するほか、民生委員・児童委員、ボランティア等の協力を得て、必要な移送を実施する。

2 福祉避難所（福祉避難室）等の開設

一般の避難所生活が困難である高齢者、障がい者等の要配慮者のために特別に配慮された福祉避難所について、福祉施設等との協定や指定に基づき市本部からの指示により開設する。

また、福祉避難所の開設にあたっては、避難者の特性や状況により一般の避難所の一部を福祉避難室（福祉避難区画）とすることが望ましい場合も多いことから、柔軟に対応する。

さらに、福祉避難所だけでなく、必要に応じて、被災地以外にあるものも含め、民間賃貸住宅や旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保を行う。

なお、福祉避難所や福祉避難室（以下、「福祉避難所等」という。）を開設したときは、速やかに住民に周知するとともに、県本部に報告する。

資料集（P●）2-8 「福祉避難所一覧」参照

3 福祉避難所等の運営

（1）職員派遣・連絡調整体制

福祉避難所等を開設したときは、福祉避難所担当職員を派遣する。当面は24時間対応が必要な場合も考えられることから、必ず福祉避難所担当職員の交代要員を確保する。

なお、福祉避難所に派遣する職員を確保できない場合は、施設管理者等の協力を得るほか、自主防災組織や福祉関係者、ボランティア等の協力を得て対応を図る。

また、市単独では対応できないときは、県に応援を要請する。

（2）福祉避難所の運営方法

福祉避難所に避難している避難者の名簿を作成するほか、福祉避難所への専門的人材やボランティアの配置調整、福祉用具の確保等を行う。

（3）福祉避難所の開設期間

災害救助法による福祉避難所の開設期間は、災害発生から7日以内とされている。

したがって、状況により、開設期間を延長する必要がある場合には、県知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む）を受ける。

4 福祉避難所等の閉鎖

福祉避難所の利用が長期化し、避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合は、避難所の統廃合を図る。なお、福祉避難所の統廃合についての理解と協力を求めるため、避難している要配慮者およびその家族に十分に説明する。

また、福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、福祉避難所を閉鎖する。

なお、福祉避難所を閉鎖した際は、県本部に報告する。

5 緊急入所等の実施

在宅での生活の継続が困難な要配慮者や一般の避難所あるいは福祉避難所等での避難生活が困難な要配慮者については、緊急入所、緊急ショートステイ等により適切に対応する。

また、要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送する。

第4 行方不明者の搜索および遺体の火葬等

担当部	危機管理局、政策推進部、市民部、健康福祉部、環境経済部
主な連携先	自衛隊、草津警察署、中消防署、消防団、草津栗東医師会、草津栗東守山野洲歯科医師会、びわこ薬剤師会、日本赤十字社

市は、行方不明者がいるおそれが判明した場合、草津警察署、中消防署、自衛隊等防災関係機関と連携して、行方不明者の搜索活動を行う。

また、遺体を発見した場合は、草津警察署が行う検視、身元確認に必要な協力支援を行い、遺体を遺族に引き渡すとともに、円滑な火葬（埋葬）を実施する。

災害救助法が適用された場合における遺体の処理（洗浄、縫合、消毒等）は、検案終了後、「災害救助法による救助等に関する委託契約」に基づき、日本赤十字社滋賀県支部が実施する。

1 行方不明者の搜索

行方不明者の搜索は、草津警察署、中消防署、自衛隊等防災関係機関と緊密な連携をとり、搜索に協力することともに、相談窓口で情報収集する。

なお、他市に行方不明者が漂着していると認められる場合は、県地方本部および行方不明者の漂着が予想される市に通報し、広域の搜索を行う。

2 遺体の発見時の連絡および処理

遺体を発見した者は、速やかに草津警察署に連絡し、草津警察署は医師立会のもとに検視を行う。

3 遺体の収容

医師立会のもとに警察官の検視を終えた遺体は、草津警察署等の協力を得て、その収容、引渡し等にあたる。

なお、遺体が多数ある場合は、あらかじめ指定した既存の建物を利用するなどして遺体を収容し、検視、遺族への引渡し等を行う。遺体収容のための適当な建物のない場合は、天幕等の仮設の検視場所を設ける。

また、遺体は、遺体処理票および遺留品処理票を整理の上納棺し、遺体検案書とともに引き渡す。

4 遺体の引渡し

警察は、身元が明らかでない遺体、身元は明らかであるが遺族等のない遺体および引取りが著しく遅れる遺体は、所在地の市本部に所持品とともに引き渡す。

5 遺体の火葬

（1）火葬の実施

火葬を円滑に実施するため、次の事務を行う。

1）死亡者数の把握

- 2) 火葬計画の作成
- 3) 遺体搬入車両および搬入路の把握・確保
- 4) 燃料、ドライアイス、および柩等資材の在庫状況の把握、確保
- 5) 火葬のための関係者に対する協力要請
- 6) 相談窓口の設置および住民への情報提供
- (2) 県本部への応援要請

市独自で処理不可能の場合は、県本部に対して、県地域防災計画に基づく広域火葬要綱、滋賀県広域火葬事務処理要領に基づき応援を要請する。

県本部は、被災市本部から応援要請があったとき、また応援が必要と認めたとき等広域的な火葬の実施が必要な場合は、市町、応援主管府県、国、その他関係機関に対し協力を要請する。

また、滋賀県地域防災計画に基づく広域火葬要綱、滋賀県広域火葬事務処理要領に基づき、円滑な火葬ができるように火葬計画の調整を行う。

第5 防疫、保健衛生

担当部	健康福祉部、環境経済部、上下水道事業所
主な連携先	国（厚生労働省：D H E A T）、県（草津保健所）、草津栗東医師会、草津栗東守山野洲歯科医師会、びわこ薬剤師会

市は、災害時には、県と連携して、保健活動、検病調査、予防宣伝および感染症の蔓延のおそれを生じた非衛生的な生活環境を改善するための消毒ならびに防疫活動等を迅速に実施し、病弱者の救済と被災地における飲食等に起因する危害発生の阻止、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期し、市民生活の安定を図る。

1 保健活動

(1) 保健活動の実施

災害時における保健活動等は、県災害医療地方本部に協力を要請して、以下のとおり実施する。

また、必要に応じて、支援チームの応援を求めて実施する。

なお、詳細は「滋賀県大規模災害時保健活動マニュアル」、「滋賀県災害時人工透析対応マニュアル」、「滋賀県災害時難病等在宅患者対応マニュアル」、「災害時の栄養・食生活支援マニュアル」により実施する。

- 1) 各種保健福祉施設の被害状況の把握
- 2) 精神障がい者、難病患者、人工透析等の慢性疾患患者の救護および感染症患者の早期発見等の対応
- 3) 保健医療活動チームの指揮や調整等また、保健医療ニーズ等の収集および整理・分析等
- 4) 保健師等の派遣による巡回健康相談
- 5) JDA - DAT（日本栄養士会災害支援チーム）等の派遣による避難所等での栄養に配慮した食事の提供支援、要配慮者の栄養に配慮した食事の提供支援、給食提供困難施

設への支援業務

2 災害時食品衛生・環境衛生対策

災害の状況により、食品衛生・環境衛生対策が必要なときは、県地方本部（健康福祉班）に災害緊急衛生班の派遣を要請し、災害緊急衛生班に下記の業務の実施を依頼する。

なお、災害緊急衛生班は、災害の規模に応じて、食品衛生監視員および環境衛生監視員をもって構成する。

- (1) 食品・環境衛生関係営業施設の被害状況の把握、監視指導ならびに情報提供
- (2) 救護食品等の検査
- (3) 飲料水の試験検査
- (4) 避難所における食品・環境衛生確保
- (5) その他飲食等に起因する危害発生の防止

3 浴場の利用・供給

災害の状況により、浴場の利用・供給が必要なときは、自衛隊に（市本部は県本部を経由して）対して支援を要請するなどにより、災害発生後1週間以内に仮設浴場を設置し、公衆衛生の改善と被災者のケアに努める。

また、公衆浴場および旅館・ホテルの浴場を被災者に開放することについて、県本部に要請し、公衆衛生の改善と被災者のケアに努める。

4 防疫活動

(1) 防疫活動の実施

災害時における検病調査、防疫等は、草津保健所の指導、指示に基づき以下のとおり実施する。

また、市独自で処理不能の場合には、隣接市町、県、国、その他関係機関の応援を求めて実施する。

- 1) 検病調査および予防宣伝
 - 2) 家屋、道路等の消毒
 - 3) そ族昆虫等の駆除
 - 4) 「給水計画」に基づく家庭用水の供給
 - 5) 臨時予防接種の実施の県本部への要求
 - 6) 県防疫職員の指導による避難所等における防疫活動
 - 7) 獣医師等の助言・協力による避難所付近の愛玩動物の飼育場所の設置検討
- ### (2) 防疫活動の報告、記録、整備

災害状況報告書、防疫活動状況報告書等、必要関係書類を作成する。

また、災害防疫活動実施状況を、様式に従って、県地方本部（健康福祉班）に報告する。

(3) 防疫および保健衛生機材の調達

災害発生後速やかに防疫および衛生機材の取扱施設の被害状況の調査、実態把握を行い、不足する防疫および保健衛生用機材については、県地方本部（健康福祉班）を通じて県本部に調達を要請する。

5 愛玩動物救護等対策

被災地域において、飼い主不明または負傷した犬および猫を発見した場合、県および関係機関と連携し、犬による危害発生防止、負傷動物の救護に努める。

また、ペット等の遺体について、土地または建物の占有者または管理者が自らの責任で処理できないときや路上に放置されているときは、収集し、処理する。

第6 ライフラインの応急復旧

担当部	危機管理局、政策推進部、環境経済部、上下水道事業所
主な連携先	県、関西電力株式会社、 <u>関西電力送配電株式会社</u> 、大阪ガスネットワーク株式会社、滋賀県LPガス協会、西日本電信電話株式会社、日本放送協会 大津放送局、びわ湖放送株式会社、株式会社京都放送、株式会社エフエム滋賀、西日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、日本水道協会

災害が発生し、ライフライン施設（電気、ガス、通信・放送、鉄道、上水道、下水道）に被害が生じたとき、それぞれの事業者は、速やかに施設の応急復旧を実施し、施設機能の維持に努める。

市は、ライフライン施設に被害が生じたときは、それぞれの事業者と連絡調整を行い、被害の状況、復旧に係る期間等の情報を収集するとともに、住民に対して、適切な情報の提供に努める。

1 電力施設応急対策

関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社は、災害による電力施設の被害の軽減と早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに、公衆の電気災害の防止を徹底する。

なお、県地域防災計画に定められる関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社の災害応急対策は、資料編資料集に示す通りである。

資料集（P●）3-30 「関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社の災害応急対策」参照

2 ガス施設応急対策

大阪ガスネットワーク株式会社は、災害時には、「災害対策規程」等に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

また、一般社団法人滋賀県LPガス協会は、災害時には「滋賀県地域防災計画」に基づき、災害対策本部および現地対策本部を設置し、地域の防災関係機関と緊密な連携をとり応急対策を実施する。

なお、県地域防災計画に定められる大阪ガスネットワーク株式会社および一般社団法人滋賀県LPガス協会の災害応急対策は、資料編資料集に示す通りである。

資料集（P●）3-31 「大阪ガスネットワーク株式会社および一般社団法人滋賀県LPガス協会の災害応急対策」参照

3 通信・放送施設応急対策

西日本電信電話株式会社は、電気通信設備に災害が発生したときは、災害対策規程の定めるところにより、当該設備の復旧に関し、応急の措置をとる。

また、各放送事業者（日本放送協会大津放送局、びわ湖放送株式会社、株式会社京都放送、株式会社エフエム滋賀）は、放送施設の被災または停電等の発生に際し、各社が定める対策要領等に基づき、被災状況の把握を行うとともに、放送の継続に努める。

なお、県地域防災計画に定められる西日本電信電話株式会社および各放送事業者の災害応急対策は、資料編資料集に示す通りである。

資料集（P●）3-32 「西日本電信電話株式会社および各放送事業者の災害応急対策」参照

4 鉄道施設応急対策

西日本旅客鉄道株式会社は、防災業務実施計画、鉄道事故および災害応急処置要項、災害時運転取扱要項の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、迅速に応急復旧の体制を確立する。

また、東海旅客鉄道株式会社は、災害時運転規制等取扱細則、運転事故および災害応急処理取扱細則、新幹線災害時運転規制等取扱細則、新幹線運転事故および災害応急処理取扱細則等の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、的確な応急体制を確立して迅速に処理する。

なお、県地域防災計画に定められる西日本旅客鉄道株式会社および東海旅客鉄道株式会社の災害応急対策は、資料編資料集に示す通りである。

資料集（P●）3-33 「西日本旅客鉄道株式会社および東海旅客鉄道株式会社の災害応急対策」参照

5 上水道施設応急対策

市は、災害が発生したときは、上水道施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、被害を受けた上水道施設について、速やかに復旧して飲料水の確保を図る。

なお、市単独では速やかに水道施設の応急復旧ができない場合は、公益社団法人日本水道協会または県等へ応援要請を行う。

（1）施設の復旧

被災施設の給水能力を保持することを前提に、取水、導水、浄水施設の機能の確保を図るとともに、水源地から主要配水池に至る送水管の復旧および基幹配水管の復旧を最優先して行う。その後、病院、避難所等重要給水施設への給水が早急に行われるよう考慮しながら順次配水支管、給水装置等の復旧を行い、断水区域の解消に努める。

なお、復旧後の施設の使用開始にあたって、水質の保全に留意して管内の清掃、塩素消毒を十分に行う。

（2）地下埋設施設の管理者との連絡調整

管路等地下埋設施設の被災状況、応急対策計画等について他の地下埋設施設の管理者と相互に連絡調整を取る。

なお、復旧後の施設の使用開始にあたって、他の地下埋設施設管理者へ事前に連絡を行う。

6 下水道施設応急対策

市は、災害が発生したときは、滋賀県流域下水道災害等対策要綱、業務継続計画等従い、関係機関との連絡調整を図りつつ、施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、速やかに復旧作業を実施する。

なお、市単独では速やかに応できない場合には、県に応援を要請する。

(1) 応急対策

公共下水道施設に災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、滋賀県流域下水道災害等対策要綱にしたがい、情報の収集、伝達および報告ならびに応急対策を実施する。

(2) 緊急調査・点検と緊急措置

各処理区で定める業務継続計画における非常時対応計画にしたがい、緊急調査・点検と緊急措置等を実施する。

(3) 本復旧

本復旧にあたっては、下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）に基づき、復旧水準や復旧方法を総合的に検討して行う。

(4) その他

感染症の拡大時においては、各処理区で定めている「新型インフルエンザ等対策行動計画」に従い災害対応する。

7 農業用集落排水処理施設応急対策

(1) 被害情報の収集・情報連絡体制

施設管理者からの通報および自らの調査により得た情報を整理し、県地方本部を通じて県本部に報告する。

(2) 応急対策

施設管理者は、主要施設について、緊急調査を実施し被災状況を把握するとともに二次災害の危険があると判断される場合は、緊急措置を行う。

復旧に急を要する箇所については、災害関連農村生活環境施設復旧事業の災害査定を受ける前に、農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い応急工事に着手する。

復旧後の施設の供用開始にあたって、水質の保全に留意して管内の清掃、塩素消毒を十分に行う。また、供用の開始にあたっては、下水道管理者に事前に連絡を行う。

第5節 復旧への足がかり

第1 住宅対策

担当部	建設部、 <u>健康福祉部</u>
主な連携先	県

市または県は、災害により住宅が滅失または破損した世帯に対して、応急仮設住宅を設置・供与するため、応急仮設住宅の設置・供与に係る計画を策定し、それに基づいて応急仮設住宅を建設する。

なお、応急仮設住宅の設置・供与に係る計画の策定にあたっては、民間賃貸住宅等の空き室等の活用を考慮するとともに、高齢者・障がい者等の要配慮者に対する配慮を行う。

また、迅速な被災者の住宅の確保や災害時の復興に必要な他の建築物のための用地確保、省資源、既存住宅の利活用、地域コミュニティの維持等に配慮するため、被災した住宅の障害物の除去、被災した住宅の応急修理、公営住宅等の一時提供、賃貸型応急住宅、建設型応急住宅の順に優先して被災者に対する住宅の提供を行う。

1 応急仮設住宅の設置・供与

(1) 入居対象者

災害により、住家が被害を受け、居住する住家がない被災者のうち、次の3つの要件を満たす者とする。

なお、災害救助法が適用された場合は、災害により、住家が全壊、全焼または流出し、居住する住家がない者であって、みずからの資力では住宅を得ることができない者を原則とする。

- 1) 居住していた住家が焼失、倒壊して居住不能の状態にある。
- 2) 相当期間滞在することができる親類、知人等の居宅がない。
- 3) 住宅を賃借し、または購入するための資力がない。

(2) 入居者の選定

十分な調査を基本として行い、必要に応じ民生委員・児童委員の意見を徴する等、被災者の資力、その他の生活条件を十分に調査の上、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。なお、その際、可能な限り被災者の生活の継続性に配慮するとともに、応急仮設住宅のうち一定の割合については要配慮者を優先的に入居させるよう努める。

災害救助法が適用された場合は、県が、入居者の選定を実施するが、市へ委託された場合は市がこれを行う。

(3) 応急仮設住宅の設置・供与

市は、災害被害の程度に応じて、応急仮設住宅の設置・供与の必要性の有無を判断し、有と判断した場合、応急仮設住宅の設置・供与を行う。

県は、災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅を設置・供与する。

市は、県の実施する応急仮設住宅の建設を円滑に進めるための遊休地等の用地を迅速に確保する。

1) 住宅の一時提供および賃貸型応急住宅の供与

災害が発生した場合には、公営住宅等の一時提供を行うとともに、災害時応援協定を

締結している関係団体の協力を得て、民間賃貸住宅を借り上げて賃貸型応急住宅として供与する。

2) 建設型応急住宅の設置・供与

災害が発生した場合には、応急仮設住宅の建設適地として、2次災害の危険性の少ない場所を選定し、災害時応援協定を締結している関係団体の協力を得て、建設型応急住宅を設置・供与する。

(4) 応急仮設住宅における要配慮者への配慮

要配慮者が生活する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者等を派遣し、それら要配慮者の日常生活機能の確保、健康の維持に努める。

(5) 規模、費用の限度、設置時期、供与期間等

応急仮設住宅の設置・供与の際の建設戸数、規模、費用の限度、設置時期、供与期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」(平成 25 年 10 月 1 日付内閣府告示第 228 号) 第 2 条第二号による。

資料集 (P●) 3-11 「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」参照

(6) 応急仮設住宅からの退去

応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるためのものであって、その目的が達成されたときは、供与を終えるべき性格のものであるため、市は入居者にこの主旨を徹底させるとともに、入居者の自立に向けて住宅の斡旋等を積極的に行う。

2 被災住宅の応急修理

(1) 対象者

災害のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

(2) 応急修理

災害救助法が適用された場合は、県が、被災した住宅の日常生活に必要最小限度の部分に対し、応急修理を実施するが、市へ委託された場合は、市がこれを行う。

市は、被災家屋の居室、炊事場、便所等 日常生活に必要最小限度の部分に対し、応急修理を実施し、居住の安定を図る。

(3) 費用の限度、期間等

費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」(平成 25 年 10 月 1 日付内閣府告示第 228 号) 第 7 条による。

資料集 (P●) 3-11 「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」参照

3 被災住宅の障害物の除去

(1) 対象者

災害により居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所または玄関に土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下、この号において「障害物」という。）が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者。

(2) 障害物の除去

市は、被災した住宅の居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分または玄関について障害物の除去を実施し、居住の安定を図る。

災害救助法が適用された場合、県は、被災した住宅の生活に欠くことのできない部分または玄関について障害物の除去を実施するが、市へ委託された場合は、市がこれを行う。

（３）費用の限度、期間等

費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」（平成 25 年 10 月 1 日付内閣府告示第 228 号）第 12 条による。

資料集（P●）3-11 「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」参照

第 2 災害廃棄物処理

担当部	危機管理局、市民部、環境経済部、建設部
主な連携先	国、県、廃棄物処理事業団体、市社会福祉協議会

市は、災害時には、大量に発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理し、住民の生活環境の保全および公衆衛生上の支障の防止を図るとともに早期の復旧・復興を図る。

なお、災害廃棄物処理に関する詳細な事項については、環境省が定める「災害廃棄物対策指針」等を踏まえて策定した栗東市災害廃棄物処理計画による。

1 組織体制・指揮命令系統・連絡体制の確立

職員の安否確認・参集状況等を確認の上、災害廃棄物処理に係る担当職員を配置し、指揮命令系統を確立する。

また、迅速かつ的確な対応をするため、連絡・通信手段を確保の上、速やかに市本部、県、国、廃棄物処理事業団体等との連絡体制を確立する。

2 情報収集・連絡調整等

市、県、廃棄物処理事業団体等から災害廃棄物処理に関する必要な情報を収集し、連絡調整を行う。

状況は時間経過とともに変化するため、継続的に情報を更新する。なお、必要に応じて担当職員等を現地に派遣し、直接情報収集を行う。

また、必要に応じて、市、県、国、廃棄物処理事業団体等による会議開催等により、情報の集約や調整等を図る。

3 災害廃棄物発生量・要処理量・処理可能量の把握

（１）初動対応から応急対応段階

被害状況等に基づき、災害廃棄物発生量・要処理量の推計を行うとともに、施設の能力・稼働状況等を踏まえた処理可能量の推計状況を把握し、取りまとめる。

また、避難所の開設状況や避難者数に基づき、し尿や避難所から生じる生活ごみ等の発生量の推計状況を把握し、取りまとめる。

（２）復旧・復興段階

損壊家屋等の解体・撤去や処理の進捗状況・見通し、仮置場や廃棄物処理施設における

保管量、処理施設の復旧状況などの情報に基づき、がれき等の災害廃棄物発生量、要処理量、処理可能量の見直し状況を把握し、取りまとめる。

また、避難所や避難者数の状況を踏まえて、し尿や避難所から生じる生活ごみ等の発生量の見直し状況を把握し、取りまとめる。

4 処理体制の構築

(1) 一般廃棄物処理施設の復旧等

環境センター等の処理施設に被害が生じた場合は、県に報告するとともに、迅速に復旧に努める。

なお、復旧にあたっては事故防止等安全対策に十分注意をしながら施設の稼働を図る。

(2) 仮置場の設置

施設の処理状況や災害廃棄物の発生量の推計を基に、必要となる面積を有する仮置場を設置する。

なお、仮置場を廃止する際は、土壌分析等の必要な措置など関係法令を遵守して原状復旧する。

(3) 収集運搬体制の構築等

一般廃棄物処理施設や道路の被害状況、仮置場の位置等を踏まえ、収集運搬の方法・ルートや必要な資機材の確保等を含む収集運搬体制を確立する。

なお、市単独で収集運搬体制の確保ができないときは、県に応援を要請する。

また、通行上支障がある災害廃棄物を速やかに撤去し、処分するなど、災害廃棄物の収集運搬に必要な道路の復旧および収集運搬車両等の燃料確保について、必要に応じて、県や関係機関と調整を図る。

(4) 生活ごみ等の処理

生活ごみ等は、避難所の開設状況、処理施設、運搬ルートの被害状況、安全性等を考慮し、収集運搬体制・収集ルート等を確保して、適切に処理する。

なお、廃棄物の腐敗に伴う悪臭・害虫の発生や、生活環境および公衆衛生の悪化に伴う感染症の発生が懸念される場合は、殺虫剤や消石灰、消臭剤、脱臭剤等の散布などの対応を行う。

(5) し尿処理

避難者数を踏まえ、避難所等の必要な場所に仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。

また、仮設トイレ設置状況やし尿発生量の推計を踏まえ、し尿の収集および処理を実施する。

5 住民への情報提供

県と連携し、災害廃棄物の収集・分別方法、仮置場の設置場所・運用ルール、不適正処理防止、相談窓口、有害廃棄物への対応、災害ボランティアに関する情報等について住民へ情報提供を行い、廃棄物の適正な排出・分別等を促す。

6 災害ボランティアへの情報提供

災害廃棄物処理に係る災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、市が定めた災害廃棄物の分別方法や搬出方法、搬出先（仮置場）、保管方法、安全上の注意事項等について、市災害ボランティアセンター等と連携して情報提供を行う。

7 災害廃棄物処理に係る受援・支援体制

県・県内市町・一部事務組合間や、県と廃棄物処理事業者団体との受援・支援体制が、災害発生時に迅速かつ適切に機能するよう平常時から情報交換等を行う。

「栗東市災害廃棄物処理計画」に基づき、市との間に締結している協定等に基づく受援・支援体制についても適宜情報交換を行い、その構築を図るとともに、民間事業者や近隣市町と新たな受援・支援体制の構築に向けた協議の検討を進める。

8 災害廃棄物処理に係る応援要請

災害廃棄物発生量・要処理量・処理可能量、処理体制構築等の状況を踏まえて、市単独で処理不能の場合には、県に応援を要請する。

また、災害により甚大な被害を受け、災害廃棄物処理が困難となった場合は、地方自治法に基づいて県に事務の代行等を要請する。

9 災害廃棄物処理実行計画の策定

大規模災害が発生し、大量の災害廃棄物の発生が見込まれる場合、災害廃棄物を計画的に処理するために、災害廃棄物処理計画や災害廃棄物発生量、廃棄物処理体制の被害状況、処理可能量、仮置場設置状況、関係機関・廃棄物処理業者団体等との調整、国の方針（当該災害に係る災害廃棄物処理指針）等を踏まえ、処理の基本方針、処理期間、処理方法等に係る「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。

10 災害廃棄物処理の実施

災害廃棄物処理実行計画等を踏まえて、災害廃棄物処理に係る下記の実施を行う。

（1）建築物等の解体・撤去

建築物の解体・撤去について、分別や有害物質、危険物質等の考慮、倒壊の危険性のある建築物等からの優先的な解体・撤去の実施、特に石綿の含有が懸念される場合に大気汚染防止法等に従い、必要な手続や他の廃棄物への混入を防ぐための必要な措置がとられるよう努める。

（2）災害廃棄物の適正な処理・処分

災害廃棄物を可能な限り再資源化し、最終処分量の低減を図るよう努めるほか、有害廃棄物・危険物等は飛散・流出や事故の未然防止のため、優先的に回収を行い、保管または早期処分に努める。

また、周辺環境や健康への影響を及ぼさないよう、撤去、収集運搬、保管、処理において、専門業者委託や保管事業者等と連携するなど適切に対応する。

（3）仮置場の運営・管理

以下の点を踏まえた仮置場の適切な運営・管理を行う。

- 1) 運営に必要な資機材（重機、トラック等）・人員（管理者、作業人員、車両誘導員、夜間警備員等）などの確保
- 2) 一次仮置場では被災現場から搬入されたものを保管や粗選別、二次仮置場では一次仮置場から搬入した災害廃棄物の保管や処理（破砕・選別）を実施
- 3) 二次仮置場を設置する際は、仮設処理施設（仮設焼却炉、仮設破砕・選別機）の必要性、必要基数および設置箇所を検討
- 4) 仮設焼却炉の規模は、災害廃棄物の発生量、処理期間、既存施設の処理能力、被災地の状況等を考慮して設定（設置決定後は、関係法令に基づく手続（環境影響評価、都市計画決定等）、工事発注作業、設置工事等の適切な運営・管理）
- 5) 火災の未然防止や余震等に備えた安全対策、関係法令を遵守した環境対策
- 6) 持ち込まれる災害廃棄物の収集箇所、搬入者、搬入量の記録（重量管理）、災害時の便乗投棄等による廃棄物の混入防止

(4) 環境対策・モニタリング

建物の解体・撤去現場、仮置場、仮設処理施設などの災害廃棄物処理の現場で、周辺環境への影響や労働災害の防止の観点から、環境対策やモニタリング調査等の実施に努める。

(5) 災害廃棄物処理に係る予算確保等

県や国と連絡調整を行い、国の災害等廃棄物処理事業費補助金や廃棄物処理施設災害復旧費補助金等の財政措置の制度や補助金申請手続き等について把握する。

第3 学校等における応急対策

担当部	<u>こども家庭局</u> 、教育委員会
主な連携先	県（教育委員会）、文教施設の施設管理者

市は、災害時には、保育園、幼稚園、小学校、中学校において、乳児・幼児・園児・児童・生徒（以下、「児童等」という。）の生命の安全の確保と教育・保育活動の確保について万全を期する。

1 児童等の安否確認

災害が発生したときは、校・園長の報告をもとに、教職員や保育士（以下「職員等」という。）、児童等の被害状況を把握する。

なお、校・園長は、災害時における児童等の安全確保を図るため、あらかじめ定めた防災計画にしたがい、緊急避難、休校・休園等の応急措置を行う。

学校等で実施する児童等の安全確保対策は、資料編資料集に示す。

資料集（P●）3-34 「学校等で実施する児童等の安全確保対策」参照

2 文教施設等の応急対策

所管する学校施設、児童福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、文化施設等の文教施設の施設管理者と連絡調整し、施設や設備の被害状況を速やかに把握し、施設被害情報を整理する。

文教施設の施設管理者は、早期に施設の被災状況の把握に努めるとともに、必要に応じ

て、被災施設の応急修理を速やかに実施する。

3 応急教育

(1) 学校施設の確保

学校施設が災害により被害を受けた場合は、次の方法により校舎等の確保に努める。

1) 校舎および園舎（以下「校舎等」という。）の一部が利用できない場合

特別教室、屋内体育施設を利用し、それでも不足するときには、二部授業等の代替方法による。

2) 校舎等の全部または大部分が利用できない場合

体育館・コミュニティセンター等の公共施設を利用し、または隣接学校の校舎、幼稚園の園舎等を利用する。

3) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合

避難先の最寄りの学校および幼稚園または被災を免れた体育館やコミュニティセンター等の公共施設を利用する。

なお、利用すべき施設がないときは、応急仮校舎等の建設を行う。

さらに、市内に適当な施設がない場合は、県（教育委員会）に施設の斡旋を要請する。

(2) 職員等の確保

各学校長と連絡調整し、教職員の被災状況を把握するとともに、災害により、教職員に欠員が生じる場合は、県（教育委員会）と緊密な連絡をとり、教職員の確保に努める。

4 応急保育

園舎のインフラの復旧状況、避難所の利用状況により、保育再開が困難な施設がある場合は、他の施設の利用等に関する調整や臨時のクラス編成を行うなど、状況に応じた応急保育を実施する。

5 教科書等の調達および支給

(1) 教科書等の確保

教科書の喪失、棄損の状況を速やかに調査し、県（教育委員会）に報告するとともに、教科書取扱店に連絡する。

県（教育委員会）は、市の報告に基づき、補給の必要のある種類、冊数をまとめて滋賀県教科書特約供給所（滋賀教科図書販売株式会社）に補給を依頼する。

災害救助法が適用された場合、県（教育委員会）は、所要の教科書の確保と災害救助法による救助業務の円滑な処理に協力する。

(2) 学用品の支給

学用品を喪失または棄損し、しかも災害のためただちに入手困難な状況にある児童等の人員、品目等を調査・把握し、この確保に努める。

災害救助法が適用された場合、知事から権限の事前委任を受けている市長が支給の措置をとる。

(3) 授業料等の減免

被災により授業料等の減免が必要と認められる者については、関係条例および規則の定

めるところにより、授業料減免の措置を講ずる。

第4 文化財の応急対策

担当部	教育委員会
主な連携先	国、県、文化財所有者・管理者

文化財が被災した場合は、その所有者および管理団体は、ただちに所轄の消防本部等に通報するとともに、被害の拡大防止に努め、関係機関とも協力して、被害状況を速やかに調査し、市に報告する。

市は、その結果を取りまとめの上、県指定の文化財にあつては県へ、国指定の文化財にあつては県を経由して文化庁へ報告する。

また、関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するため協力して応急措置を講ずる。

なお、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災調査が実施される場合は、要領に則り、関西広域連合加盟府県の応援を受けながら被災調査を行う。

第5 ボランティアの受入れ

担当部	危機管理局、市民部、健康福祉部
主な連携先	県、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、自主防災組織

市は、災害時には、ボランティア活動の重要性に鑑み、被災者の救援等を行うための自発的なボランティア活動が円滑に行われるよう、市社会福祉協議会等関係団体と連携し、必要な対策を講じる。

1 専門ボランティアとの協力

災害応急対策において必要性の高い特定の専門技能を有するボランティア（被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、外国語通訳ボランティア、カウンセラー、柔道整復師等）の派遣が必要な場合は、県に専門ボランティアの派遣を要請する。

2 災害ボランティアセンターの設置と運営

市内で大規模な災害が発生し、全国各地から被災者の救援等のため被災地に赴く災害ボランティアが多数予想される場合、市社会福祉協議会等と連携して、災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアに関する情報提供、相談、登録等を行い、その活動を支援する。

また、ボランティア活動の拠点や必要な資機材の提供に努めるほか、活動にあたってのボランティア保険制度の普及を図る。

（1）市災害ボランティアセンターの設置

災害発生後、多数の災害ボランティアの申し出が予想される場合には、栗東市総合福祉保健センター内に災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動に関する情報提供、相談、登録等の業務を行う。

その際、市は、センターの業務に必要な専用電話回線等を確保するとともに、報道機関

と連携を図って、ボランティア関連情報の広報活動を行う。

(2) 市災害ボランティアセンターの運営

市災害ボランティアセンターは、市および市社会福祉協議会が共同して運営する。

また、市災害ボランティアセンターは、ボランティアの必要数、支援業務内容、受付場所、受入体制等について速やかに県災害ボランティアセンターに連絡する。

なお、運営にあたっては、「現地災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」および「災害ボランティアコーディネーターハンドブック」を基本資料とする。

(3) 災害ボランティアの受入れ・派遣に当たっての基本事項

市災害ボランティアセンターは、ボランティアの受入れ、派遣に当たって、特に次の事項を遵守するよう努める。

なお、ボランティアの受入れ、派遣にあたっては「災害ボランティアコーディネーターハンドブック」を基本資料とする。

また、ボランティア活動に関する事項は「災害ボランティア活動ハンドブック」を基本資料とする。

- 1) 被災地の住民・自治会等住民自治組織との話し合いを十分におこない、ボランティア受入れについての意向に配慮すること。
- 2) 時間の経過とともに変化するボランティアニーズを、被災者のペースに合わせながら丁寧に把握するよう努めること。
- 3) ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を持ったうえで、被災地住民に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知すること。
- 4) ボランティアが最大限に力を発揮できるよう、ボランティアの持っている力を把握し、活動の質を高めるオリエンテーションをするよう努めること。
- 5) ボランティア、特にボランティアコーディネーターに対して、レスパイトケア（一時的に現地を離れて休息をとる）の期間を持つよう配慮すること。
- 6) 市災害ボランティアセンターは、災害ボランティアと自主防災組織等住民との連携や円滑な関係づくりに努めること。
- 7) 市は、災害ボランティアと自主防災組織等住民との連携や円滑な関係づくりに努めること。

第6 義援金品の配分

担当部	<u>健康福祉部</u> 、 <u>教育委員会</u>
主な連携先	県、日本赤十字社、県共同募金会、県社会福祉協議会、市共同募金委員会

市は、災害時には、被災地の状況等を十分考慮し、災害義援金品の募集・受入れを行う。

また、義援金品の受付については、市、県その他関係機関が受付窓口を設けて行う。

受け付けた義援金品については、被災地の状況に応じて被災者への公平性に配慮しつつ配分を行う。

1 義援金の募集・配分

(1) 義援金の募集

被災地の状況を十分考慮しながら、県および日本赤十字社、県共同募金会等の関係団体と募集・配分委員会を構成し、各機関が協力共同して、義援金の募集を行う。

その際、県、日本赤十字社、県共同募金会等の県単位機関において義援金の募集を行うことを原則とするが、補足的に市においても行う。

(2) 義援金の受付

県および関係機関とともに、必要に応じ受付窓口を開設し、受付を行う。

義援金を受け付けた場合には、各機関は義援金についてその都度県単位機関へ引き継ぎを行い、それにより難い場合には金融機関等へ預け入れる等確実な方法で保管を行う。

また、受付に当たっては、寄託者に対し受領書を発行し、授受について必要な記録を整備する。

(3) 義援金の配分

協議会が決定した配分方針にしたがい、被災者等に対して、義援金を配分する。

なお、配分の対象としては、死者（遺族）、災害により障がい者となった者、重傷者、住家を失った世帯、住家を半壊または半焼した世帯、床上浸水等の被害を受けた世帯のほか災害の状況に応じて、募集・配分委員会

2 義援物資の募集・配分

(1) 義援物資の募集

県や関係機関と連携して、災害発生後速やかに被災地の状況を把握し、必要に応じて、義援物資の募集を行う。

義援物資の募集を行う際は、報道機関等を通じ、以下の内容について広報を行う。

- 1) 被災地において必要とする物資
- 2) 被災地において不要である物資
- 3) 当面必要でない物資
- 4) 義援物資送付の際の留意事項
 - ア 送付者における仕分の徹底
 - イ 腐敗物、危険物等の送付の差し控え
 - ウ その他の留意事項

(2) 義援物資の受付

県と連携して、必要に応じて、義援物資の受付窓口を設け、義援物資の受付を行う。

その際、大量の義援物資が予想される場合には、ボランティア等の協力により仕分を行う体制を整備する。

なお、市単独では、物資の搬入、集積および仕分け等が困難な場合には、県および近隣市町に協力を要請する。

(3) 義援物資の配分

寄せられた義援物資を速やかに被災者に配分する。

配分に当たって被災者の状況等について十分に配慮し、公平な配分を行う。

第4章 災害復旧計画

本章では、災害が発生したあとの**復旧段階（発災後おおむね1週間以降）の対策**について定めている。

具体的には、被災した公共施設の復旧、地域住民の生活を安定化させるための措置、地域社会を速やかに復興させるための対策を計画している。

第1節 被災者の生活再建支援

第1 市民生活の支援

担当部	危機管理局、市民部、健康福祉部
主な連携先	国、県、中消防署、市社会福祉協議会

市は、災害により被害を受けた者に対し、罹災証明書を発行するとともに、被災者の被害の程度に応じ、災害弔慰金、災害見舞金、被災者生活再建支援金等の支給、各種資金の貸付、市税等の徴収猶予および減免等を行い、住民の生活の安定を図る。

なお、被災者の生活再建支援は、各種証明書の発行や届出等の行政手続きを1カ所で行えるように総合相談窓口を設置する。また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者への各種援助・助成制度の周知徹底を図る。

1 罹災証明書の発行・被災者台帳の作成等

被災者の応急的かつ一時的な救済を目的として、災害救助法による各種施策や市税の減免等に必要となる罹災証明書を遅滞なく発行する。

なお、火災に起因するものについては、中消防署が消防法による火災損害調査結果に基づき、罹災証明書を交付する。

(1) 災害に係る住家の被害認定調査

被災した建築物について、罹災証明書の発行と連携した住家の被害認定調査を実施する。

被害程度の調査・判定は、内閣府の「災害の被害認定基準」および「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等を踏まえて実施する。

なお、被害規模に比べて調査員が大幅に不足する場合には、県、近隣市町および民間団体に応援協力を要請する。

(2) 罹災証明書の発行

住家の被害認定調査により被害が明らかになった住民に対して「罹災証明書」を交付する。

(3) 被災者台帳の作成

住家の被害認定調査や固定資産課税台帳を基に、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努め、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

資料集（P●）4-1 「被害家屋調査実施概要」参照

資料集（P●）4-2 「罹災証明書様式」参照

資料集（P●）4-3 「被災者台帳作成にかかるデータ項目の例示」参照

2 災害弔慰金等の支給、生活資金の貸付

栗東市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により死亡した住民の遺族に

第4章 災害復旧計画

第1節 被災者の生活再建支援

対して災害弔慰金を支給する。また、災害により精神または身体に著しい障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

また、災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し、自立助成の資金として災害救助法の適用時は災害援護資金を貸付ける。また、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金を貸付ける。

資料集（P●）4-4 「災害弔慰金の支給内容」参照
資料集（P●）4-5 「災害障害見舞金の支給内容」参照
資料集（P●）4-6 「災害援護資金の貸付内容」参照
資料集（P●）4-7 「生活福祉資金の貸付内容」参照

3 被災者生活再建支援金の支給

災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援する。

なお、被災者生活再建支援法が適用されない自然災害で、県内で5世帯以上の住宅に全壊の被害が発生したとき、または、その他知事と市長の協議により特に必要と認めたときは、滋賀県被災者生活再建支援制度を活用し、被災者生活再建支援金を支給する。

資料集（P●）4-8 「被災者生活再建支援金の支給内容」参照
資料集（P●）4-9 「滋賀県被災者生活再建支援制度による支給内容」参照

4 市税等の徴収猶予・減免等

法令および条例の規定に基づき、被災者の納付すべき市税や保険料等の申告、申請、請求等に関する期日の延期、徴収猶予および減免等を行い、被災者の負担の軽減を図る。

第2 住宅の復興

担当部	建設部、市民部
主な連携先	県、住宅金融支援機構

市は、被災者の生活安定を図るうえで、最も重要な生活基盤である住宅の速やかな復興を推進する。住宅復興計画の策定を通じて再建の全体ビジョンを明確にするとともに、公営住宅等の新規建設や空き部屋等の活用および民間住宅の再建に対する支援、相談・情報提供等の事業を推進する。

また、住宅再建の支援のため、市税の減免等の措置を講ずる。

1 住宅復興計画の策定

県と連携して、持家（戸建・マンション）、借家（公営・民間）等の区分に基づき住宅の全壊・半壊等の被害状況を調査・把握したうえで、復興の方針や具体的な手順、スケジュールを盛り込んだ住宅復興計画を策定する。

なお、無秩序な被災地の復旧を防止するため、市街地の都市計画、区画整理事業のために必要と認められるときは、建築基準法第84条の規定に基づき区域の指定を行い、建築の制限を行う。

2 公営住宅等の建設・活用

県と連携して、既存公営住宅の迅速な復旧を行うとともに、被災を免れた公営住宅の空き室の有効利用に努める。

また、地域優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅等の公的賃貸住宅への特例入居等の措置を迅速に講ずる。

さらに、住宅復興計画に基づき、新たな公営住宅の建設促進に努める。

なお、公的賃貸住宅が不足すると判断される場合は、民間住宅の買取、借上等により公営住宅の充実を図る。

3 被災者住宅の再建支援

県、独立行政法人住宅金融支援機構と連携して、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金に関する融資制度の利用条件や手続きなどを把握するとともに、相談体制を確立し、被災者への災害復興住宅資金の周知徹底を図る。

また、地域優良賃貸住宅供給制度の活用等により、民間賃貸住宅の復興を促進する。

4 住宅再建に関する相談・情報提供

県、独立行政法人住宅金融支援機構と連携して、住宅再建に関する相談・指導内容について協議を行い、被災者の相談に対応する。

5 市税の減免等の措置

市は、必要に応じ、法令および条例の規定に基づき、被災した不動産についての市税の減免等を行い、被災者の負担の軽減を図る。

第3 雇用の安定と雇用機会の確保

担当部	環境経済部
主な連携先	国、県

市は、大規模災害が発生した場合、その直接的・間接的影響により事業所の閉鎖・移転、規模縮小などが生じ、雇用環境の不安定化が想定されるため、労働者の雇用維持、失業予防を図られるよう、求職者、新規学卒者、事業主等への支援を行い、被災者の雇用機会の確保を促進する。

1 被災状況の把握

県と連携して、企業や労働者の被災状況を把握し、国の対策の活用が図られるよう努める。

その際には、滋賀労働局にも被災状況を提供し、協力依頼をする。

2 新規学卒者の就職支援

県、滋賀労働局と連携して、被災企業等に対する内定・採用の遵守等の指導および新卒者等への就職を支援するため以下の措置を行う。

第4章 災害復旧計画
第1節 被災者の生活再建支援

- (1) 被災事業所の状況把握
- (2) 今後の新卒者採用意向の把握
- (3) 就職未内定者の採用および採用内定取消し回避に関する要請
- (4) 求人情報の連絡

第4 郵政事業の特例措置

担当部	危機管理局
主な連携先	日本郵便株式会社

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合、その被害状況ならびに被災地の実情に応じて、郵政事業に係る災害特別事務取扱いおよび被災者支援を実施する。

市は、日本郵便株式会社が郵政事業に係る災害特別事務扱いなどを実施したときは、住民にその内容を周知する。

資料集（P●）4-10 「日本郵便株式会社が行う災害特別事務取扱い」参照

第5 治安の確保および交通対策

担当部	危機管理局、建設部
主な連携先	県、草津警察署

市は、県、草津警察署と連携し、被災地における治安対策および交通対策を継続して行う。

1 復旧・復興事業からの暴力団排除

県および草津警察署の助言・指導に基づき、復旧・復興事業に関する全ての事務事業について、受注者や下請業者等を把握し、個別に施行している「暴力団排除条例」の規定を厳守して、草津警察署に対し「事務事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、受注者等に係る暴力団関係の照会等を実施して、暴力団等の排除措置を徹底する。

2 交通対策

県、草津警察署、道路管理者と連携し、被災地の復旧・復興関連事業の促進による県内の交通量の増加、交通事情の変化等に対応するため、道路の整備、通信施設の増設等交通環境の整備を推進する。

3 防犯対策

被災地や指定避難所の周辺のパトロール等の防犯対策は、草津警察署と連携し、地域住民、自主防災組織等の協力を得て、実施する。

第2節 企業等の再建支援

第1 商工業の再建支援

担当部	環境経済部、 <u>市民部</u>
主な連携先	県、栗東市商工会、株式会社日本政策金融公庫

市は、被災により事業活動に大きな支障をきたしている市内商工業者に対し、速やかな被災状況の把握を行うとともに、資金融資や市税等の徴収猶予および減免等の措置、相談・情報提供事業の実施を通じて経営の安定を図り、再建を支援する。

1 被災状況の把握

県、栗東市商工会等と連携して、被災商工業者への再建支援を行うため、市内商工業者の被災状況を速やかに把握する。

2 再建資金の融資

県、栗東市商工会等と連携して、県の中小企業振興資金融資制度(セーフティネット)、株式会社日本政策金融公庫などの各種融資の斡旋等を推進する。

3 市税等の徴収猶予・減免等

法令および条例の規定に基づき、市税についての期限の延長、徴収猶予および減免等を行い、被災者の負担の軽減を図る。

4 再建に向けた相談・情報提供等の実施

県、栗東市商工会等と連携して、被災事業者の早期経営再建を支援するための相談窓口を設置し、各種相談、支援制度等の情報提供等を行う。

第2 農林業の再建支援

担当部	環境経済部、 <u>市民部</u>
主な連携先	県、滋賀県農業共済組合、 <u>レーク滋賀</u> 農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫

市は、被災により事業活動に大きな支障をきたしている市内農林業者に対し、速やかな被災状況の把握を行うとともに、資金融資や市税等の徴収猶予および減免等の措置、相談・情報提供事業の実施を通じて経営の安定を図り、再建を支援する。

1 被災状況の把握

市内各地の農林業に関する被災状況の把握は、「滋賀県農水産業関係災害調査報告実施要領」に従い、関係機関と連携して速やかに情報収集を行う。

2 再建資金の融資

県、滋賀県農業共済組合、レーク滋賀農業協同組合と連携して、被災した農林業者等の再建支援を図るため、天災融資法による融資や株式会社日本政策金融公庫による災害資金等の各種制度融資の斡旋等を推進する。

資料集（P●）4-11 「天災融資法による融資制度」参照

3 市税等の徴収猶予・減免等

法令および条例の規定に基づき、市税についての期限の延長、徴収猶予および減免等を行い、被災者の負担の軽減を図る。

4 再建に向けた相談・情報提供等の実施

レーク滋賀農業協同組合と連携して、被災した農林業者の事業の再建を進めるため、速やかに相談窓口を設置し、その周知に努める。

なお、県は、被災した農林業者の事業の再建を進めるため、各種相談に適切に対応するとともに支援制度等の情報提供に努め、支援体制の強化を図る。

また、滋賀県農業共済組合は、農業保険法に基づく農業共済について、災害補償業務を行う。

第3節 公共施設の災害復旧

第1 災害復旧事業に係る査定

担当部	危機管理局、市長公室、政策推進部、総務部、市民部、健康福祉部、環境経済部、建設部、上下水道事業所、こども家庭局、教育委員会
主な連携先	国、県

市は、法律等により災害復旧事業に係る費用が一部負担または補助されるものについては、災害復旧事業費の決定および決定を受けるための査定計画を策定する。

また、国、県等に公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急調査の実施を要請する。

■公共施設の災害復旧事業の種類

事業・内容	根拠法令等	関係省庁
公共土木施設災害復旧事業 河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	国土交通省 農林水産省
農林水産業施設等災害復旧事業 農地、農業用施設、林業用施設、共同利用施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農林水産省
文教施設等災害復旧事業 ①公立学校施設災害復旧事業 ②その他（文化財等）	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	文部科学省
厚生施設等災害復旧事業 ①社会福祉施設等災害復旧事業 生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者支援施設、知的障害者支援施設等 ②環境衛生施設等災害復旧事業 ③医療施設災害復旧事業 ④その他（水道施設、感染症指定医療機関）	生活保護法 児童福祉法 老人福祉法 身体障害者福祉法 知的障害者福祉法等	厚生労働省 環境省
その他の施設に係る災害復旧事業 ①都市施設災害復旧事業（街路、都市排水施設等） ②公営住宅災害復旧事業	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針 都市災害復旧事業事務取扱方針 公営住宅法	国土交通省

第2 激甚災害の指定

担当部	危機管理局、市長公室、政策推進部、総務部、市民部、健康福祉部、環境経済部、建設部、上下水道事業所、こども家庭局、教育委員会
主な連携先	国、県

市は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法）」に基づく激甚災害の指定を受けるため、被害状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

1 激甚災害等に関する調査の実施

県が行う激甚災害および局地激甚災害に関する調査等について協力する。

なお、激甚災害および局地激甚災害に係る財政援助措置の対象は資料編資料集に示す。

資料集（P●）4-12 「激甚災害に係わる財政援助措置の対象」参照
資料集（P●）4-13 「局地激甚災害に係わる財政援助措置の対象」参照

2 激甚災害等に係る財政措置

激甚災害または局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに特別財政援助額の交付に係る調書等を作成し、県の関係部局に提出する。

第3 災害復旧資金計画

担当部	<u>総務部</u>
主な連携先	国、県

市は、災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するため起債その他所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施に努める。

第4 災害復旧事業の実施

担当部	<u>危機管理局</u> 、総務部、 <u>市民部</u> 、 <u>健康福祉部</u> 、環境経済部、建設部、上下水道事業所、 <u>こども家庭局</u> 、 <u>教育委員会</u>
主な連携先	国、県

市は、災害発生後被災した施設の原型復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図る。

1 災害復旧事業計画の作成

災害復旧事業を早期に実施するため、適正な人員の配備や応援協力など、必要な体制を整え、被災施設の災害復旧事業計画を速やかに作成する。

なお、災害復旧事業計画の策定に当たり、「復旧・復興ハンドブック」（内閣府）等を参考とする。

2 災害復旧事業の実施

災害復旧事業は、「復旧・復興ハンドブック」（内閣府）等を参考として、に災害の状況、被害の発生原因等を考慮し、速やかな効果が発揮できるよう、関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

第4節 災害復興

第1 計画的な地域復興の推進

担当部	危機管理局
主な連携先	国、県

市は、大規模災害が発生した場合、復興に向けた地域別の具体的な指針、手順、基本目標等を検討し、速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

1 地域の復興の基本的方向の決定

(1) 地域の被災状況の迅速な把握

県と連携して、長期的な展望の上に立った復旧・復興の基本方向の決定、復興計画を策定の基礎資料となる被災地の詳細な情報を関係機関と収集し、整理分析を行う。

(2) 住民の意向の把握

県と連携して、被災した住民など関係者との話し合いの場を設定して、住民意向の適正な把握を行い、復旧・復興の方向に対する理解の増進と合意の形成に努める。

(3) 基本方針の策定

復旧・復興の基本方針の策定にあたって、県や関係機関等との緊密な意思疎通を図り、地域の実情や住民の意向等を踏まえた統一的かつ整合性のとれた基本方針を策定する。

2 復興計画の策定

(1) 復興に向けた地域別指針の策定

県や関係機関等との緊密な連携を図り、地域の復旧・復興に向けた基本方向を具体化するための地域別指針を策定する。

(2) 復興の手順、基本目標の検討

優先的に復旧すべき施設等の順序づけや、まちづくりの基本目標、復興事業のスケジュール等を盛り込んだ復興計画を策定する。

(3) 計画推進のための体制の整備

復興計画に基づき効果的に各事業を遂行するため、県と市が中心となり、防災関係機関等との事業推進体制の確立に努める。

その際、地域との窓口、ボランティアとの連携のあり方、復興事業のための資機材の確保、マンパワーの動員等の体制を確立する。

(4) 住民への情報提供

県と連携して、定期的に住民との話し合い等の機会を設定して十分な意思疎通を図るとともに、復興計画に関する情報提供、PR・啓発活動等を行い計画内容の周知徹底を図る。

第2 原子力災害時の中長期対策

担当部	危機管理局、総務部、健康福祉部、環境経済部、上下水道事業所
主な連携先	国、県、原子力事業者

市は、国や県と協議のうえ、原子力災害事後対策実施区域を設定し、原子力災害により放射性物質または放射線に汚染された物質の除去、各種制限措置の解除等の計画を定めるとともに、住民の感情に配慮し、社会秩序および経済活動の回復を図るための復旧・復興活動を実施する。

1 環境放射線モニタリングへの協力

原子力緊急事態解除宣言後、県が原子力事業者その他防災関係機関と協力して行う環境放射線モニタリングの実施および結果の公表に協力する。

2 影響調査の実施等

県の指示と協力により、農林業、商工業等の受けた被害について調査し、資料を整備する。

また、県と協力し、避難および屋内退避を行った住民等に対し災害時にその地域に所在した旨の証明、避難施設において講じた措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

3 風評被害等の影響の軽減

国および県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止または影響の軽減するために、農林業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

4 各種制限措置の解除

県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言および指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示する。

また、解除実施状況を把握し、各種制限措置が適切に解除されたことを確認する。

5 被災者等の生活再建等の支援

(1) 住まいの確保、生活資金等の支給等

国、県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。

(2) 被災者の自立に対する援助、助成相談等

国、県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成相談等を実施する。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

第4章 災害復旧計画

第4節 災害復興

（3）災害復興基金の設立等の検討

県と連携し、被災者の救済および自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

